

## 第4次人にやさしいまちづくり推進計画 令和3年度実施計画進捗状況

第4次人まち計画での位置付け		No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度(ない場合は記載不要)	方向性		目標	令和3年度		事業の実施状況(取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価(目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)	
基本方針	基本目標						施策の方向	方向性		予算計上	具体的な取組内容				
											計画				実績見込み
1	誰もが互いを尊重し理解し合えるまちづくり	誰かが理解し合えるまちづくり	①人にやさしいまちづくりの考え方を理解し認め合うための広報や教育・学習を推進します。また、日常生活の中で起きた困りごとについての相談窓口や支援体制を整えます。	①人にやさしいまちづくり、ユニバーサルデザインの考え方を広く普及するために、啓発活動のほか、学校や地域での学習推進を図ります。	・職員研修 ・教員研修 ・普及啓発パンフレット、冊子配布	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・研修受講者が、人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を理解し、業務に取り入れ、授業等の中で子どもたちに伝えたりするなど、それぞれの立場において活用できる状態とする。 ・普及啓発パンフレット・冊子や広報を利用し、市民や企業に人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を普及する。 ・人にやさしいまちづくり推進の取組の理解割合28% ・ユニバーサルデザインの理解割合48% (いずれもR3到達目標)	・採用3年目職員研修の実施(1回) ・教職員研修の実施(1回) ・市民や企業への普及啓発パンフレット、冊子配布 ・地域の集まりや企業訪問の際に説明を実施(随時) ・関連団体(社会福祉協議会等)のイベント等での市民への普及啓発 ・小中学校でのユニバーサルデザインに関する授業の実施や出前講座の実施依頼	・採用3年目職員研修の実施(1回) ・教職員研修の実施(1回) ※同日同内容で2回に分けて実施 ・市民や企業への普及啓発パンフレット、冊子配布 ・地域の集まりや企業訪問の際に説明を実施(2回) ・関連団体(社会福祉協議会等)のイベント等での市民への普及啓発 ・小中学校でのユニバーサルデザインに関する授業の実施や出前講座(2回)	A: 計画どおりすべて実施(100%)	C: 目標を達成できなかった	・教員研修では、参加者の95.6%が授業の実施方法を理解できたと回答したことから、学校での活用できる体制づくりに寄与できた。 ・関連団体との連携もスムーズに取れるようになり、普及啓発活動が促進された。 ・市民意識調査の結果、市が人にやさしいまちづくり推進に取り組んでいることを理解している人の割合が目標に達しなかった。
							令和2年度	-	有	・障害者差別解消法の趣旨等を市民をはじめとした事業所等に周知することにより、障害のある人への合理的配慮が提供されるよう環境の整備を図るとともに、差別事業が生じた場合に相談、情報提供しやすい体制を整える。 ・上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例を制定し、障害の有無にかかわらず、円滑にコミュニケーションができる環境の整備を図る。	・上越市障害者差別解消支援地域協議会の開催: 年2回 ・障害者差別解消に資する啓発活動の実施。 ・障害を理由とする差別に関する相談対応: 1件以上 ・条例制定を契機に、障害の有無にかかわらず、多様なコミュニケーション手段があることの理解を求める市民啓発を行う。 ・条例制定記念イベントの開催(11月) リーフレットの作成、職員研修の開催	・上越市障害者差別解消支援地域協議会の開催: 年2回(第1回R3年8月10日※書面会議、第2回R4年2月8日※書面会議) ・職員研修の開催 ・リーフレットの購入・配布 ・市民啓発のためのイベント開催 ・障害者差別解消に資する広報掲載 ・相談支援事業所及び地域包括支援センターからの情報収集	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	各種啓発活動により、障害者差別解消や合理的配慮の提供に向け市民の理解促進を図った。 上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例を制定し、その趣旨等について周知を図ることで、障害の有無にかかわらず、円滑にコミュニケーションができる環境の整備を図った。
							令和5年度	-	有	・障害のある人等の生活全般に関する悩みについて、地域の相談支援事業所等と連携し、より相談しやすい相談支援環境を整える。	・相談支援事業所や地域包括支援センターなど関係機関が連携・協力し、地域に密着した相談支援を行う。	すこやかなくらし包括支援センターが中心となり、地域包括支援センターとの意見交換や研修等を実施することで、連携が強化された。	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	関係機関の連携・協力体制の強化が図られたことで、より相談しやすい相談支援環境が整えられた。
							令和4年度	-	有	・適切な支援・助言を行うことで相談者が安心して生活を送れる状態に。また、配偶者等からの暴力被害にあっては、関係機関等と連携しながら、安全確保が図られる状態にする。	・女性相談員を配置し、様々な悩みや問題等の相談を受け付け、必要な支援を講じる。 相談員 3人 相談時間 月～土曜日 9:00～17:00 (毎週火曜日は電話相談を19:00まで延長) ※日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日は休み。その他出張相談あり(事前予約制)	・適切な支援・助言を行うことで相談者が安心して生活を送れる状態にすることができた。また、配偶者等からの暴力被害にあっては、関係機関等と連携しながら、安全確保が図られる状態にすることができた。 相談件数: 3,500件(見込)	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・必要に応じて、庁内の関係課等や県の女性相談所、児童相談所、また警察署などの関係機関と連携・協力しながら適切な相談・支援を努めたことにより、相談者が安心して生活を送ることができ、DV被害者に対しては安全確保が図られる状態にすることができた。
							令和4年度	-	無	・地域包括支援センターにおいて高齢者の権利擁護などに関する相談に対応する。 ・地域包括支援センター職員への対応力の向上を図る研修会を開催し、相談に適切に対応できるようにする。	・身近な地域の地域包括支援センターにおいて、高齢者に関する相談支援を行う。 ・高齢者虐待や成年後見制度など地域包括支援センター職員へのスキルアップのための研修会を開催する。	・地域包括支援センターにおいて、高齢者に関する相談支援を行った。 ・地域包括支援センター職員を対象に成年後見制度や虐待、認知症、医療連携、福祉制度等に関する研修会を開催した。	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	地域包括支援センターにおいて、高齢者の権利擁護などの相談に対応しているほか、セクハラ職員を対象に研修会を開催し、対応力の向上を図った。
							令和4年度	-	有	・外国人相談窓口において、相談者の問題解決に向けた支援を行い、安全・安心な生活を送ることができるようにする。	・上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設する。 月～金曜日 10:00～17:00	・上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設した。 月～金曜日 10:00～17:00 相談件数: 350件	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送るための各種相談に応じ、問題を解決することができた。
							令和4年度	-	有	・児童相談所等の関係機関と連携し、虐待の早期発見・早期対応を行うとともに、保護者等の不安や負担感等の軽減を図る。 ・子どもの権利について、子ども自身と市民が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。 ・虐待、いじめ、差別などから子どもの権利が侵害されないよう、教職員の研修を充実し、資質を高める。 ・いじめ問題対策連絡協議会等の開催により、関係団体との情報交換や連携を図る。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST(上越あんしんサポートチーム)が関係機関と連携を図りながら、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー、担当指導主事を派遣するなどして学校を支援し、問題の早期解決を図る。	・年1回上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議及び隔月で実務者会議を開催する。また、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するとともに、関係機関等と連携し、支援する。 ・児童虐待防止推進月間において、広報上越やFM-J等で虐待に関する相談窓口の周知を行った。 ・市民向けの「子どもの虐待予防出前講座」や保育士や教職員向けの虐待対応研修を開催する。 ・高校等の教員を対象に「上越市子どもの虐待防止ハンドブック<ダイジェスト版>」を活用した研修会を開催する。 ・子どもの権利学習教材「えがお」を使用した子どもの権利学習を市立全小中学校の授業に取り入れて実施する。 ・いじめ問題対策連絡協議会等を開催する。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST(上越あんしんサポートチーム)が関係機関と連携を図りながら、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー、担当指導主事を派遣するなどして学校を支援し、問題の早期解決に努める。	・年1回上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議及び隔月で実務者会議を開催する。また、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するとともに、関係機関等と連携し、支援した。 ・児童虐待防止推進月間において、広報上越やFM-J等で虐待に関する相談窓口の周知を行った。 ・市民向けの「子どもの虐待予防出前講座」や保育士や教職員向けの虐待対応研修を開催した。 ・高校等の教員を対象に「上越市子どもの虐待防止ハンドブック<ダイジェスト版>」を活用した研修会を開催した。 ・子育てinfoハンドブックに子どもの権利について記載し、出生届提出時やセミナー実施時に配布することで、子育て世帯に子どもの権利を周知した。 ・広報上越やFM-J、市役所のデジタルサイネージ等を活用し、市民に広く子どもの権利を周知した。 ・子どもの権利学習教材「えがお」を使用した子どもの権利学習を市立全小中学校の授業に取り入れて実施することができた。 ・高田特別支援学校の生徒・保護者・教職員や民生委員児童委員協議会の委員を対象に子どもの権利に関する出前講座を実施することで、子どもの権利への意識を高めた。 ・5月18日(火)に第1回いじめ問題対策連絡協議会を開催した。関係団体から12名が参加し、いじめの実態に基づく防止等の取組について協議を行った。第2回は、まん延防止等重点措置が新潟県に適用されたため、書面による開催とした。	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・代表者会議や実務者会議を通じて関係機関の連携を図った。また、出前講座や対応研修を通じて児童虐待の早期発見に向け、意識を高めた。 ・子育てinfoハンドブックに子どもの権利について記載し、出生届提出時やセミナー実施時に配布することで、子育て世帯に子どもの権利を周知することにより、子どもの権利への意識を高めた。 ・広報上越やFM-J、市役所のデジタルサイネージ等を活用し、市民に広く子どもの権利を周知することにより、子どもの権利への意識を高めた。 ・全学年で「えがお」を使用した子どもの権利学習を行い、また、学習結果を保護者と共有することで、子どもや保護者が子どもの権利について、認知、理解を深める一助となった。 ・高田特別支援学校の生徒・保護者・教職員や民生委員児童委員協議会の委員を対象に子どもの権利に関する出前講座を実施することで、子どもの権利への意識を高めた。 ・第1回は、事例を基に、いじめの実態に基づく防止等の協議を行った。第2回は、各団体の取組について報告し、改善点について意見をまとめた。

第4次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度(ない場合は記載不要)	令和3年度							
基本方針	基本目標	施策の方向	方向性						予算計上	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価(目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)	
											計画	実績見込み				
				8	悩み事や不安の解消に向け、適切な対応窓口や相談先の紹介、法律相談の案内等を行います。	・市民相談の実施	・上越市市民相談センター事業実施要綱	-	-	有	・市民の多様な相談に迅速な対応ができるよう情報収集し、庁内関係課との連携体制を維持する。 ・弁護士、司法書士による無料法律相談の実施。	・市民相談員1人 ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 ・弁護士相談：第1週～第4週の金曜日 午後 ・司法書士相談：毎週火曜日 午後	・市民相談員1人…242回開催(1,056件) ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 ・弁護士相談：第1週～第4週の金曜日 午後…46回開催(144件) ・司法書士相談：毎週火曜日 午後…50回開催(84件)	A：計画どおりすべて実施(100%)	A：目標達成(100%)	・弁護士、司法書士による無料法律相談を実施するとともに、庁内関係課との連携により、多様な相談に対し適切な窓口を案内して、相談者の不安解消が図られた。
				9	消費者と事業者との間に生じた商品やサービスに関する苦情などについて相談を受け付けます。	・消費生活相談の実施	・上越市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	-	-	有	・的確で迅速な相談窓口対応に努め、安心な消費生活の確保を図る。 ・出前講座等の啓発、情報発信等を通して、消費者被害の防止に努める。	・消費生活相談員3人 ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 ・多重債務相談：市民相談センターの弁護士、司法書士相談の中で実施	・消費生活相談員3人…242回(1,056件) ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15	A：計画どおりすべて実施(100%)	A：目標達成(100%)	・相談に適切に対応できるよう、相談に係る最新の参考情報を収集するとともに、出前講座等の啓発活動を通じ、消費者被害防止に取り組み、消費生活における不安解消が図られた。
				10	外国人の社会参加を推進するため、日本語教室を開催します。	・日本語教室の開催	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・外国人市民が日本語を効果的に習得できるような学習環境を確保するとともに、日本人市民との交流の場を提供する。	・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行う。 水曜(9:30～11:00) 木曜(17:30～19:00) 金曜(10:00～11:30) 土曜(10:00～11:30)	・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行った。 水曜(9:30～11:00) 木曜(17:30～19:00) 金曜(10:00～11:30) 土曜(10:00～11:30) 述べ受講者数：350人	A：計画どおりすべて実施(100%)	A：目標達成(100%)	・外国人市民に向けた当教室では、受講者のニーズやレベルに応じた学習内容とすることで、効果的な学習環境を提供し、日本語の習得に効果を上げることができた。 ・外国人集住地域に赴き教室を開催し、外国人市民と地元の市民との交流を図るとともに、ニーズを把握することができた。
				11	ユニバーサルデザインに配慮した広報紙づくりに取り組みます。	・読みやすさに配慮したUDフォントを使用したページ作成		-	-	有	・年代を問わず多くの市民に読まれ、より内容が伝わりやすい広報紙を作成する。	・毎号の広報上越について、UDフォントの使用や配色、レイアウトなどの紙面デザインの工夫により、読みやすさ、伝わりやすさに配慮し作成する。	・毎号の広報上越について、UDフォントの使用や配色、レイアウトなどの紙面デザインの工夫により、読みやすさ、伝わりやすさに配慮し作成した。	A：計画どおりすべて実施(100%)	A：目標達成(100%)	・特集記事については、まずは読んでみようと思ってもらえるような全体レイアウトを心がけ、そのうえで読みやすく、内容の理解を助けるようなフォント使い、配色、パーツレイアウトの工夫に取り組んだ。
				12	広報媒体に外国語翻訳を付加し、外国人の市政に対する理解を深めます。	・市ホームページの翻訳機能(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体)、ベトナム語、ミャンマー語、タガログ語) ・市勢要覧の翻訳資料発行(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体))		-	拡充	有	・市の広報媒体に外国語翻訳を付加することにより、外国人による市政への理解を深める。 ・広報上越等の市政情報を多言語で配信し、外国人市民が必要な情報を見ることができ環境を整える。	・市ホームページのトップページに民間サービスの翻訳機能(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体)、ベトナム語、ミャンマー語、タガログ語)を引き続き配置するとともに、平成30年度に発行した改訂版の市勢要覧の翻訳資料を活用する。 ・視察や研修、交流事業などで当市へ外国人を迎えるときや、当市から海外へ出かける際に、当市を紹介するための資料として市勢要覧の翻訳資料を配布する。 ・多言語対応情報発信ツールを活用し、広報上越等の市政情報を多言語で配信する。	・市ホームページのトップページに民間サービスの翻訳機能(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体)、ベトナム語、ミャンマー語、タガログ語)を引き続き配置。 ・令和3年度における市勢要覧の翻訳資料の配布については、8月24日現在で実績なし。 ・多言語対応情報発信ツール「カタログポケット」を活用し、広報上越やハザードマップ等の市政情報を多言語で配信した。	A：計画どおりすべて実施(100%)	A：目標達成(100%)	・市ホームページについては、令和3年3月上越国際交流協会などへも改善に向けた意見を求めるなどを行ったうえでリニューアルを行い、同時に自動翻訳の対応言語を増やしており、今後も継続して管理、運用していく。 ・多言語配信については、発行日に合わせて配信し、外国人市民にも素早く情報を届けることができている。今後は、他自治体の掲載方法を参考にするとし、伝わりやすさなどを考慮した文字レイアウトを検討していく。

第4次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度(ない場合は記載不要)	令和3年度									
基本方針	基本目標	施策の方向						方向性	予算の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価(目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)		
											計画	実績見込み					
2	誰もが個性の力を発揮できるようなまちづくり	(1)児童・生徒のニーズに応じた支援を推進するとともに、市民の生涯を通じた多様な学習・スポーツ機会の拡充を推進します。	①自立・共生を目指す学校教育環境の充実	13	特別な支援を必要とする児童生徒にきめ細かい教育を実施するとともに、就学の場や内容について支援、助言を行います。	・就学アドバイザーによる就学相談 ・巡回相談員による学校訪問 ・教育補助員などの配置による特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築	・上越市第2次総合教育プラン ・上越市子ども・子育て支援総合計画 ・上越市第6次総合計画	令和4年度 令和6年度 令和4年度	-	有	・就学アドバイザーによる就学相談により、就学がスムーズにできるようにする。 ・巡回相談員による学校訪問により、特別な支援が必要な児童生徒の支援方針について共通理解し、学校体制を整備したり強化したりして、自校で対応できる学校を増やす。 ・教育補助員などの配置による特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を充実させるため、安心して学校生活が送れるようにする。	・就学アドバイザーによる就学相談を実施し、保幼小のつながりをスムーズにする。 ・巡回相談員による学校訪問を実施し、児童生徒の相談を行う中で校内の特別支援教育体制の整備や強化を図る。 ・特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行い、校内の支援体制を充実させるため、教育補助員などを配置する。	・就学アドバイザーによる就学相談を実施し、保幼小のつながりがスムーズになるような体制を整備した。 ・巡回相談員を33名配置し、要請のあった学校に巡回相談を行い、児童生徒への支援を検討しながら校内の支援体制の強化を図った。 ・特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援のため、教育補助員を89名配置した。 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築に関して、各学校への周知やケース会議での助言等を行った。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・就学アドバイザーによる就学相談を実施し、保幼小(保育所、幼稚園等、小学校)がスムーズにつながる体制を整備した。 ・巡回相談員を配置し、要請のあった学校に巡回相談を行った。また、ケース会議で児童生徒の実態や環境による要因分析と支援方針を共通理解するなど支援体制を強化した。 ・教育補助員を配置し、特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活へきめ細かい支援ができた。 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築に関して、各学校へ周知したりケース会議での助言等を行ったりできた。	
				14	家庭の経済的負担を軽減するため、入園・保育や就学にかかる費用を補助します。	・幼稚園児：入園料・保育料の補助 ・児童生徒：学用品の購入費、給食費等の補助	・上越市第2次総合教育プラン ・上越市子ども・子育て支援総合計画	令和4年度 令和6年度	-	有	・児童生徒：経済的な理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費の一部又は全部を補助することにより、経済的負担を軽減する。 ・幼稚園児：市立幼稚園に通う全ての園児の保育料を無償とすることで、保護者の経済的負担を軽減する。	・児童生徒：援助を必要としている保護者へ確実に援助できるよう、制度の周知を徹底する。 ○周知方法：全児童生徒に制度案内を年3回配布するほか、広報上越(4月号)及び市ホームページへの掲載を行う。 ・幼稚園児：国の制度に基づき、市立幼稚園に通う全ての園児の保育料を無償とする。	・児童生徒：援助を必要としている保護者へ確実に援助できるよう、制度の周知を行った。 ○周知方法：全児童生徒に制度案内を年3回配布するほか、広報上越(4月号)及び市ホームページへの掲載を行った。 ・幼稚園児：国の制度に基づき、市立幼稚園に通う全ての園児の保育料を無償とした。 幼稚園児：31人、2,976千円/年の保育料免除	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・制度の周知徹底により、経済的理由から就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等の援助を行い、経済的負担を軽減することができたものと考ええる。 ・幼稚園児：国の制度に基づき、市立幼稚園に通う全ての園児の保育料を無償とすることで、保護者の経済的負担を軽減し、教育環境を整えた。	
				15	高校、大学進学者の家庭の経済的負担を軽減するため、奨学金の貸付を行います。	・奨学金の貸付	・上越市子ども・子育て支援総合計画	令和6年度	-	有	・経済的理由等により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知と奨学生の募集を行う。	・経済的理由により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知を徹底し、奨学生の募集を行う。 ○周知及び募集回数：2回(予約募集、在学募集) ○募集方法：広報上越や市ホームページを活用するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付する。	・経済的理由により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知及び奨学生の募集を行った。 ○周知及び募集回数：3回(予約募集、在学募集、募集期間の延長) ○広報上越(3/1号、10/1号)及び市ホームページへ募集案内を掲載するとともに、市内外の中学校、高校、大学等、合計112施設宛に募集要項を送付した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・制度の周知徹底を行うことで、経済的理由により修学が困難な学生への支援を行うことができた。 ・また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、在学募集の期間を令和4年3月末まで延長し、延長期間中に2件の申請があり、支援することができた。	
				16	②市民の多様な学習・スポーツ機会の充実	自主的な学習活動の高まりや、まちづくり活動を支援するため、公民館において各種講座を開催します。	・5つの事業の柱である「学びのきっかけづくり」「未来を支える人づくり」「育ち合い、支え合う家庭環境づくり」「地域・現代課題に対応した地域づくり」「行動する人への支援」を踏まえた公民館事業の開催(各年齢期における公民館事業の開催)	・上越市総合教育プラン ・上越市第6次総合計画	令和4年度 令和4年度	-	有	・すべての地区公民館で、各年齢期における事業を開催することにより、生涯を通じて学べる機会の充実を図る。	・すべての地区公民館で、学びのきっかけづくり・未来を支える人づくりに向けた事業を実施する。 該当事業：108事業	・すべての地区公民館で、学びのきっかけづくり・未来を支える人づくりに向けた事業を実施した。 該当事業：100事業	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部の事業の中止または計画の変更等を行ったものの、すべての地区公民館で「学びのきっかけづくり」「未来を支える人づくりに向けた事業を実施し、生涯を通じて学べる機会を提供した。
				17	視覚に障害のある人など、活字による読書が困難な市民に対し読書環境の整備を図ります。	・録音図書(カセット、デジタル図書)や点字図書の作製と貸出 ・対面朗読サービス	・障害者差別解消法 ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	-	-	有	・活字による読書が困難な方のために、録音図書や点字図書などの専用資料を整備し提供することで、広く図書館サービスの利用促進を図る。 目標：録音図書や点字図書等の年間貸出タイトル数560600タイトル。	・ボランティア団体と連携し、録音図書を年間50本程度新規作製することで、蔵書の充実を図る。 ・サービスについて広く周知し、貸出の増進を図る。	・ボランティア団体と協力し、新規資料を36点作成済みであり、蔵書の充実が図られている。 ・録音図書および点字図書の貸出数は目標を達成できる見込み。(12月末現在で、431タイトルの貸出)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・ボランティア団体の協力により、新規の資料作成は順調に進められている。また、それに伴い貸出も堅調にされており、今年度の目標を達成できる見込みである。	
18	子どもから高齢者等、すべての人がライフステージに応じたスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ機会の充実を図るなど、スポーツ環境を整備します。	・市広報等への情報提供 ・総合型地域スポーツクラブ等への支援 ・各種講習会等へのスポーツ推進委員の派遣 ・障害者のスポーツ活動の場の確保及び活動支援	・上越市第6次総合計画 ・上越市総合教育プラン ・上越市障害者福祉計画	令和4年度 令和4年度 令和5年度	-	有	・スポーツ活動に参加できるよう、各種スポーツイベントを市広報等で情報提供を行う。 ・総合型地域スポーツクラブ等の活動が円滑に行われるよう支援を行う。 ・各種講習会等へスポーツ推進委員を派遣し、スポーツ機会の充実を図る。 ・障害者団体や総合型地域スポーツクラブを始めとした、様々な団体と連携を図り、幅広い年代層に障害者スポーツや生涯スポーツの理解醸成と普及促進を図る。	・市内で開催する各種依頼される各スポーツ教室や、大会を市広報・ホームページで情報提供する。 ・総合型地域スポーツクラブのコロナ禍での活動を支援するための研修会を開催する。 ・地域のスポーツ活動を支援するため、スポーツ推進委員を派遣する。 ・障害者団体や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員などが行う行事等への相互参加の働きかけ及び支援を行う。	・広報上越掲載件数：29件 ・総合型地域スポーツクラブ研修会：11月に開催 ・スポーツ推進委員の派遣回数+70回(延べ346人派遣) ・障害者団体や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員などが行う行事等への相互参加の働きかけ及び支援 ⇒11月にスポーツ推進委員会、レクリエーション協会、身体障害者連絡協議会の3団体が協働して市民向けのニュースポーツ体験会を実施。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・スポーツ活動に関する情報発信、機会の提供のほか、関係団体の支援ができた。					

第4次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度(ない場合は記載不要)	令和3年度								
基本方針	基本目標	施策の方向						方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価(目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)	
											計画	実績見込み				
3	誰もが働けるまちづくり	<p>(1)誰もが生きがいをもって自分らしく暮らせるよう、雇用機会の確保と職業能力の向上を図ります。</p> <p>①雇用機会の創出</p>	19	市内企業等への就労を支援し、雇用の安定につながる施策を推進します。	・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催 ・雇用情報交換会における施策の検討 ・インターンシップの促進 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナーの開催	上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催及び就職促進家賃補助を行い市内企業等への就労を促す。 ・インターンシップ登録事業所を増加する。 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナーを開催し、地元企業への定着を促す。	・大学等の市内企業の見学2回 ・就職ガイダンス等の開催 ・就労促進家賃補助金の交付 ・市内外の学校や市内事業所の訪問 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナー(新入社員、中堅社員等を対象)を開催。	・関係機関と連携した就職ガイダンスの開催 ・就労促進家賃補助金の交付 ・市内企業と連携し、高校生の企業見学会や企業による出張説明会の開催 ・新入社員研修、中堅社員研修の開催	B: 計画をほぼ実施(80%以上)	B: 目標はほぼ達成(80%以上)	・新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一部実施ができなかったが、高校生の企業見学会や新入社員研修等の開催し、市内企業への定着を図ることができた。	
			20	障害のある人の雇用環境を向上させるため、事業者への意識啓発や雇用促進につながる施策を推進します。	・関係機関と連携し障害者合同就職面接会等の開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置の実施	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・関係機関と連携し障害者合同就職面接会等を開催し、雇用促進を図る。 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施し、雇用促進と就労の安定を図る。 ・障害者の実雇用率(民間企業): 2.3%以上	・障害者合同就職面接会を開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施	・関係機関と連携した障害者合同就職説明会を2回開催(R3.10、R4.2(予定)) ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優先措置の実施	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・関係機関と連携し就職説明会の開催や障害者多数雇用啓発チラシによる周知を図り、障害のある人の雇用環境の向上を図ることができた。	
			21	障害のある人の雇用の機会を創出するため、既存の業種にとらわれず多様な業種連携により、新たな分野の開拓に努めます。	・ハローワークや就業・生活支援センターとの連携を図り雇用の促進を図る。 ・農福連携障害者就労支援コーディネート事業の実施	・上越市第6次総合計画 ・上越市障害者福祉計画	令和4年度 令和2年度	-	有	・就業・生活支援センター及び上越ワーキングネットワークと連携し、受託農作業や農業実習体験の新規受入農家の開拓によって障害者の就農や就労意欲の向上につなげるとともに農業分野での就労機会の拡大を図る。	・上越ワーキングネットワークに農作業受託の拡大に向けた委託業務を発注し、農作業受託の窓口として、継続の農作業を受託するとともに新規の受入農家を開拓する。また、農業者・福祉事業所双方の意識や知識を高めるための研修会を実施する。	・上越ワーキングネットワークにおける農作業受託とマッチング、新規受入農家の開拓 ・農業者、福祉事業所、農業関係者を対象とした研修会の開催(R4年2月4日、※コロナにより中止)	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・上越ワーキングネットワークにおける農作業等の受託により、福祉分野において安定した農作業の受注が実現できた。	
			22	就職を希望する障害のある人が一般就労できるよう就労や雇用の相談、職場開拓や職場定着の支援を行います。	・就業・生活支援センターにおける相談支援 ・ジョブサポーターを設置しての就労支援	・上越市第6次総合計画 ・上越市障害者福祉計画	令和4年度 令和2年度	-	有	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、在宅で生活している障害のある人への訪問や実習等の支援、職場開拓、職場定着に向けた支援を実施する。 ・就労前の支援にあつては、在宅で生活している障害のある人から就労意欲を持ってもらうため、継続してきめ細かな連絡や訪問を行い、実習支援や就労につなげる。	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、①就労前支援(就労活動に係る意欲の増進等) ②訓練支援(障害福祉事業所における訓練実施に係る調整等) ③実習支援(企業等における実習実施に係る調整等) ④定着支援(対象者の就労定着に向けた支援等) ⑤職場開拓(就労先企業等の開拓)を実施する。	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、障害のある人の就労や職場定着に向けた相談・支援や就労先、実習先の開拓に資する取組を行った。	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・障害のある人の意向を踏まえた就労や職場定着の支援を行うことで、適切な訓練、実習や、一般就労につなげることができた。	
			23	仕事と家庭生活の調和や女性の活躍推進を実現できる職場環境の改善を進める施策を推進します。	・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金の実施 ・周知チラシの配布、企業訪問等での意識啓発	・上越市第6次総合計画 ・上越市男女共同参画基本計画	令和4年度 令和4年度	-	有	・ワーク・ライフ・バランス推進セミナーを開催するほか広報誌や市のホームページ及びパンフレット作成・配布、事業所訪問等で情報提供を行うことにより、事業者等に対する意識啓発に取り組み、職場環境の改善につなげる。	・ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への利子補給補助 ・HPへの掲載やチラシやパンフレットの配布、企業訪問等での意識啓発 ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたセミナーの開催	・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたセミナーを2回開催(R3.9、R3.11) ・HPへの情報掲載や、チラシ、パンフレットの配布 利子補給については、実績なしの見込み	B: 計画をほぼ実施(80%以上)	B: 目標はほぼ達成(80%以上)	・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたセミナーの開催や新たにパンフレットを作成したほか、市HPへの掲載と関連団体と連携し、市内企業へ配布を行い、ワークライフバランスに係る意識啓発を図ることができた。 ・上記取組みを実施したが、企業による利子補給の活用に至っていない。	
			24	②職業能力や人材の育成	ひとり親家庭の就労支援を行います。	・母子・父子自立支援員による就労支援や資格取得のための費用などを助成	・上越市子ども・子育て支援総合計画 ・上越市男女共同参画基本計画	令和6年度 令和4年度	-	有	・安定した就労につながる支援を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を図る。	・母子・父子自立支援員による就労支援の実施 ・資格取得のための費用などを助成(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金) ・対象者への制度案内…手当や医療費の申請に係る相談時や現況届の通知時にチラシを配布	・母子・父子自立支援員による就労支援を実施した 就労相談、履歴書の書き方、ハローワークへの付き添い等を実施した ・資格取得のための費用などを助成(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金) 【実績見込】 自立支援教育訓練給付金 12件 922千円 高等職業訓練促進給付金 4件 4,268千円 ・対象者への制度案内…手当や医療費の申請に係る相談時や現況届の通知時にチラシを配布	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・ひとり親家庭への情報提供や相談を通じて、職業能力の向上や求職活動を支援することにより、生活の安定と経済的自立につなげることができた。
			25	障害者の就労機会の拡充を図るための施策を推進します。	・障害者資格取得支援補助金の交付	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・障害者の就労機会の拡充を図る。 ・障害者の実雇用率(民間企業): 2.3%以上	・障害者合同就職面接会の開催(2回) ・障害者資格取得支援補助	・関係機関と連携した障害者合同就職説明会を2回開催(R3.10、R4.2(予定)) ・障害者資格取得支援補助の実施	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・関係機関と連携し、障害のある人の合同説明会を開催するとともに、障害のある方の資格取得に対する経費を助成し、就労機会の拡充を図ることができた。	
			26	あらゆる場面で女性の能力が発揮できるよう支援を行います。	・スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供 ・女性向け人材育成講座の開催 ・女性の再就職の支援 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供	・上越市第6次総合計画 ・上越市男女共同参画基本計画	令和4年度 令和4年度	-	有	・男女共同参画推進センター講座、出前講座の開催や、関係団体が開催する各種研修会等の情報の掲示・提供を通じて、市民へ意識の浸透を図る。 ・女性労働者の福祉の増進と地位の向上に資する事業の実施及び相談窓口の開設をすることにより、女性の再就職支援や労働に関する悩み事を相談できる環境を整える。	・センター講座及び出前講座において、女性の能力発揮支援に関する講座を各1回以上開催する。 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供。 ・雇用政策専門員による相談窓口の開設(月1回)	・男女共同参画推進センター講座及び出前講座等の開催や関係団体の情報提供等を通じて、市民へ意識の浸透を図った。 実施講座: 「ワークライフバランス充実セミナー」(R3.12) 「働き方改革とワークライフバランス」(R3.12) 「出前講座」～ワークライフバランス、女性活躍、ハラスメント防止をテーマに開催(R3.6～R4.2) ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたセミナーを開催 働く女性のライフステージと健康(R3.9) ハラスメント防止セミナー(R3.11) ・雇用政策専門員による相談窓口を開設した。 ・関係機関と連携し、女性の再就職に係る支援を行った。	A: 計画どおりすべて実施(100%)	A: 目標達成(100%)	・男女共同参画推進センター講座において、女性の能力発揮支援に関する講座を実施し、市民へ意識の浸透を図ったことにより、女性が活躍できる社会づくりの取組を進めることができた。 ・女性特有の健康問題やハラスメントの防止に係るセミナーの開催を通じて、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ることができた。	

第4次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度(ない場合は記載不要)	令和3年度								
基本方針	基本目標	施策の方向						方向性	予算計上	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価(目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)	
											計画	実績見込み				
4	誰もが健康に暮らせるまちづくり	(1)誰もが健康な生活を送るための健診の推進や保健指導の充実を図ります。	①健診・保健指導等の推進	27	安心して妊娠・出産を迎える支援をとともに、乳幼児の健やかな成長発達を目指し、妊婦や乳幼児の健康診査や訪問指導などを行います。	・妊婦一般健康診査費公費負担 ・乳幼児健康診査 ・妊婦、産婦、新生児への訪問指導 ・低出生体重児等への訪問指導	・上越市子ども・子育て支援総合計画 ・上越市第6次総合計画 ・上越市健康増進計画	令和6年度 令和4年度 令和4年度	-	有	・すべての妊婦が適切な時期に妊婦一般健康診査を受診するよう促す。 ・各乳幼児健康診査の平均受診率90.0%以上を維持する。 ・産婦及び新生児訪問を全数実施する。	・妊婦一般健康診査費公費負担(14回)を継続する。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨を行う。 ・妊産婦・新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問および低体重児等への訪問指導を実施する。	・妊婦一般健康診査費公費負担(14回)を継続した。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨を行った。 平均受診率(見込):95.2% ・妊産婦・新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問指導を実施した。 訪問実施率(見込):99.6%	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・妊婦一般健康診査費公費負担を継続し、適切な時期に受診するよう妊婦への周知を行い、受診につなげた。 ・乳幼児健康診査は、未受診者に対して電話や家庭訪問等による受診勧奨を行い、目標を達成する見込みである。 ・産婦・新生児訪問については、長期入院や長期里帰り等により訪問できない家庭以外は、助産師等による訪問を実施したことで目標をほぼ達成できる見込みである。
				28	乳幼児や小学生などの感染症予防のため、予防接種を行います。	・各種予防接種の実施	・上越市子ども・子育て支援総合計画 ・上越市第6次総合計画	令和6年度 令和4年度	-	有	・乳幼児、小学生等を対象に予防接種を実施し、平均予防接種率90%以上を確保する。	・乳幼児・小学生の予防接種について、ホームページ掲載、個別通知、出生届出時や乳幼児健診時での説明、電子母子手帳アプリのお知らせ機能により、引き続き接種勧奨に努める。	・乳幼児・小学生の予防接種について、ホームページ掲載、個別通知を実施した。また、出生届出時や乳幼児健診時での説明、電子母子手帳アプリのお知らせ機能を活用し、接種勧奨を行った。 ・見込み接種率:90.2%	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・適時に受診勧奨通知を行ったり、ホームページ、市広報紙などを通じて周知を図ることで、高い接種率を維持し、については公衆衛生の向上に寄与することができた。
				29	幼児期における歯質の向上を図るため、歯科健診や歯の衛生に関する相談、周知、啓発に取り組みます。	・歯科医師の診察、相談 ・ブラッシング指導 ・歯の衛生に関する周知、啓発 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)	・上越市子ども・子育て支援総合事業計画 ・上越市歯科保健計画 ・上越市健康増進計画	令和6年度 令和4年度 令和4年度	-	有	・生活リズムを基盤とした体づくりと、咀嚼や嚥下等の口腔機能を獲得するための食生活の実践を推進する。 ・保護者による適切なブラッシングの実践 ・3歳児のむし歯有病率を10%以下で維持する。 ・5歳児のむし歯有病率を30%以下で維持する。	・歯科医師の診察、相談を実施。 ・ブラッシング指導を実施。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を行う。 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)を実施。	・歯科医師の診察、相談を実施した。 ・イラストを用い、ブラッシング指導を実施した。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を実施した。 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)を実施した。 ・3歳児のむし歯有病率:6.5% ・5歳児のむし歯有病率:22.5%	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・イラストを用いブラッシング指導を実施することで、保護者の適切なブラッシングの理解につなげた。 ・また、1歳児健診から3歳児健診まで半年ごとの歯科健診及び相談、歯科健康教育、フッ化物歯面塗布(希望者)を実施することで、3歳児、5歳児のむし歯有病率の目標を達成する見込みである。 ・歯と口の健康週間事業(お口の健康フェスタ)を実施し、歯の衛生に関する周知、啓発を行った。
				30	乳幼児の基礎的な食習慣や生活リズムの確立のための学習機会を設けます。	・生活習慣の確認 ・子どもの発育、発達についての講話、相談 ・バランス食の学習	・上越市子ども・子育て支援総合計画 ・上越市健康増進計画 ・上越市第6次総合計画	令和6年度 令和4年度 令和4年度	-	有	・乳幼児期の生活習慣の確立のため、健康学習を実施する。(年100回以上)	・乳幼児健診、離乳食相談会、保育園における健康学習を実施する。	・離乳食相談会、保育園における健康学習を実施した。 実施回数(見込)130回	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・離乳食相談会や保育園における生活習慣の確立のための健康学習を繰り返し実施していることで、保護者の理解につながった。 ・健康学習の開催については、新型コロナウイルス感染症に関する対策を講じた上で、目標回数を達成する見込みである。
				31	障害のある人と付き添いの家族を対象とした、安全・安心に受診できる環境を整えた健康診査を実施します。	・予約制の健康診査を実施 ・送迎、介助、車いすによる対応	・上越市健康増進計画	令和4年度	-	有	・障害のある人の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を年2回実施する。 受診者数見込120人。	・送迎、介助、車いすによる対応を行う。 ・健診カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について広く周知を図る。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の方に対応する。	・健康診査受診にあたり、送迎、介助、車いすによる対応を行った。 ・健康診査カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について周知を図った。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の方に対応した。 ・健康診査を年2回実施し、受診者見込み120人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・障害のある人の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査カレンダーや受診勧奨により健診の周知を実施し、健診受診者に対して送迎、介助、車いすによる対応による健康診査を実施し、障害のある人の健診受診につなげた。
				32	後期高齢者の健康増進や重症化予防等のために健康診査や各種がん検診を実施します。	・市が実施する健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診等の各種検診は、70歳以上は無料。	・上越市健康増進計画	令和4年度	-	有	・後期高齢者の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を実施する。 受診者数見込6,800人 ・がんの早期発見、早期治療に結びつけるため各種がん検診を実施する。 受診者数見込 胃がん7,600人、肺がん18,100人、大腸がん14,600人	・過去3年間に健(検)診を受けた人へ受診勧奨の個別通知、町内会や老人会の健康講座などを通じて健康診査や各種がん検診の受診を促していく。	・健康診査カレンダーで健診について周知を行うとともに過去3年間に健(検)診を受けた人へ個別通知での受診勧奨、町内会や老人会の健康講座などを通じて健康診査や各種がん検診の受診を促した。 ・健康診査、各種がん検診の実施 ・健康診査の受診見込 6,300人 ・各種がん検診受診見込 胃がん7,600人、肺がん18,100人、大腸がん14,600人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・後期高齢者の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査カレンダーでの健診について周知を行い、過去3年間に健(検)診を受診した人に対し個別通知を実施し健康診査や各種がん検診の受診につなげた。
(2)誰もが安心して適切な医療が受けられるよう医療体制の充実を図ります。	①地域医療体制の充実	33	平日夜間や休日などにおける急患者に対して、応急的な診療を行います。	・年間を通じて休日・夜間診療所の開設	・上越市子ども・子育て支援事業計画 ・上越市第6次総合計画	令和6年度 令和4年度	-	有	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供する。(診療所開設日数:365日)	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供している。(診療所開設日数:365日)		
		34	中山間地やへき地における地域住民の健康を保持し、安心して生活することができるよう、診療所を開設・運営します。	・各診療所の開設 常設診療所 7施設 出張診療所 1施設	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。(診療所開設数:8施設)	・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援	・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・診療所8施設を開設し、各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援できた。		
		35	市街地の医療機関への通院支援を行うことにより、医療不安の軽減を図ります。	・中ノ俣地区における通院支援車の定期運行 吉川区川谷地区における地域バスの定期運行	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を継続して運行している。(運行日数:中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月~金)	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・通院支援のための車両を継続して運行し、無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減した。(運行日数:中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月~金)		

第4次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度(ない場合は記載不要)	令和3年度		具体的な取組内容	事業の実施状況(取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価(目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)				
基本方針	基本目標	施策の方向						方向性	の有無					の有無	目標	計画	
																計画	実績見込み
(3)誰もが健やかに安心して暮らせるよう各種支援を推進します。	①高齢者福祉の推進		36	要援護高齢者などへ積極的に訪問し、生活情報を収集するとともに、地域包括支援センターの運営内容について情報を発信します。	・訪問による実態把握と情報発信 ・地域包括支援センター職員の研修会開催	・上越市第6次総合計画 ・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和4年度 令和5年度	-	有	・訪問による高齢者の生活実態把握を行い、高齢者支援等についての情報提供を行うとともに、地域の高齢者の実態と地域に存在する隠れた問題やニーズを把握し、必要に応じて支援につなげる。 ・地域包括支援センター職員の研修会を開催し、職員の資質向上とセンターの機能強化を図る。	・一人暮らしの高齢者等を訪問し、実態把握や情報発信、情報収集を行う。 ・地域包括支援センター職員の研修会を5回開催する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・訪問による実態把握を通して、支援が必要な人を確認し、支援につなげるとともに、地域の状況把握を行なった。 ・研修会の開催を通して、地域包括支援センター職員の資質向上を図ることができた。			
			37	介護保険事業計画に基づく介護保険サービスの拡充を図り、必要な保険給付を行います。	・介護保険サービスの拡充 ・必要な介護保険給付	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画 ・上越市第6次総合計画	令和5年度 令和4年度	-	有	・第8期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの給付を行う。	・必要な介護保険サービスの給付 ・介護保険サービスの利用実績を分析し、第8期介護保険事業計画の検証を行う。	・第8期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの給付を行った。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・第8期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの給付ができた。		
			38	すこやかサロンを始めとした地域支え合い事業を実施し、高齢者の閉じこもりを予防するとともに介護予防を推進します。	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防 ・社会交流による閉じこもりの予防 ・身体機能評価の実施	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画 ・上越市第6次総合計画	令和5年度	-	有	・28の地域自治区において、地域支え合い事業を実施し、生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の取組を実施する。 ・住民組織化が図られていない地域自治区において、住民組織化に向けた関係者との協議を継続して実施する。	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防に向けた介護予防教室の実施1,344回 ・社会交流による閉じこもりの予防に向けたサロン等の実施 2,051回 ・身体機能評価の実施 年1回 ・住民組織化が図られていない地域自治区での住民組織化に向けた協議の実施(4地域自治区)	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防に向けた介護予防教室の実施1,344回 ・社会交流による閉じこもりの予防に向けたサロン等の実施 2,051回 ・身体機能評価の実施 年1回 ・住民組織化が図られていない地域自治区での住民組織化に向けた協議の実施(4地域自治区)	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・生活習慣病予防や口腔ケア等による介護予防教室は、ほぼ計画どおり実施した。 ・社会交流による閉じこもりの予防に向けたサロン等は、ほぼ計画どおり実施した。 ・身体機能評価はほぼ計画通りに実施した。 ・住民組織化が図られていない4つの地域自治区で住民組織化に向けた協議を実施したが、住民組織化を図ることができなかった。		
			39	一人暮らし高齢者などの安定した食の確保と定期的な安否確認のために配食サービスを実施し、高齢者が自立した生活を送ることができるよう支援します。	・高齢者に配食サービスの提供	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	有	・ケアマネジャー等のアセスメントに基づき、必要な人に適切にサービスを提供する。	・引き続き、事業の周知を図り、必要な人に適切にサービスを提供する。	ケアマネジャー等のアセスメントに基づき、必要な人に適切なサービスを提供している。 ・実利用者数486人 ・配食数92,895食	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・アセスメントの実施により、利用者への提供回数や提供する食事の内容などを把握し、一人一人の実情にあったサービス提供ができた。		
			40	高齢者にシニアサポートを交付し、外出のきっかけにしてもらうほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。	・34施設で高齢者の施設使用料(利用料金)の減免を実施する。		-	-	有	・高齢者に外出するきっかけを提供し、家族や仲間との交流を深めることで健康維持及び生きがいのある充実した生活を送る手助けとする。	・シニアサポート対象施設利用時に、半額相当を減免することで、高齢者に外出するきっかけを提供する。(施設には市から減免補てん金を交付) ・シニアサポートの制度や適切な利用について周知を行う。	・シニアサポート対象施設利用時に、半額相当を減免することで、高齢者に外出するきっかけを提供した。(施設には市から減免補てん金を交付)156,452件分35,752千円を見込む ・シニアサポートの制度や適切な利用について周知した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・高齢者に浴槽施設等の利用を通じて外出を促すことにより、閉じこもりを予防するとともに、家族や仲間との交流を深め、健康を維持し、生きがいのある充実した生活を送る手助けとなった。		
			41	スポーツ大会や作品展など、各種事業を開催し、高齢者の生きがいづくり・健康づくりと出番の創出を図ります。	・スポーツ大会や作品展等の開催	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・スポーツや趣味活動などを通じ、高齢者同士の交流や市民との交流を深め、高齢者の健康増進と生きがいづくりに寄与する。 ：シニアスポーツ大会 13地区で実施 3,281人 ：シニア作品展 出展 396点、来場者 1,738人 ：シニアゲートボール大会等 6地区で開催 549人	・老人クラブ連合会を通じ、単位老人クラブに参加を促す。 ・大会等の開催について、報道機関に情報提供を行い、事業のPRを行う。	・老人クラブ連合会を通じ、単位老人クラブに参加や鑑賞を促した。 ・シニア作品展やシニアゲートボール大会の開催について、報道機関に情報提供を行い、事業のPRを行った。 ：シニアスポーツ大会 6区で実施 536人 ：シニア作品展 出展 322点、来場者 823人 ：シニアゲートボール大会 3地区で開催 160人	C:計画どおり実施できなかった	C:目標を達成できなかった	・新型コロナウイルスの影響により、シニアスポーツ大会を中止した。シニア作品展やシニアゲートボール大会は感染防止対策を徹底した上で開催した。これらの事業を通じ、高齢者同士の交流や世代間の交流を促進し、高齢者の生きがいと健康づくりにつなげることができた。		
			42	活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施します。	・シルバー人材センターへの補助金の交付	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	有	・高齢者に対し、就業を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進する。	・活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施する。 上越市シルバー人材センター補助金 金額 17,801千円	・活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施した。 上越市シルバー人材センター補助金 金額 17,801千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・高齢者に対し、就業を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターへ補助を行うことにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進できた。		
			43	会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会に補助金を交付し、活動を支援します。	・老人クラブへの補助金の交付	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	有	・会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの増進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援する。また、各連合会を統括する上越市老人クラブ連合会連絡協議会の活動を支援し、連合会同士の連携を推進する。	・老人クラブへの補助金を交付し、活動を支援する。 ：単位老人クラブへの補助金 老人クラブ連合会加入クラブ 交付額 15,009千円 老人クラブ連合会未加入団体 交付額 802千円 ：老人クラブ連合会への補助金 交付額 6,245千円(活動費) 交付額 200千円(事務費)	・老人クラブへの補助金を交付し、活動を支援する。 ：単位老人クラブへの補助金 老人クラブ連合会加入クラブ 交付額 14,060千円 老人クラブ連合会未加入団体 交付額 779千円 ：老人クラブ連合会への補助金 交付額 6,042千円(活動費) 交付額 200千円(事務費)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・老人クラブ連合会に加入しているクラブ、老人クラブ連合会に加入していない団体、及び老人クラブ連合会の事業費等の一部を助成し、高齢者の健康保持増進活動、交友愛活動及び地域福祉活動を活性化するとともに、高齢者の生きがいと健康づくりにつなげることができた。		
			44	高齢者の生きがいの充実を図るため、創作活動の発表の場や世代を超えた交流の場を提供します。	・シニアセンターにおける常設ギャラリーの展示、談話室の提供		-	-	有	・シニアセンター(本町ふれあい館及び直江津ふれあい館)を設置することにより、高齢者の創作活動の発表の場及び世代を超えた交流の場を提供し、高齢者の生きがいの充実を図る。 入館者数 ：本町ふれあい館 8,146人 ：直江津ふれあい館 2,300人	・毎月の広報上越で作品展示及び作品展示の募集について周知を行う。 ・公民館等で活動している団体など新規利用団体による展示が増えるよう、周知を図る。	毎月の広報上越及び市HPでの作品展示及び展示作品募集を行い、広く周知した。 入館者数 ：本町ふれあい館 10,142人 ：直江津ふれあい館 2,707人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・シニアセンターにおける作品展示や談話室の提供を通じ、高齢者の創作活動や世代を超えた交流が促進され、生きがいづくりや社会参加を促すことができた。		
45	高齢者に関連した行政情報をラジオにより的確にわかりやすく発信します。	・FM放送による、交通事故やクマ出没、特殊詐欺への注意喚起などのタイムリーな情報提供		-	-	有	・コミュニティFM放送を通じて、市からのお知らせや交通事故防止に係る注意喚起等を市民ヘタイムリーに分かりやすく伝える。	・地域に密着したコミュニティFM放送と緊急情報の発信を安定的に継続して行うため、令和3年4月1日付で上越ケーブルビジョン株式会社へ事業譲渡を行う。 ・同社への業務委託により、市政情報の発信を行う。 ・コミュニティFM放送を通じて、緊急情報の発信を行う。	・地域に密着したコミュニティFM放送と緊急情報の発信を安定的に継続して行うため、令和3年4月1日付で上越ケーブルビジョン株式会社へ事業譲渡を行った。 ・同社への業務委託により、市政情報の発信を行った。 ・コミュニティFM放送を通じて、緊急情報の発信を行うことができる環境を維持した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・行政情報番組「広報Jステーション」等において、時期を逸することなく、市からのお知らせ、市民の安全・安心につながる情報、各区の市民による自身の活動紹介や交通事故防止に係る注意喚起等を発信することにより、市民へのタイムリーな情報提供を行うことができた。 ・コミュニティFM放送の事業譲渡により、行政情報と災害時における緊急情報を安定的に継続して放送できる環境を維持した。					

第4次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度(ない場合は記載不要)	令和3年度							
基本方針	基本目標	施策の方向						方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価(目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)
											計画	実績見込み			
		②障害者福祉の推進	46	障害のある人の生活を地域全体で支えるため、上越市自立支援協議会を開催し、関係者の連携強化を図り、住み慣れた地域で暮らすことができるまちづくりを進めます。	・地域の障害者福祉に関する全体協議会、専門部会等の各種会議の開催	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・上越市自立支援協議会の開催を通じて、地域の障害者福祉に関する課題解決に向けた議論を進め、市の施策に反映する。 【上越市自立支援協議会の開催】 ・全体会議(年3回) ・専門部会	・専門部会ごとに地域における課題をテーマとした検討を進めた上で、全体会議等で更に議論を深め施策に反映する。	・各専門部会での協議結果を全体会議で協議し、来年度実施分について施策に反映した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載 ・専門部会において、重点項目について優先順位をつけながら協議を深めることで、施策に結びつけることができた。
			47	障害福祉サービスの拡充を図り、障害のある人が自立した地域生活を送ることができるよう支援します。	・障害福祉サービスの給付を行い、障害のある人の生活支援を行う。	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・障害福祉サービスの給付により、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図る。 ・障害福祉の相談支援専門員及び福祉事業所と連携し、福祉サービスを必要とする人への適切な支援を実施する。	・福祉課窓口での相談や、関係機関(相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関等)と連携し、障害のある人に対し、必要な福祉サービスの利用につなげていく。	・障害福祉の相談支援専門員及び福祉事業所と連携し、障害のある人に対し、適切に障害福祉サービスの利用につなげた。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・福祉サービスを必要とする人へ適切に障害福祉サービスを給付することにより、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図ることができた。
			48	心身に障害のある人の経済的負担を軽減するため、医療費の支給や助成を行います。	・重度心身障害者に対する医療費の助成及び自立支援医療費の支給 ・各種手当の支給 ・心身障害者扶養共済制度掛金及び精神障害者入院医療費の助成	・上越市障害者福祉計画 ・上越市子ども・子育て支援総合計画	令和5年度 令和6年度	-	有	・医療費の助成や手当を給付することにより、障害のある人の経済的負担を軽減する。	医療費の助成や手当を給付する。 ・重度心身障害者医療費助成 5,033人 447,853千円 ・自立支援医療費(更生医療) 447人、101,198千円 ・自立支援医療費(育成医療) 165人、7,259千円 ・精神障害者入院医療費助成 精神保健福祉手帳又は療育手帳所持者で、精神科病棟に入院している人に対し、入院に係る医療費の一部を助成する。助成額:5,000円/月 ・特別障害者手当 329人、109,783千円 ・障害児福祉手当 105人、17,812千円 ・在宅介護手当 260人、15,980千円 ・在宅介助手当 52人、870千円 ・心身障害者扶養共済制度掛金助成 34人、1,320千円	医療費の助成や手当を給付。 ・重度心身障害者医療費助成 5,033人 447,853千円 ・自立支援医療費(更生医療) 447人、101,198千円 ・自立支援医療費(育成医療) 165人、7,259千円 ・精神障害者入院医療費助成 延べ2,040人、10,200千円 ・特別障害者手当 329人、109,783千円 ・障害児福祉手当 105人、17,812千円 ・在宅介護手当 260人、15,980千円 ・在宅介助手当 52人、870千円 ・心身障害者扶養共済制度掛金助成 34人、1,320千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・医療費の助成や手当を給付することにより、障害のある人の経済的負担を軽減できた。
			49	心身に障害を有する児童及び保育において配慮が必要と認められる児童に対して保育を実施します。	・特別な配慮が必要と認められる児童の保育	・上越市子ども・子育て支援事業計画	平成31年度	-	有	・集団保育が可能な障害のある子どもに対して、保育を提供する。	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れる。	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れた。 実利用者見込み 272人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・集団保育が可能な障害のある子どもに対して、適切に保育サービスを提供できた。
			50	発達等に不安を抱える保護者からの相談を受け、必要な療育サービスを提供し、子どもがすこやかに育つことができるよう支援します。	・子どもの発達及び発育に関する相談を実施 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す療育を実施 ・保護者が通院やリフレッシュなどを行う時に子どもを預かる一時保育を実施	・上越市第6次総合計画 ・上越市障害者福祉計画 ・上越市子ども・子育て支援事業計画	令和4年度 令和5年度 令和6年度	-	有	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・事故防止を徹底しながら、安全安心な一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育支援を実施する。 ・事故やけがのない一時保育を実施する。	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育支援を実施した。 ・事故やけがのない一時保育を実施した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・研修等を通して、職員のスキルの向上を図りながら、子どもの発達に関する相談や発達を促す療育支援を実施した。
			51	障害のある人の日常生活における便宜を図るため、日常生活用具の給付などを行います。	・日常生活用具の給付 ・補装具の購入費や修理費の支給	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給し、生活環境を改善する。	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給する。 ・補装具431件43,451千円 ・日常生活用具4,802件46,799千円	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給した。 ・補装具431件43,451千円 ・日常生活用具4,802件46,799千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給し、生活環境を改善できた。
			52	障害者手帳をお持ちの方などの公共施設の利用料を減免し、外出のきっかけにしようほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。	・障害者手帳等所持者や介助者等の公共施設の利用料等の軽減を実施	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	無	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等を軽減することにより、外出や交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援する。	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等の軽減を実施。  【公共施設の使用料減免】 要綱に規定されている公共施設を障害者手帳所持者及び介助者が利用した際に、利用料金の50%を減免。	・障害者手帳所持者及び介助者の公共施設の利用料等の軽減を図った。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等を軽減することにより、外出や交流の機会を増やし生きがいのある充実した生活ができるよう支援できた。

第4次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度(ない場合は記載不要)	令和3年度							
基本方針	基本目標	施策の方向	方向性						予算計上	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価(目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)	
											計画	実績見込み				
				53	障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用料金等の助成や福祉バスの運行などにより外出時の移動を支援します。	・タクシー利用料金等の助成 ・リフト付福祉バス・乗用車の運行 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営を確保 ・自動車の改造費用、免許取得費用の助成	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・障害のある人の移動手段確保のため、福祉有償運送実施団体の円滑な運営を支援する(適切な運送の実施の確保と関係者の合意形成)。 ・タクシー利用券、燃料券の交付や燃料費の助成、自動車改造費等の助成により経済的負担の軽減・社会参加の促進を図る。	・障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用券、自動車改造費等の助成や福祉バスを運行する。 【タクシー利用料金等助成】 タクシー利用券の交付…1人あたり24,000円 燃料券の交付…1人あたり19,000円 燃料費助成…1人あたり19,000円 【運転免許取得費の助成】 助成額：免許取得費用の2/3(10万円限度) 【自動車改造費の助成(本人運転)】 助成額：10万円限度 【介護者用自動車改造費の助成】 助成額：改造費用(60万円)を超える場合は60万円)に下記区分による割合を乗じて得た額 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 2/3 その他の世帯 1/2 【福祉バス運行業務】(車両2台) ふれあい号(大型バス) フレンド号(小型バス) ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営の支援のため、運営協議会を実施する。	【福祉有償運送】 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営の支援のため、運営協議会を実施した(R4年1月21日※書面会議) 【タクシー利用料金等助成】 ・タクシー利用券の交付…2,062人、32,016千円 ・燃料券の交付…2,720人、49,251千円 ・燃料費助成…837人、14,980千円 【運転免許取得費の助成】 3件、300千円 【自動車改造費の助成(本人運転)】 4件、600千円 【介護者用自動車改造費の助成】 5件、1,126千円 【福祉バス運行業務】(車両2台) ・ふれあい号(大型バス) 61日、449.5時間 ・フレンド号(小型バス) 44日、347時間	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・障害のある人の移動手段確保のため、福祉有償運送実施団体の円滑な運営を支援した。 ・タクシー利用券、燃料券の交付や燃料費の助成、自動車改造費等の助成により、障害のある人の経済的負担の軽減と社会参加の促進を図ることができた。
				54	手話通訳者の派遣や手話奉仕員の養成を通じて、聴覚に障害のある人の社会参加を促進します。	・手話通訳者の派遣及び手話奉仕員の養成	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・手話通訳者等を派遣し、聴覚に障害のある人の社会参加を促進する。 ・手話通訳者の早期育成を図る。 手話通訳者資格の取得 1名以上	・手話通訳者等の派遣により、聴覚に障害のある人のコミュニケーションのスムーズ化を図る。 ・派遣可能な有資格者が不足しているため、継続的に養成講座を開催する。	・手話通訳者等の派遣により、聴覚に障害のある人の社会参加の促進等を図った。 手話通訳者等派遣回数：382回、派遣人数：545人  ・派遣可能な有資格者が不足しているため、継続的に養成講座の開催と手話への理解が進むよう周知活動を実施。 また、手話通訳者養成講座のテキスト代を補助し受講者の確保に努めた。手話通訳養成講座(入門編)受講人数10人 ※入門編ほか手話体験講座や手話ステップアップ講座も実施。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・手話通訳者等の派遣依頼に対し、ほぼ対応することができた。 ・手話通訳者資格取得に向けて講座を実施した。
				55	市ホームページの読み上げ機能を活用し、視覚に障害のある人が利用しやすい環境を整えます。	・アクセシビリティ方針に基づく、新規および更新ページのチェック		-	-	有	・最新情報や緊急時の情報を誰もが迅速かつ的確に入手することができるようホームページの内容を掲載・更新時に点検するとともに、古い情報が掲載されたままにならないよう、適切に管理・運用する。	・各担当課が掲載するページの内容については、掲載前に広報対話課で確認し、必要な修正を指示する。すでに終了している行事など古い情報を見つけた時には随時修正、削除を指示する。	各担当課が掲載するページの内容を掲載前に確認し、ウェブアクセシビリティ確保のために必要な修正を指示したほか、ホームページの信頼性を損なう古い記事の削除を指示した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・各担当課が掲載するページの内容を掲載前に確認し、ウェブアクセシビリティ確保のために必要な修正を指示したほか、ホームページの信頼性を損なう古い記事の削除を指示し、適切に管理・運用した。
				56	市の広報紙の内容をCDに録音し、視覚に障害のある人に提供します。	・CDによる情報提供	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容を提供する。	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容をCDに録音し市政情報を提供する。	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容をCDに録音し、市政情報を提供した。(36人)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・視覚に障害のある人に広報上越の内容をCDに録音し、市政情報を提供できた。
		③子育て・療育支援の充実		57	保育ニーズに応じて児童の保育を実施します。	・0・1歳児、障害児の保育受入 ・午後7時までの延長保育を実施 ・一時預かりを実施 ・24時間保育・休日保育の実施 ・病児・病後児保育事業の実施	・上越市子ども・子育て支援総合計画	令和6年度	-	有	・0・1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる態勢を整え、多様な保育サービスを提供する。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。	・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応し、0・1歳児保育、子育て支援1歳児保育、障害児保育、一時預かり保育、午後7時までの延長保育、休日保育を実施する。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。	・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、多様な保育サービスを提供した。 0・1歳児(実利用者見込み) 1,033人 障害児保育(実利用者見込み) 193人 一時預かり(延べ利用者見込み) 3,710人 午後7時までの延長保育(延べ利用者見込み)12,638人 休日保育(延べ利用者見込み) 732人 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供した。 【延べ利用者数(見込み)】 ファミリーヘルプ保育園 9,856人 病児・病後児保育室 4,260人	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・0・1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる態勢を整え、多様な保育サービスを提供できた。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受け入れに対応できる態勢を整え、適切に保育サービスを提供できた。
				58	(再掲 No.50) 発達等に不安を抱える保護者からの相談を受け、必要な療育サービスを提供して、子どもがすこやかに育つことができるよう支援します。	・子どもの発達及び発育に関する相談を実施 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す療育を実施 ・保護者が通院やリフレッシュなどを行う時に子どもを預かる一時保育を実施	・上越市第6次総合計画 ・上越市障害者福祉計画 ・上越市子ども・子育て支援総合計画	令和4年度 令和5年度 令和6年度	-	有	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・事故防止を徹底しながら、安全安心な一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育支援を実施する。 ・事故やけがのない一時保育を実施する。	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育支援を実施した。 ・事故やけがのない一時保育を実施した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・研修等を通して、職員のスキルの向上を図りながら、子どもの発達に関する相談や発達を促す療育支援を実施した。



第4次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度(ない場合は記載不要)	令和3年度									
基本方針	基本目標	施策の方向	方向性						の 有 算 計 上	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価(目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)			
											計画	実績見込み						
5	誰もが互いに支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します。	①ボランティア参加、地域活動、市民活動への支援を推進するとともに、ボランティアを必要とする人の利用促進を図ります。	①ボランティア活動や地域での支え合い活動のための環境づくり	59	共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します。	・NPO・ボランティアセンターの運営	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・NPO・ボランティアセンターを拠点とし、市民活動のサポートやボランティアコーディネートに取り組みほか、市民活動に役立つ情報のメール配信を継続して実施し、市民主体のまちづくりへの意識向上を図る。	・NPO・ボランティアセンターを拠点に市民活動に関する相談、ボランティアに関するニーズ情報の収集・発信及びコーディネートを行うほか、市民活動の場を提供する。 ・メールマガジンをNPO・ボランティアセンター登録団体及び過去の交流会・ツアー参加者(約360団体・個人)に対して配信する。	・NPO・ボランティアセンターを拠点に市民活動に関する相談、ボランティアに関するニーズ情報の収集・発信及びコーディネートを行うほか、市民活動の場を提供した。成立件数：31件(R4.1現在)。 ・メールマガジンをNPO・ボランティアセンター登録団体及び過去の交流会・ツアー参加者(約360団体・個人)に対して配信した。	A：計画どおりすべて実施(100%)	A：目標達成(100%)	・NPO・ボランティアセンターにてボランティアの相談やコーディネート、情報提供などの支援をすることで、ボランティアの参加の機会を促進することができた。		
				60	地域コミュニティが抱える課題を解決するための支援を行います。	・地域コミュニティ活動サポート事業 ・地域コミュニティが抱える課題などの相談	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・住民組織や町内会へ地域コミュニティ活動サポート事業の周知を行うとともに、希望する団体へアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 (新規実施団体 1団体の実施)	・住民組織や町内会等へ地域づくりアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 新規実施団体：1団体(大字南町内会、11月実施、第2回2月実施予定)	A：計画どおりすべて実施(100%)	A：目標達成(100%)	・事業実施により地域が主体の課題解決に向けた話し合いの実施や、具体的な域活動に結び付けるよう支援できた。			
				61	育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	・ファミリーサポートセンターの運営	・上越市子ども・子育て支援総合計画	令和6年度	拡充	有	・仕事と育児の両立を支援するため、提供会員を確保するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、子育て世帯の育児負担の軽減等のニーズに応える。	・依頼会員からのニーズに対応できるよう経済的負担の軽減を図るほか、提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。 ・各種団体等を対象とした説明会(随時開催) ・提供会員養成講座(年4回開催) ・フォローアップ講習会等(年4回開催) ・対象児童の年齢を18歳までに引き上げ、子育て世帯の育児負担の軽減等のニーズに応える。	・提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を実施した。 ・対象児童の年齢を12歳から18歳まで引き上げた。 【実績見込】 各種団体等を対象とした説明会(30回) 提供会員養成講座(4回) フォローアップ講習会等(4回開催)	A：計画どおりすべて実施(100%)	A：目標達成(100%)	・養成講座や講習会を通して、提供会員数の増加や資質向上を図ることにより、子育て世帯の育児負担の軽減につながった。 ・対象児童の年齢を12歳から18歳まで引き上げ、子育て世帯の育児負担の軽減等のニーズに応えた。		
				62	地域における支え合い体制の構築のため、住民主体における生活支援サービスの提供を行います。	・新総合事業の訪問型サービスB(有償ボランティアによる家事支援)を実施し、担い手となる有償ボランティアを養成します。	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	有	・有償ボランティア養成講座を6回開催し、有償ボランティア増員を図る。 ・担い手フォローアップ研修を2回開催し、既に活動している有償ボランティアのフォローアップを図る。 ・有償ボランティア養成講座登録者数80人	・有償ボランティア養成講座を開催し、担い手の確保を図る。 ・担い手フォローアップ講座を開催し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済で未登録となっている方への登録勧奨を通じた担い手確保を図る。	・有償ボランティア養成講座を6回開催し、担い手の確保を図った。 ・担い手フォローアップ講座を2回開催し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済で未登録となっている方への登録勧奨を通じた担い手確保を図った。 ・有償ボランティア養成講座登録者数15人	B：計画をほぼ実施(80%以上)	B：目標はほぼ達成(80%以上)	・有償ボランティア養成講座を開催し、担い手の確保を図ることができた。 ・担い手フォローアップ講座を開催し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済で未登録となっている方への登録勧奨を通じた担い手確保を図ることができた。 ・有償ボランティア養成講座登録者数は、目標を下回る見込みであることから、引き続き講座受講者が増えるよう周知に取り組む必要がある。		
				63	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域における見守りの体制を構築します。	・高齢者見守り支援ネットワーク事業	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	有	・高齢者の異変の早期発見に向けて、地域の実情に合わせた日常の見守り活動を促進する。	・地域に出向き、見守り活動が必要となっている背景や見守り活動のポイントの説明を通じた働きかけ等を行い、地域の実情に合わせた日常の見守り活動の促進につなげる。	・高齢者全体を地域で見守る活動を推進するため、各地域で開催されている地域ケア会議などで効果的な見守りの実施を呼びかけた。 ・高齢者見守り協力事業所や地域包括支援センターと連携し、高齢者の見守りを行い、必要な支援につなげた。	B：計画をほぼ実施(80%以上)	B：目標はほぼ達成(80%以上)	・地域ケア会議や民生委員の研修会を通じて地域課題を洗い出し、見守り活動につなげた。		
				64	同上	・認知症サポーター養成講座	同上	令和5年度	-	有	・小中学校や町内会、事業所等において、認知症を正しく理解し、認知症の人を見守るための認知症サポーター養成講座を100回開催し、1,500人のサポーターを養成する。	・小中学校や町内会、事業所等において、認知症サポーター養成講座を実施する。	・新型コロナウイルス感染症の影響から目標人数には達しなかったが、地域住民や事業所のほか、市内の小中学校、すこやかサロンなどにおいて講座を開催した。 【3月末実績見込】 ・65会開催 ・950人受講	C：計画どおり実施できなかった	C：目標を達成できなかった	・新型コロナウイルス感染症の影響から目標人数には達しなかったが、地域住民や事業所のほか、市内の小中学校、すこやかサロンなどにおいて講座を開催し、認知症サポーターの養成を行った。		
				65	高齢者相互の支援やボランティア活動の普及を推進します。	・シニアサポートセンター事業 ・ボランティア助成制度「美助っ人さん」	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	見直し	有	・シニアサポートセンターの登録者によるボランティア活動を推進する。	・シニアサポートセンターについて、現存の登録者によるボランティア活動を継続する。	・シニアサポートセンターについて、現存の登録者によるボランティア活動を継続した。 ・登録者数 6人 ・事務事業評価に基づき、ボランティア助成制度は令和2年度をもって廃止した。	A：計画どおりすべて実施(100%)	A：目標達成(100%)	・シニアサポートセンターの登録者によるボランティア活動を推進できた。		

第4次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度(ない場合は記載不要)	令和3年度								
基本方針	基本目標	施策の方向						方向性	の 有 無	予 算 計 上	目 標	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価(目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)
												計 画	実 績 見 込 み			
6	誰もが安心して暮らせるまちづくり	(1)防災に関する情報提供や避難時に必要な施策、自助・共助による防災体制の整備を推進します。	①防災対策や避難支援体制の充実	66	市内で発生した犯罪、災害、火災、交通事故などの情報を市民へ知らせることにより、市民がそれらの事態に迅速に対処できるようにします。	・安全メールによる情報発信 ・上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画 ・上越市子ども・子育て支援総合計画	令和4年度 令和6年度	-	有	・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報等を適時的確に発信する。 ・安全メールの登録件数を17,500人にする。	・防犯、防災、火災、交通安全等の情報迅速かつ確実に発信する。 ・各種広報媒体や高齢者世帯訪問等で登録を呼び掛ける。 ・SNS (Facebook及びTwitter) による配信を行う。	・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報等を適時的確に発信する。 ・安全メールの登録件数を17,500人になる見込み。	A: 計画どおりすべて実施 (100%)	A: 目標達成 (100%)	・警察と連携し、迅速かつ確実な情報を配信し、注意喚起や被害防止を図った。 ・SNSを活用した情報発信により、情報手段の多角化につながった。 ・登録者数増に向け上越市への転入者や高齢者世帯に周知チラシを配布するなどした。	
				67	災害の予防及び災害発生時に的確に対応するため、総合的かつ体系的な防災体制の整備を進めます。	・ハザードマップの作成・配布 ・防災行政無線等の整備、運用 ・防災気象情報の提供	・上越市第6次総合計画	令和4年度	拡充	有	・洪水ハザードマップ 県が新たに公表する、想定最大規模の浸水想定区域図に基づき、避難場所の見直しを行い、洪水ハザードマップを更新し全戸配布する。 ・防災行政無線等 防災行政無線システム等の保守点検を行い、常に使用できる状態を維持する。また、中郷区、板倉区及び清里区の防災行政無線更新工事を引き続き行う。 ・防災情報リンク集 新たに必要と思われる情報先として外部リンクの追加や、リンク先ページの更新によるアドレス変更等の対応を定期的に変更する。 ・各種ハザードマップを多言語で配信し、外国人市民の防災知識の普及啓発を図る。	・洪水ハザードマップ 県が新たに公表する、想定最大規模の浸水想定区域図に基づき、避難場所の見直しを行い、洪水ハザードマップを更新し全戸配布する。 ・防災行政無線等 防災行政無線システム等の保守点検を行い、常に使用できる状態を維持している。また、中郷区及び板倉区の防災行政無線更新工において、戸別受信機の設置工事が完了した。清里区は令和2年度に屋外拡声子局及び戸別受信機の整備が完了した。 ・防災情報リンク集 リンク先の更新によるアドレス変更等の対応を定期的に変更している。 ・各種ハザードマップの多言語化 更新した洪水ハザードマップ及び防災ガイドブックを多言語翻訳アプリにより配信した。	・洪水ハザードマップ 更新作業が完了し、広報上越9月号とともに、全戸に配布した。 ・防災行政無線等 防災行政無線システム等の保守点検を行い、常に使用できる状態を維持した。更新工事については、中郷区、板倉区及び清里区において、計画どおり工事が完了し、全市で統一されたシステムの運用が可能となった。 ・防災情報リンク集 リンク先の更新によるアドレス変更等の対応を定期的に変更し、最新の防災情報が取得できる環境を維持した。 ・各種ハザードマップの多言語化 多言語翻訳アプリを活用し、日本語を理解することが難しい外国人市民に対し、災害時の対応等について周知する体制を整えることができた。	A: 計画どおりすべて実施 (100%)	A: 目標達成 (100%)	・洪水ハザードマップ更新作業が完了し、広報上越9月号とともに全戸に配布することで、最新の災害のリスク情報を市民に周知できた。 ・防災行政無線等 防災行政無線システム等の保守点検を行い、常に使用できる状態を維持した。更新工事については、中郷区、板倉区及び清里区において、計画どおり工事が完了し、全市で統一されたシステムの運用が可能となった。 ・防災情報リンク集 リンク先の更新によるアドレス変更等の対応を定期的に変更し、最新の防災情報が取得できる環境を維持した。 ・各種ハザードマップの多言語化 多言語翻訳アプリを活用し、日本語を理解することが難しい外国人市民に対し、災害時の対応等について周知する体制を整えることができた。
				68	要配慮者に配慮した災害対応計画や避難体制の整備を進めます。	・要配慮者に配慮した災害対応計画及び避難体制を整備する。	・上越市第6次総合計画 ・上越市地域防災計画	令和4年度	-	有	・国・県の上位計画や法令等で、避難行動要支援者や要配慮者に関する災害対応や避難体制の見直しがあった場合は、本市においても検討を行い、必要に応じて市地域防災計画の見直しを行う。	・県計画の変更に合わせて修正を行う。	・事務事業評価に基づき、ボランティア助成制度は令和2年度をもって廃止した。	A: 計画どおりすべて実施 (100%)	B: 目標はほぼ達成 (80%以上)	・市地域防災計画の修正は、国・県の上位計画や法令等で避難勧告・避難指示の一本化や新型コロナウイルス感染症に対応した避難体制の整備等に加え、昨冬の大雪災害検証結果を踏まえた修正を行うこととしたため、年度内の修正は困難であるが、次年度の第一四半期中には改定する予定。
				69	要配慮者の的確な把握と緊急時の迅速な対応に向けた仕組みの充実を図ります。	・要配慮者名簿の充実 ・個別避難計画策定の支援	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	無	・町内会(自主防災組織)における個別避難計画の作成率を99%以上とする。	・避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 ・個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。	・避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備(整備率: 99.0%)するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築した。 ・個別避難計画が未策定となっている町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を実施した。	B: 計画をほぼ実施 (80%以上)	B: 目標はほぼ達成 (80%以上)	・個別避難計画が未策定となっている町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行った。 (個別避難計画作成率96.5%)
				70	災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行います。	・避難行動要支援者名簿作成 ・ヘルプカード・安全メールの活用	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行う。	・避難行動要支援者名簿の更新と新たに福祉避難所への避難が必要な人への個別避難計画を作成した。 ・災害時における視覚障害及び聴覚障害のある人用にヘルプカードを作成、配布する。	・避難行動要支援者名簿の更新と新たに福祉避難所への避難が必要な人への個別避難計画を作成した。 ・災害時における視覚障害及び聴覚障害のある人用にヘルプカードを作成、配布した。	A: 計画どおりすべて実施 (100%)	A: 目標達成 (100%)	・避難行動要支援者名簿の更新や個別避難計画の作成により、災害弱者となる障害のある人の災害時の支援に備えた。
				71	災害時に「自助・共助」の力を相互に発揮でき、被害が最小限となるよう自主防災活動を支援します。	・防災アドバイザーの派遣 ・防災士(防災リーダー)の養成	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・防災士(防災リーダー)の養成やハザードマップの活用方法に関する研修会を実施するなど、自主防災組織等の防災活動が活性化するように支援する。	・防災士養成講座の実施 ・市内の指定避難所において、避難所運営訓練を実施(28か所) ・活動停滞組織に対し、防災アドバイザーと共に訪問指導を実施 ・ハザードマップ活用研修の実施	・防災士養成講座を開催した ・避難所運営訓練を12か所で実施予定 ・活動停滞組織に対し、防災アドバイザーを派遣し、訪問指導を実施予定 ・ハザードマップ活用研修を13地区で実施予定	B: 計画をほぼ実施 (80%以上)	B: 目標はほぼ達成 (80%以上)	・地域で防災活動の中心的な役割を担う防災士を養成し、地域防災力の向上を図った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、避難所運営訓練は当初予定していた地区での開催が困難となった。 ・活動停滞組織に対し、防災アドバイザーを派遣し、活動促進に努めた。 ・ハザードマップ活用研修を実施し、災害時の正しい避難行動に繋げるための取り組みを地域の防災活動に反映した。
				72	「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高めるため、的確な防犯情報の提供、広報啓発活動等を推進します。	・防犯意識の向上に向けた広報啓発 ・防犯座談会の開催 ・防犯情報の提供	上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画	令和4年度	-	有	・一人ひとりの防犯意識の向上に向け、情報提供や啓発活動を実施する。 ・依頼に応じ防犯教室や出前講座等を実施する。 ・地域安全支援員等による高齢者世帯訪問を6,500世帯以上で実施する。	・地域での防犯意識の向上のため、高齢者を対象に開催する防犯座談会やすこやかサロンにおいて、特殊詐欺の犯罪手口や効果的な対策などを周知する。 ・警察、各団体と連携し、年金支給日にあわせて、商業施設において特殊詐欺防止チラシを配布し注意喚起する。 ・地域安全支援員等による高齢者世帯訪問を過年で実施する。	・コロナ禍の影響により、老人会等からの防犯座談会の依頼がないことから、高齢者世帯訪問に重点をおいて啓発を実施した。 ・警察、各団体と連携し、年金支給日に、商業施設において特殊詐欺防止チラシを配布し、注意喚起した。 ・高齢者に広く注意喚起するため、高齢者宅を訪問する際に啓発チラシを持参し、注意点を伝えられた。	A: 計画どおりすべて実施 (100%)	A: 目標達成 (100%)	・コロナ禍により、昨年同様高齢者を対象とした防犯関係の講師派遣依頼が少ないことから、高齢者世帯訪問に重点をおき取り組むことで高齢者へ啓発することができた。 ・高齢者世帯訪問数は6,500世帯以上になる見込みである。

第4次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度(ない場合は記載不要)	令和3年度							
基本方針	基本目標	施策の方向	方向性						予算計上	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価(目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)	
											計画	実績見込み				
				73	地域の連帯感を強め、互いが助け合う地域社会が形成されるよう支援します。	・自主防犯活動の推進 ・人材の育成	上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画	令和4年度	-	有	・地域の防犯活動に多くの市民から参加してもらうため、地域ぐるみの防犯活動の重要性を周知する。 ・防犯の日、防犯週間期間中の活動参加を895団体、36,250人とする。 ・110ばん協力車の登録台数を5,850台にする。 ・地域安全支援員の指導力の向上を図る。	・地域一体となった見守り活動の重要性を周知するため、全町内会、全小・中学校などに防犯週間への参加を呼びかけるほか、FMラジオを通じて市民の防犯意識の向上を図る。 ・110ばん協力車によるながらパトロールに参加してもらうため、各広報媒体や防犯講話等を通じ制度を広く周知し、参加者の拡充を図る。 ・地域安全支援員を対象とした研修会を実施する。	・防犯の日、防犯週間の期間中はコロナ禍の影響もあり、各団体が人数を大幅に縮小し、実施したため参加団体数・参加者数は897団体、20,000人前後となる見込み。 ・事業所等に110ばん協力車の登録を呼び掛け、新規の参加者の拡充を図る見込み。 ・地域安全支援員を対象とした研修会を実施した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	C:目標を達成できなかった	・日常的に市内を巡回することにより、犯罪の抑止及び防犯意識の向上につなげることができた。 ・防犯の日、防犯週間の期間中における防犯強化期間で、880団体、21,648人に防犯活動に参加してもらい、地域ぐるみの防犯活動の重要性を再確認していただくことができたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、目標を達成できなかった。
				74	ハードとソフト両面から、犯罪の起こりにくい総合的な環境づくりを推進します。	・犯罪の防止に配慮した基盤整備 ・住宅等の防犯対策の啓発 ・児童等の安全確保のための取組の推進	上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画	令和4年度	-	無	・全ての保育園・幼稚園、小学校において、防犯教育が行われている状態にする。 ・小・中学校を対象とした通学路の安全点検に参加し、対策を講じることで安全安心が確保されている状態にする。	・保育園・幼稚園、小学校で防犯教室を実施する。 ・小・中学校を対象とした通学路の安全点検に参加し、対応を検討する。	・地域安全支援員、安全教育指導員が保育園や小学校等に出向き、年代に応じた内容で防犯教室を実施した。 ・派遣要請のなかった保育園等に対しては、実施内容について調査し、防犯教育が行われていることを確認した。 ・通学路点検において、要望のあった学校へ出向き、合同点検を実施。関係機関と共に、学校側の要望内容を確認し、対応を協議した(4小学校5カ所)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・防犯教室では、参加・体験型の内容を盛り込むなど、年齢に応じた内容となるよう工夫し、いざという時の対応方法を身につけることができた。
		(3)冬期間の安全な通行空間の確保と除雪に必要な施策を推進します。	①除雪対策の充実	75	要援護世帯を支援するため、雪害による安否確認や除雪支援の必要性などを情報収集します。	・雪害による安否確認や除雪支援の必要性等の情報収集		-	-	有	・支援が必要な世帯への助成を行い、要援護世帯の冬期間における雪害事故を防止し、生活の安全確保を図る。	・民生委員へ対象者要件等の周知を徹底し、支援が必要な世帯を的確に把握し、助成する。	・民生委員に対する対象者要件等の周知を徹底し、支援が必要な世帯を的確に把握し、必要となる助成を行う見込み。 ・決定世帯数見込7,087世帯	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・民生委員に対する対象者要件等の周知を徹底することで、支援が必要な世帯を的確に把握し、必要となる助成を行い、要援護世帯の冬期間における生活の安全を確保することができた。
				76	要援護世帯に対し、住居の屋根及び玄関前の除雪費用の一部を助成します。	・除雪費の一部助成	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	有	・要援護世帯の除雪費用の実態把握や近年の降雪状況などの分析・検証を行う。	・全市域において助成限度額を超えて個人負担で支払った除雪費用等を分析・検証を行う。	・全市域において助成限度額を超えて個人負担で支払った除雪費用を分析・検証し、助成限度額の適正化を図るための検討を行う見込み。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・除雪費用のバラツキや、除雪費用が限度額を超えた世帯の住所などの実態を把握し、助成限度額の見直しを検討した。
				77	通学路を対象とした、きめ細やかな除雪を実施し、冬期間における通学児童の安全確保を図ります。	・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の推進 ・歩道が未整備の通学路においては、車道を拡幅し、歩行者空間の確保に努める	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の実施により、冬期間の通学児童の安全確保を図る。 ・歩道が未整備の通学路においては、車道を拡幅し、歩行者空間を確保する。	・通学路の変更や追加があった場合は、歩道除雪が可能か除雪事業者と現地確認を行い、実施が可能と判断した路線は、R3年度の冬期道路交通確保除雪計画に登載し、除雪を行う。 ・歩道が未整備の通学路においては、道路除雪により車道を拡幅し、歩行者空間を確保する。	・通学路の変更や追加があった場合は、歩道除雪が可能か除雪事業者と現地確認を行い、実施が可能と判断した路線は、R3年度の冬期道路交通確保除雪計画に登載し、除雪を行う。 ・歩道が未整備の通学路においては、道路除雪により車道を拡幅し、歩行者空間を確保する。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の実施により、冬期間の通学児童の安全確保を図ることができた。
				78	中山間地域の冬期間における地域住民の安全で安心な生活環境を確保します。	・集落内の主要生活道路の除雪、高齢者世帯等の除雪支援及び公共施設等の除雪を集落に委託	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・引き続き6地区10集落に対して集落内の主要生活道路の除雪等の業務を委託するほか、集落の実態とニーズに基づいた新たな支援の在り方について検討を進めるほか、現在支援している集落と同様の環境にある集落への支援方法等について検討する。	・6地区10集落へ集落内の主要生活道路の除雪等の業務を委託する。 ・地域のニーズの聞き取りや支援の在り方について引き続き検討を行っていく。	・6地区10集落へ集落内の主要生活道路の除雪等の業務を委託する。 ・地域のニーズの聞き取りや支援の在り方について引き続き検討を行っていく。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・6地区10集落へ集落内の主要生活道路の除雪等の業務を委託することで、地域住民の安全で安心な生活環境を確保することができた。
				79	中山間地域の集落において除雪等要支援者の除雪等を支援するため、ボランティア活動として除雪等を行う人を派遣する住民組織等に対し、補助金を交付します。	・住民組織等の除雪等ボランティア活動支援	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・中山間地域の各区において制度の活用を働きかけ、除雪や除雪等の支援を要する世帯に対し、近隣地域または市内で支援する支え合い体制の維持を目指す。	・受入組織が事業実施地域における要支援者を把握するとともに、派遣団体と調整を行い、要支援者宅へボランティア派遣する。 ・地域支え合い体制づくり事業補助金 2地区×5万円	・住民組織等からのニーズがなく、要支援者宅へボランティア派遣及び補助の実績なしの見込み	B:計画をほぼ実施(80%以上)	C:目標を達成できなかった	・ボランティア活動として除雪等を行う人を派遣する住民組織等に対する地域支え合い体制づくり事業補助金について住民組織等にニーズ確認をしたが、活用意向がなかった。 ・過去に活用した団体に意見を聞きながら、制度の運用やあり方を検討していく。

第4次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度(ない場合は記載不要)	令和3年度								
基本方針	基本目標	施策の方向						方向性	予算計上	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価(目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)	
			計画	実績見込み												
7	誰もが快適に暮らせるまちづくり	①誰もが安全かつ快適に利用できるよう施設整備を推進します。	①公共施設におけるユニバーサルデザインの推進	80	市の施設を誰もが安全・安心して快適に利用できるようにするため、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく整備を推進します。	・公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく市の施設整備(学校施設、公民館、体育施設、観光施設等) ・わかりやすい誘導・案内看板等の設置	・公共建築物ユニバーサルデザイン指針 ・上越市第6次総合計画	-	-	無	・市の施設の増設、改修、改修にあたり、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づいて設計されているか事前協議を行い、指針に基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を100%を目指す。 ※構造上やむを得ない場合を除く。	・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を確実にし、整備を推進する。 ・各課の修繕見込みから、内容を確認し、指針適合に結びつける。 ・事前協議での適合率を100%とする。	・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を確実にし、整備を推進した。 ・各課の修繕見込みから、内容を確認し、指針適合に結びつけた。 ・事前協議の適合率は構造上やむを得ない事情等を除き、100%であった。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載 ・予算要求時や実施前の事前協議を確実にし、適合率100%とすることができた。
			②民間施設におけるユニバーサルデザインの推進	81	民間の公共施設が誰もが使いやすい施設となるよう、新潟県福祉のまちづくり条例に基づき協議や指導、助言を行います。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく民間施設(病院、社会福祉施設、商業施設等)の整備に係る協議・指導・助言の実施	・新潟県福祉のまちづくり条例	-	-	無	・民間の公共施設について、県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議、指導、助言を実施し、マニュアルに基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を55%(県の目標値)以上とする。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を徹底する。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を徹底した。 適合率見込:25%	A:計画どおりすべて実施(100%)	C:目標を達成できなかった	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議・指導・助言を行ったが、目標に達しなかった。 施設用途により適合に向けた意識に傾向があるものの、指導を徹底したい。
			③誰もが暮らしやすい居住環境の整備	82	在宅で生活する高齢者の自立を推進するため、住宅リフォームを支援します。	・補助金の交付	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	有	・高齢者の自立した生活の維持・改善、介護者の負担軽減などに繋がる助成内容となるよう必要に応じ助言を行う。	・改修工事の実施前、必要に応じて現地を訪問し、改修箇所や改修方法について、専門的知見から助言を行う。 ・改修工事の完了後、必要に応じて現地を訪問し、利用者の身体状況に適合した改修となっているか、確認を行う。 ・訪問は6件/月×12=72件/年(介護保険の住宅改修を含む件数)を目標とする。	・改修工事実施前、実施後の訪問件数:60件	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・福祉住環境コーディネーターの資格を有する住宅改修適正化推進員が、必要に応じて現地を訪問し、高齢者の身体状況に応じた自立支援、転倒予防及び家族の介護負担軽減等に繋がる助言、指導を行った。
			83	障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送られるよう、住宅リフォームを支援します。	・補助金の交付	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・障害のある人が住環境を整備し、自立した生活を営めるよう、手帳交付時の説明により引き続き周知の徹底を図る。また、必要以上に申請者を待たせることがないよう、手続きを速やかに行う。	・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助する。	・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助した。(8人)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・手帳交付時に周知を図り、障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助することができた。	
			84	空き家等の適切な管理及び活用促進を図ることにより、市民一人ひとりが安全安心に暮らすことのできる生活環境を確保します。	・所有者等による空き家等の適切な管理の促進	・第2期上越市空き家等対策計画	令和7年度	-	有	・安全安心な生活環境の確保に向け、空き家等の所有者等に対し適切な維持管理を促進する。	・広報上越や市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行う。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言・指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行う。 助言・指導通知 3回 適正管理依頼 1回+随時	・広報上越や市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行う。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言・指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行った。 助言・指導通知 3回 適正管理依頼 1回+随時 ※1月末現在空き家を要因とした事故発生なし。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・空き家対策に関する啓発のほか、所有者等に対して空き家等の適切な管理に向けた助言・指導の通知や適正管理の依頼を行い、危険な空き家が除却されるなど、安全安心な生活環境の確保に繋げることができた。	
85	雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要費用を補助する。	・補助金の交付	・上越市雁木整備事業補助金交付要綱	-	-	有	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要費用を補助する。 ・補助率:1/2 補助限度額:500千円	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要費用を補助する。 ・雁木のある地域、特に地域指定を受けている地域に対し制度の周知を行い、補助金利用の促進を図ること、雁木の保存と活用を推進していく。	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要費用を補助した。 補助申請件数:8件 ・補助金額:2,170千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・申請のあった工事に補助金を交付し、市民による雁木の整備を推進した。 ・今後も雁木のある地域に対し制度の周知を行い、補助金利用の促進を図ること、雁木の保存と活用を推進していく。				

第4次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度(ない場合は記載不要)	令和3年度							
基本方針	基本目標	施策の方向						方向性	予算計上	目標	具体的な取組内容		事業の実施状況(取組内容における実施率等(見込み))	事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率(見込み))	評価(目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載)
											計画	実績見込み			
8	誰もが安全かつ快適に生活交通を利用し、社会参加できるまちを目指します。	(1)誰もが安全かつ快適に移動できるよう歩道・道路整備を推進します。	①安全・安心な歩道・道路の整備	86	誰もが安全に安心して移動できる歩道や道路を整備します。	・歩道・道路整備の推進 ・上越市道路整備計画 ・上越市第6次総合計画	令和6年度 令和4年度	-	有	・道路整備計画に基づき、歩道及び道路整備を実施する。	【歩道築造】 L=1.1km(6路線) 【道路築造】 L=0.6km(10路線)	【歩道築造】 L=1.1km(6路線) 【道路築造】 L=0.7km(11路線)	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・道路整備計画に基づき、計画的に歩道及び道路整備を実施した。
				87	歩行者などの交通の安全確保や街頭犯罪の未然防止を図るため、集落間通学路に防犯灯を整備します。	・防犯灯整備 ・上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画 ・上越市子ども・子育て支援総合計画	令和4年度 令和6年度	-	有	・集落間の通学路において、必要な箇所に防犯灯が設置されている状態にする。	・集落間の通学路において、必要な箇所に防犯灯を設置する。 ・市が管理する防犯灯の適正な維持管理	【必要な箇所に設置されている状態とした】 ・市が管理する防犯灯が不点灯となった際は、速やかに修繕するなど適正に維持管理した。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・上越市道路照明灯・防犯灯設置要綱に基づき防犯灯を設置し、安全を確保した。
				88	交通事故の発生を防止するため、カーブミラーを維持管理・整備します。	・カーブミラーの整備 ・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・必要な箇所にカーブミラーが設置されている状態にする。	・必要な箇所にカーブミラーを設置する。 ・市が管理するカーブミラーの適正管理	・カーブミラーの設置指針に基づき、必要な箇所に設置した。 ・市が管理するカーブミラーを適正に維持管理を行った。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・設置指針に基づきカーブミラーを設置することで安全を確保した。
		(2)誰もが安全かつ快適に移動できるよう地域公共交通の向上を推進します。	①地域公共交通の利便性の向上と安全・安心な運行	89	地域の実情にあった公共交通の再編を行い、地域公共交通を維持・確保します。	・利便性、持続可能性に配慮した路線バスの再編 ・第2次上越市総合公共交通計画 ・上越市第6次総合計画	令和9年度 令和4年度	-	有	・第2次総合公共交通計画に基づき、路線バスの再編を行う。	・第2次総合公共交通計画に基づき、路線再編の詳細の検討、地域住民、関係団体、事業者との協議、関係機関との調整等を行い、年度計画に沿って再編を実施する。 ・令和2年度に再編を実施した、バス路線の評価・検証を行い、市の財政負担の削減効果や、評価結果について、地域住民と情報を共有し、継続的に見直しを行う。	・令和4年度当初に再編を実施するバス路線について、地区公共交通懇話会、住民説明会などの場で、ダイヤやルート、運行形態等の詳細を説明し、年度計画に沿って再編を進めた。 ・令和4年4月に再編予定であった4路線について、再編を延期することとした。	B:計画をほぼ実施(80%以上)	B:目標はほぼ達成(80%以上)	・一部の再編を延期したが、地区公共交通懇話会や住民説明会を通して、地域住民の理解を十分得ながら、再編を進めており、公共交通の利便性と効率性の向上につなげることができる見込みである。
				90	運行の安定性・安全性・快適性の向上に取り組みます。	・鉄道事業者安定経営支援補助金、バス運行対策費補助金の交付による生活交通の維持確保 ・第2次上越市総合公共交通計画 ・上越市第6次総合計画	令和9年度 令和4年度	-	有	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付により、生活交通の維持確保を図る。 ※以下、数値は令和3年度の予算額を記載 えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 57,905千円 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 12,279千円 バス運行対策費補助金 70路線 437,672千円 住民主導型コミュニティ交通事業補助金 3,650千円	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付 ・互助による輸送を行う団体に対する補助金の交付	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付 えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 57,905千円 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 8,466千円 バス運行対策費補助金 70路線 412,476千円 住民主導型コミュニティ交通事業補助金 2,143千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金を交付し、生活交通の維持確保を行った。 ・住民団体等が主体となって導入する互助の取組に補助金を交付し、主にバス路線廃止後の住民の移動手段を確保した。
91	分かりやすい運行情報や利用案内の提供に取り組みます。	・分かりやすい路線系統表示や時刻表、啓発資料の作成 ・バス事業者が導入するバスロケーションシステムに補助金を交付し、バスの利用環境を向上させる。 ・第2次上越市総合公共交通計画 ・上越市第6次総合計画	令和9年度 令和4年度	拡充	有	・時刻表や啓発資料の内容について、法定協議会や利用者の意見を踏まえてより充実したものとし、継続的な利用促進を図る。 ・バス事業者が導入するバスロケーションシステムに補助金を交付し、バスの位置情報が把握できるバスロケーションシステムについて、対象路線を拡充する。 ※以下、数値は令和3年度予算額を記載 バス運行対策費補助金 5,612千円	・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成 ・バス事業者が導入するバスロケーションシステムに補助金を交付し、対象路線15路線を拡充する。 バス運行対策費補助金 3,061千円	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・法定協議会や利用者の意見を踏まえ、総合時刻表及び啓発資料の作成方法や内容に改善を加えるなど、公共交通の更なる利用促進を行っている。 ・バス事業者が導入するバスロケーションシステムに補助金を交付し、対象路線を拡充することで、バス利用者の利便性を高めた。					
92	運行の安全性・快適性の向上に取り組みます。	・国の補助事業の活用による福祉タクシーの導入促進 ・上越市福祉タクシー導入促進方針	令和5年度	-	無	・引き続き、福祉タクシーの導入促進に取り組み、障害者等の交通弱者の移動手段を確保する。 ・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に補助制度等の情報発信を行う。	・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に補助制度等の情報発信を行う。	A:計画どおりすべて実施(100%)	A:目標達成(100%)	・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に対し国の補助制度等の情報発信を行ったが、補助申請を行う団体はなかった。					

## 第4次人にやさしいまちづくり推進計画に係る令和3年度実施計画進捗状況

## 1 事業の実施状況及び目標達成状況

第4次人にやさしいまちづくり推進計画令和3年度実施計画に掲げた92事業の実績見込みについて評価を行った。事業の実施状況については、80事業が計画どおり実施(100%)、10事業が計画をほぼ実施(80%以上)し、この2つを合わせた割合が全体の97.8%に達していることから、概ね計画どおり各種事業を実施できる見込みである。

また、事業の目標達成状況の見込みについては、76事業が目標達成(100%)、10事業が目標はほぼ達成(80%以上)し、この2つを合わせた割合が全体の93.5%であった。新型コロナウイルス感染症の影響により目標を達成できない見込みの事業がある中、前年度と比較し、感染対策や実施方法を工夫し、実施に至った事業が増加した。

基本方針	施策の方向	資料1-1 対応頁	事業数	担当課の評価 上段：事業実施 下段：目標達成			
				A	B	C	D
1 誰もが理解し合えるまちづくり	人にやさしいまちづくりの普及啓発	1	1	1			1
	相談・支援体制の充実	1～2	11	11			
2 誰もが学べるまちづくり	自立・共生を目指す学校教育環境の充実	3	3	3			
	市民の多様な学習・スポーツ機会の充実	3	3	3			
3 誰もが働けるまちづくり	雇用機会の創出	4	5	3	2		
	職業能力や人材の育成	4	3	3			
4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	健診・保健指導等の推進	5	6	6			
	地域医療体制の充実	5	3	3			
	高齢者福祉の推進	6～7	10	8	1	1	
	障害者福祉の推進	7～8	11	8	1	1	
	子育て・療育支援の充実	8	2	11			
				2			
				2			

基本方針	施策の方向	資料 1-1 対応頁	事業数	担当課の評価			
				上段：事業実施		下段：目標達成	
				A	B	C	D
5 誰もが互いに支え合うまちづくり	ボランティア活動や地域での支え合い活動のための環境づくり	9	7	4	2	1	
				4	2	1	
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	防災対策や避難支援体制の充実	10	5	4	1		
				3	2		
	自主防災活動の推進	10	1		1		
					1		
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	公共施設におけるユニバーサルデザインの推進	12	1	3			
				2	0	1	
	民間施設におけるユニバーサルデザインの推進	12	1	4	1		
				4		1	
8 誰もが移動しやすいまちづくり	安全・安心な歩道・道路の整備	13	3	1			
				3			
	地域公共交通の利便性の向上と安全・安心な運行	13	4	3	1		
				3	1		
合 計			92	80	10	2	
				76	10	6	

※凡例

上段・事業実施 A：計画どおりすべて実施（100%） B：計画をほぼ実施（80%以上）

C：計画どおり実施できなかった D：未実施

下段・目標達成 A：目標達成（100%） B：目標はほぼ達成された（80%以上）

C：目標を達成できなかった D：未実施

2 事業実施状況及び事業の目標達成状況がC評価(目標を達成できなかった)であった事業  
・6事業

資料 1-1 対応頁	基本方針	事業内容	目標	評価
1	1 誰もが理解し合えるまちづくり	No.1 ひとにやさしいまちづくり、ユニバーサルデザインの考え方を広く普及するために、啓発活動のほか、学校や地域での学習推進を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修受講者が、人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を理解し、業務に取り入れたり、授業等の中で子どもたちに伝えたりするなど、それぞれの立場において活用できる状態とする。</li> <li>・普及啓発パンフレット・冊子や広報を利用し、市民や企業に人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を普及する。</li> <li>・<u>人にやさしいまちづくり推進の取組の理解割合 28%</u></li> <li>・ユニバーサルデザインの理解割合 48% (いずれもR3到達目標)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員研修では、参加者の95.6%が授業の実施方法を理解できたと回答したことから、学校での活用できる体制づくりに寄与できた。</li> <li>・関連団体との連携もスムーズに取れるようになり、普及啓発活動が促進された。</li> <li>・<u>市民意識調査の結果、市が人にやさしいまちづくり推進に取り組んでいることを理解している人の割合が目標に達しなかった。</u></li> </ul>
6	4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	No.41 スポーツ大会や作品展など、各種事業を開催し、高齢者の生きがいづくり・健康づくりと出番の創出を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツや趣味活動などを通し、高齢者同士の交流や市民との交流を深め、高齢者の健康増進と生きがいづくりに寄与する。</li> <li>・シニアスポーツ大会 13地区で実施 3,281人</li> <li>・シニア作品展 出展 396点 来場者 1,738人</li> <li>・シニアゲートボール大会等 6地区で開催 549人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスの影響により、シニアスポーツ大会を中止した。シニア作品展やシニアゲートボール大会は感染防止対策を徹底した上で開催した。これらの事業を通し、高齢者同士の交流や世代間の交流を促進し、高齢者の生きがいと健康づくりにつなげることができた。</li> <li>・シニアスポーツ大会 6区で実施 536人</li> <li>・シニア作品展 出展 322点 来場者 823人</li> <li>・シニアゲートボール大会 3地区で開催 160人</li> </ul>
9	5 誰もが互いに支え合うまちづくり	No.64 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域における見守りの体制を構築する。 (認知症サポーター養成講座)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校や町内会、事業所等において、認知症を正しく理解し、認知症の人を見守るための認知症サポーター養成講座を100回開催し、1,500人のサポーターを養成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響から目標人数には達しなかったが、地域住民や事業所のほか、市内の小中学校、すこやかサロンなどにおいて講座を開催し、認知症サポーターの養成を行った。</li> <li>【3月末実績見込】</li> <li>・65会開催</li> <li>・950人受講</li> </ul>



資料 1-1 対応頁	基本方針	事業内容	目標	評価
11	6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	No.73 地域の連帯感を強め、互いが助け合う地域社会が形成されるよう支援する。(自主防犯活動の推進、人材の育成)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防犯活動に多くの市民から参加してもらうため、地域ぐるみの防犯活動の重要性を周知する。</li> <li>・防犯の日、防犯週間期間中の活動参加を 895 団体、36,250 人とする。</li> <li>・110 ばん協力車の登録台数を 5,850 台にする。</li> <li>・地域安全支援員の指導力の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的に市内を巡回することにより、犯罪の抑止及び防犯意識の向上につなげることができた。</li> <li>・防犯の日、防犯週間の期間中における防犯強化期間で、880 団体、21,648 人に防犯活動に参加してもらい、地域ぐるみの防犯活動の重要性を再確認していただくことができたが、<u>新型コロナウイルス感染症の影響で目標を達成できなかった。</u></li> </ul>
11		No.79 中山間地域の集落において除雪等要支援者の除雪等を支援するため、ボランティア活動として除雪等を行う人を派遣する住民組織等に対し、補助金を交付する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域の各区において制度の活用を働きかけ、除草や除雪等の支援を要する世帯に対し、近隣地域または市内で支援する支え合い体制の維持を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動として除雪等を行う人を派遣する住民組織等に対する地域支え合い体制づくり事業補助金利用について<u>住民組織等に確認をしたが、活用意向がなかった。</u></li> <li>・過去に活用した団体に意見を聞きながら、制度の運用やあり方を検討していく。</li> </ul>
12	7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	No.81 民間の公共的施設が誰もが使いやすい施設となるよう、新潟県福祉のまちづくり条例に基づき協議や指導、助言を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の公共的施設について、県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議、指導、助言を実施し、マニュアルに基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。</li> <li>・適合率を 55% (県の目標値) 以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議・指導・助言を行ったが、目標に達しなかった。施設用途により適合に向けた意識に傾向があるものの、指導を徹底したい。</li> </ul>

# パブリックコメント（市民意見公募手続）

## 結果公表

令和3年12月23日から令和4年1月21日までの間「第5次上越市人にやさしいまちづくり推進計画(案)」について、パブリックコメントを実施した結果、次のとおりご意見が寄せられました。いただいたご意見に対する市長等の考え方をまとめましたのでお知らせします。

ご意見をお寄せくださりありがとうございました。

### ■意見を求めた案件名：第5次上越市人にやさしいまちづくり推進計画(案)

結果公表期間	令和4年2月28日（月）～ 令和4年3月29日（火）
結果公表場所	共生まちづくり課（市役所木田第二庁舎3階）、市政情報コーナー（同第一庁舎1階）、各総合事務所、南出張所、北出張所、高田城址公園オーレンプラザ、高田図書館、高田図書館浦川原分館、市民プラザ、教育プラザ、直江津学びの交流館、ユートピアくびき希望館、市ホームページ

### ■寄せられた意見数 17件 4人及び1団体

#### 【内訳】

計画（案）に対する意見	反映した意見	0件
	一部反映した意見	0件
	反映しなかった意見	13件
	既に計画（案）に記載済の意見	3件
計画（案）以外の意見		1件

### ■問合せ先

上越市自治・市民環境部共生まちづくり課	電話：025-520-5681（直通）
---------------------	---------------------

※パブリックコメント条例に関するご質問は広報対話課市民対話係へお問い合わせください。  
電話：025-520-5615（広報対話課市民対話係直通）

## パブリックコメントで寄せられたご意見と市の考え方

案件名	上越市第5次人にやさしいまちづくり推進計画(案)	担当課	共生まちづくり課
-----	--------------------------	-----	----------

No. 1	ご意見の該当箇所:	計画全体
ご意見	<p>人にやさしいまちづくり条例は、平成11年に制定されて20年以上も経過し、その中で社会情勢も変化しユニバーサルデザインの原則、バリアフリーは、一般化しました。</p> <p>上記の背景もあり時代に沿っていないので、8つの項目を精査し、見直し、廃止すべきと思います。</p> <p>上越市自治基本条例は、市民参加、参画、市民協働の概念が項目になっていますが、平成11年に制定された人にやさしいまちづくり条例は、その前に条例化されたので概念が抜けています。</p> <p>市民協働の概念から、1～8の項目新たに考える”市民協働条例”が必要です。</p> <p>市と市民の協働を進めると、中川市長が話す「地域分権」の目標、目的が明確になり、地域コミュニティ組織・コミュニティセンター(コミセン)の概念が必要となります。</p> <p>これからは、市民協働、コミセンの概念からなる条例で、市民による、市民の為のまちづくりが大切です。</p> <p>市民が主体で、行政はサポートに付くべき考えます。「地域分権」と”コミセン”の考えは、同時進行で進めて「地域分権」の実行を願います。</p> <p>旧13区は、まちづくり振興会があり、合併前上越市は、地域協議会がありますが、まちづくり振興会の組織はありません。町内会がまちづくり振興会の役割をしていますが、高齢化等により組織が弱体化しており、”コミセン”が必要です。旧上越市も「地域分権」が必要です。</p>	
対応状況	反映不可	
市の考え方	<p>本計画における8つの基本方針は、「上越市人にやさしいまちづくり条例」で定めた施策に基づいて設定しています。条例の制定から20年余り経過した中で、ご意見のように「バリアフリー」に対する認知は一定程度進んできているものの、「ユニバーサルデザインの原則」に関しては、まだ市民の皆さんに浸透したといえる状況ではないと認識しています。市といたしましては、意識上の障壁の解消にはまだ時間を要すると考えているほか、本計画のいずれの基本方針についても、意識啓発も含め継続して取り組む必要性が高いと捉えたことから、現行の計画を継承する形で第5次計画でも8つの基本方針を設定したものです。</p> <p>また、本計画の推進体制として、条例に基づき、市としての取組に「市・事業者・市民の連携への支援」を明記するほか、市民の協力として、「人にやさしいまちづくりへの理解と実践」や「市の施策への協力」を明記するなど、市民参加、参画、市民協働の視点についても本計画に取り入れています。</p> <p>なお、ご意見にある地域分権の関係につきましては、本計画で取り組む内容の範囲外ではありますが、今後、地域自治を推進していく観点から、地域の皆さんとの話し合いも行いながら庁内で議論を進めていくこととしています。</p>	

No. 2	ご意見の該当箇所:	P12
ご意見	計画の期間について、令和4年度からの計画としていますが最上位計画の第7次総合計画が令和5年度からの計画になりますのでこれに合わせる必要があると考えます。(本計画を1年延長して総合計画に合わせる方法があります。)	
対応状況	反映不可	
市の考え方	<p>本計画は、総合計画の将来都市像に向け、本計画に関係する各種個別計画と整合を図りながら取組を進めていくこととしていますが、本計画で掲げるまちの姿「誰もが安全・安心で快適に暮らせるまち」は、市民が生活していく上での普遍的なものと考えていますので、その姿の実現に向け基本的な施策展開の方向性を示す本計画については、現行の第4次計画を基本的に継承する形で令和4年度から第5次計画をスタートさせることとしたものです。</p> <p>なお、第7次総合計画で新たに取組む事業がある場合は、人にやさしいまちづくり推進計画に基づく実施計画における個別事業の見直しの中で対応していきたいと考えています。</p>	

No. 3	ご意見の該当箇所:	P16-19
ご意見	<p>【誰もが理解しあえるまちづくり--「やさしい日本語」の積極的導入と活用を】</p> <p>ユニバーサルデザインには、「誰もがすぐに分かり、判断、行動に移せる」情報理解も含まれる。住民の中には、子どもや高齢者のほか、外国人も含まれる。在住外国人の60~80%は「やさしい日本語」なら理解できるという統計もある。広報や標識、市役所の窓口などで意識的に「やさしい日本語」を活用することで、「誰もが理解しあえる」を具体的に見せることができる。</p> <p>啓発活動は、チラシや講演会もさることながら、無意識に体得できる環境を市が積極的に作り出す姿勢から、市民の意識が変わることも期待できる。</p>	
対応状況	反映不可	
市の考え方	<p>本計画は、「高齢者や障害のある人、子ども、妊産婦、外国人など、日常生活や社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人が安全・安心で快適に暮らせること」に重点を置き、そのためにあらゆる障壁のないまちづくりの実現に向けた基本的な施策展開の方向性を示したものであり、具体的な事業内容をお示しするものではないことをご理解ください。</p> <p>なお、具体的な事業の内容等につきましては、本計画に基づく実施計画に登載してまいります。ご提案の「やさしい日本語」の活用につきましては、すでに市民への周知・啓発や職員への研修、行政文書等での活用を始めているところであり、今後も積極的に活用してまいります。</p>	

No. 4	ご意見の該当箇所:	P16
ご意見	現状において、人にやさしいまちづくりの取り組みを知っている人は14.8%としていますがこのような大切な取り組みの認知度が低いこと自体が大きな問題だと考えます。認知度を高める取り組みについて記述する必要があると考えます。	
対応状況	記載済	
市の考え方	<p>計画の19ページの施策の方向に「①人にやさしいまちづくりの普及啓発」を挙げたように、市民への周知については大事な視点ですので、人にやさしいまちづくりの取組やユニバーサルデザインの認知度の向上を軸に今後も機会をとらえて啓発していきます。</p>	

No. 5	ご意見の該当箇所:	P20-22
ご意見	【あらゆる外国人子弟に教育の機会を】 教育委員会の中には、いまだに「外国人子弟は必ずしも日本の義務教育を受ける必要はない」と言って憚らない方がおられる。世界子どもの人権宣言で、どの地域にあっても子どもが教育を受ける権利は保障されるべきである。学ぶ機会を奪ってはならない。滞在の長短によらず積極的に受け入れる環境を整える必要がある。	
対応状況	記載済	
市の考え方	ご意見の外国人の子どもへの教育の機会の保障については、本計画の22ページの施策の方向において、外国人の子どもを含めた支援を必要とする児童生徒への教育の機会に関し「支援を必要とする児童生徒へのきめ細かな教育を行うほか、安心して教育を受けるための環境を整えます。」と記載しています。 また、ご意見の取組に関しては、「上越市子どもの権利条例」第8条に、「少数の立場に属する子どもの権利」を定め、これに基づき市では言語支援や学習支援などを実施しており、子どもたちの教育の機会と環境を整えています。	

No. 6	ご意見の該当箇所:	P21
ご意見	現状において「どのような学びの環境があるかわからないため周知を強化すべき、といった意見が多かった」としており、社会教育の課題においても「機会の提供が求められている」「情報発信の充実」としてありますが、施策の方向ではこれらの課題等に関して何の記述もありません。現状や課題を踏まえての施策の方向が必要です。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	本計画は基本的な施策の方向性を示したものであり、「情報発信」に関しては、「8つの基本方針」全体の共通の課題として取り組む必要があると考えていますので、基本計画に基づく実施計画において対応していきます。	

No. 7	ご意見の該当箇所:	P25
ご意見	①雇用機会の創出において、「事業者等への意識啓発」としてあります。重要なことですので事業例にも記述してください。 ②において「企業等との連携を強化し」とあります。重要なことですので事業例にも記述して方向を示してください。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	本計画は基本的な施策展開の方向性を示したのですが、本計画に記載した事業は、現行の実施計画の事業から主なものを参考として記載したものです。ご意見のように、事業者等への意識啓発や関係機関、企業等との様々な連携は重要であると捉え、計画の施策の方向に記載したところですが、今後、実施計画を進めていく中において対応していきます。	

No. 8	ご意見の該当箇所:	P26-30
ご意見	<p><b>【誰もが健康に暮らせるまちづくり--「わたしの健康シート」提案】</b>  誰もが急に病気になったり、事故にあったり、災害に遭遇する可能性がある。その時に、即座に自分の日頃の健康状態や緊急時の連絡先などを記したものがあれば、迅速に救護・治療に結び付けることができる。  そのために「わたしの健康シート」を提案する。特に、日本語でのコミュニケーションに不安がある外国人や、自分をうまく説明できない障害者などに利用していただきたい。  上越市の高齢者「救急医療・災害時支援情報キット」に倣い、作成例は、上越国際交流協会外国人支援プロジェクトじょんなびにあります。</p>	
対応状況	反映不可	
市の考え方	<p>本計画は、「高齢者や障害のある人、子ども、妊産婦、外国人など、日常生活や社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人が安全・安心で快適に暮らせること」に重点を置き、そのためにあらゆる障壁のないまちづくりの実現に向けた基本的な施策展開の方向性を示したものであり、具体的な事業内容をお示しするものではないことをご理解ください。  ご提案の「わたしの健康シート」につきましては、実施計画における取組の参考とします。</p>	

No. 9	ご意見の該当箇所:	P29-30
ご意見	<p><b>【福祉タクシー助成の適用範囲の拡大】</b>  1) 妊婦さんのタクシー提携:通院や急に産気づいたときにかかりつけの産院へ送ってもらえる制度  2) 発達障害等外から見えづらい障害のある人/子どもにもタクシーの助成を。車いす利用者には補助があるが、発達障害児は対象ではない。通所施設が限られているうえ、個人差が大きいので、集団で送迎するより、個人の事情にあわせて利用できるタクシーに補助が使えると良い</p>	
対応状況	反映不可	
市の考え方	<p>本計画は、「高齢者や障害のある人、子ども、妊産婦、外国人など、日常生活や社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人が安全・安心で快適に暮らせること」に重点を置き、そのためにあらゆる障壁のないまちづくりの実現に向けた基本的な施策展開の方向性を示したものであり、具体的な事業内容をお示しするものではないことをご理解ください。  ご提案の「妊婦へのタクシーの提携」につきましては、陣痛時の送迎は上越市のどのタクシー会社も乗車を受け入れており、新たに市が主体となって実施する予定はありません。  また、発達障害のある児童へのタクシーの利用補助につきましては、一定の障害程度の基準を設ける必要があることから、精神障害者保健福祉手帳の1級または2級を取得された方に対し、タクシー券の交付を行っています。</p>	

No. 10	ご意見の該当箇所:	P28
ご意見	<p>課題において「正しい知識を普及する」「市民の主体的な取り組みのための環境整備が必要」としてはいますが、施策の方向でこれらに関する記述が不足しています。必要な人に必要な知識や情報を的確に届けることが必要ですので、このことについても記述が必要です。</p>	
対応状況	記載済	
市の考え方	<p>ご指摘の内容は、「3.施策の方向」の「(1)誰もが健康な生活を送るための健診の推進や保健指導の充実を図ります。①健診・保健指導の推進」が該当します。</p>	

No. 11	ご意見の該当箇所:	P33
ご意見	「①・・・活動のための環境づくり」として事業例に認知症サポーター養成講座をあげていますがこの講座は単に認知症の知識を付与するだけの講座であり、活動のための環境づくりにはなっていません。認知症に関心を持ってもらう講座でありますので、積極的に認知症予防等の活動をしてもらう明確な方向付けと仕組みが必要です。(活動付けを行っていないことは確認済みです。)	
対応状況	反映不可	
市の考え方	事業例に挙げた「認知症サポーター養成講座」につきましては、まず市民の皆さんが関心を持ち、その内容を学び理解することで、その後の「活動のための環境づくり」につながるという観点から記載しています。	

No. 12	ご意見の該当箇所:	P36
ご意見	1行目に「高齢化や担い手不足が自主防災活動の減退につながり・・・」としていますが、基本的に自主防災活動にはそこに住む人全てが自治の観点から自ら自主防災活動に取り組むのが原点です。この記述だと高齢者やそこに住む人の手不足から活動が出来ていないという解釈になりますので、原点を踏まえた記述に変える必要があります。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	自主防災活動に関する課題認識として、現状、高齢化や担い手不足が挙げられるため、このままの記載とします。 ただし、ご意見のとおり、そこに住む人全てが自らの防災活動に取り組む意識の醸成ということは重要と考えますので、今後の取組の参考とします。	

No. 13	ご意見の該当箇所:	P37
ご意見	上段の事業例に「互いが助け合う地域社会の形成に向けた支援」「犯罪の起こりにくい環境づくりの推進」としてありますが、「互いが助け合う地域社会や犯罪の起こりにくい環境づくり」のイメージが描きにくく、どのような社会の形を目指すのかが不明です。この程度イメージ出来る社会の形の記述が必要です。	
対応状況	反映不可	
市の考え方	市の防犯施策は、「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画」に基づき進めています。ご指摘の事業例につきましては、同計画に記載の主な施策と整合を図っているものであり、本計画においては「上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画」と整合性を図りながら、関係する内容を記述しています。	

No. 14	ご意見の該当箇所:	P42-45
ご意見	<p>【誰もが移動しやすいまちづくり】  高年齢で、障害者ではないが、難病のため車いすでの移動をする者にとって、通院には、介護タクシーや福祉タクシーが必要です。上越市には、そういったタクシーが少なく、10日から2週間前に予約が必要ですが、帰りは時間がよめないため予約もできません。もっと台数を増やし、いつでも利用できるよう市として補助してはどうでしょうか。</p>	
対応状況	反映不可	
市の考え方	<p>本計画は、「高齢者や障害のある人、子ども、妊産婦、外国人など、日常生活や社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人が安全・安心で快適に暮らせること」に重点を置き、そのためにあらゆる障壁のないまちづくりの実現に向けた基本的な施策展開の方向性を示したものであり、具体的な事業内容をお示しするものではないことをご理解ください。  ご提案の介護・福祉タクシーの増台につきましては、上越市福祉タクシーの導入促進方針を策定し、国の補助事業を活用した導入促進の支援を行っています。</p>	

No. 15	ご意見の該当箇所:	P42-45
ご意見	<p>【直江津駅前の歩道をバリアフリーにしてほしいです】  ・直江津駅前のT字路から直江津ショッピングセンターまでの車道を全部歩道にすると、高齢者も足の不自由な人も、学生も歩きやすくなると思います。  ・公共乗り物はこれから不可欠です。駅近くにいろんな施設などがあったら利用しやすいです。足の不自由な人も高齢者も利用しやすくなります。  以上です。宜しくお願いします。</p>	
対応状況	反映不可	
市の考え方	<p>本計画は、「高齢者や障害のある人、子ども、妊産婦、外国人など、日常生活や社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人が安全・安心で快適に暮らせること」に重点を置き、そのためにあらゆる障壁のないまちづくりの実現に向けた基本的な施策展開の方向性を示したものであり、具体的な事業内容をお示しするものではないことをご理解ください。  なお、本計画では、誰もが安全に移動できるための歩道、道路の整備の推進を掲げており、順次整備を進めています。  また、地域公共交通の維持・確保に向けた取組も継続して行っていきます。</p>	



No. 16	ご意見の該当箇所: P27、62、64、68、71、73、79、85、ほか (市民意識調査結果に関するご意見)
ご意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスが整っていると答えた人30.7%となっていますが、福祉サービスは十分とは言えないまでも整っているのが現状です。整っていると思う人の割合を50%以上とする取り組みが必要です。アンケートの質問の仕方に問題があります。医療に関しても同様です。</li> <li>・対象者を4,000人としており全員から回答があればサンプル数は適当ですが、回収数が1,407で調査の妥当性が担保できるのかという問題があります。回収率を考慮した調査数の決定が必要ではないでしょうか。</li> <li>・問1について、「このことを知っていますか。」と聞いていますが、このこととは何を指すのか、条例を制定したことなのか、取り組んでいることなのか、それとも取り組みの内容なのか、が不明確です。例として、「…のような取り組みをしていますか、知っていますか。」というような質問の仕方が必要です。</li> <li>・誰もが働けるまちづくりに関して、問5では「あなたは、高齢者、障害のある人等が…」として高齢者、障害のある人等に特化した質問になっています。この質問の仕方は適切ではないと考えますので質問を変える必要があります。</li> <li>・問6「…福祉に関するサービスが…」という表現ですが、この表現では福祉サービスとは何か、どのようなものがあるのかがイメージできませんので、福祉サービスをいくつか例示して質問する必要があります。また、福祉サービスを受けた経験のある人とそうでない人では回答内容が大きく変わりますのでこのことを考慮する必要があります。</li> <li>・問7「…医療に関するサービスが…」という表現ですが、この表現では医療サービスをいくつか例示して質問する必要があります。また、医療サービスを受けた経験のある人とそうでない人では回答内容が大きく変わりますのでこのことを考慮する必要があります。</li> <li>・問10、住宅リフォーム支援の関係からこの質問があると思いますが、個人住宅の住みやすさは個人の課題ですので行政としてここまで踏み込む必要はないと考えます。</li> <li>・問13 ボランティア活動について聞いていますが、ボランティア活動も幅が広いのでこの表現だけでは内容が十分理解できないと思いますのでボランティア活動を例示して質問する必要があります。</li> <li>・回答の内容が示されていますが、回答は年代や経験の有無、居住している場所によって傾向がありますので、これを示して市民の理解を求める必要があります。また、意識調査を市政に活かすためにはクロス集計と分析が必要です。</li> <li>・質問の表現の仕方でも回答の内容も変わってきます。質問の仕方についての専門家がいますので質問の表現は専門家の指導を受ける必要があります。何に関して意見を聞きたいのかを明確にして、誤解しない質問表現をする必要があります。質問の仕方によって回答が大きく変わることを理解してください。</li> </ul>
対応状況	反映不可
市の考え方	<p>市民意識調査結果は、本編の資料としてご覧いただくため、既の実施済みの調査結果を掲載していることから、市民意識調査に係るご意見は、本計画の意見反映には至らないことを先にご了承願います。</p> <p>ご意見のとおり、設問内容や表現は時代に沿った設問の入替、比較対象等も必要です。また、サービスなどに関する設問につきましては、当事者であるか否かで回答は大きく変わりますので、見直しが必要と考えています。市民意識調査に関するご意見は次回調査の参考とします。</p>

No. 17	ご意見の該当箇所: その他(パブリックコメント制度に関するご意見)
ご意見	<p>パブコメで意見を提出すると文書での回答がありますが、意見が噛み合わない場合があります。場合により意見を出したい人との意見交換が必要と考えます。これにより計画に深みが出るとともにお互いの理解が深まるものと考えます。</p>
対応状況	その他
市の考え方	<p>本計画の内容に直接関わらないご意見ではありますが、いただいたご意見は今後の参考とします。</p>

# 上越市第5次 人にやさしいまちづくり推進計画 (案)

誰もが安全・安心で快適に暮らせるまち

令和4年度～令和8年度

上越市



# 目次

## 第1章 計画策定の趣旨と背景

1 計画の趣旨	2
2 計画の背景	3
3 上越市人にやさしいまちづくり条例	5

## 第2章 推進計画の概要

1 計画の目的	10
2 計画の基本方針	11
3 計画の位置付け	12
4 計画の期間	12
5 計画の施策体系	13

## 第3章 現状と課題・施策の方向

1 誰もが理解し合えるまちづくり	16
2 誰もが学べるまちづくり	20
3 誰もが働けるまちづくり	23
4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	26
5 誰もが互いに支え合うまちづくり	31
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	34
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	38
8 誰もが移動しやすいまちづくり	42

## 第4章 計画の推進体制

1 「心のユニバーサルデザイン」の推進	48
2 市としての取組	49
3 市民の協力	50
4 事業者の協力	51
5 計画の進捗管理	52

## 資料編

◆ 上越市人にやさしいまちづくり条例	54
◆ 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果報告書	61



# 第 1 章 計画策定の趣旨と背景

# 第 1 章 計画策定の趣旨と背景

## 1 計画の趣旨

上越市では、「上越市第 6 次総合計画」に掲げる将来都市像「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」を掲げ、全ての市民が安全かつ快適な生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に平等に参加できるような社会環境の整備を図るとともに、積極的にこれを推進しようとする市民らの意識の高揚を図り、もって誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちを目指し、取組を推進しています。

本計画は、平成 11 年に制定した「上越市人にやさしいまちづくり条例」に基づき、「ユニバーサルデザイン」※の視点も取り入れながら、人にやさしいまちづくりに関する施策を総合的に推進するため、計画を策定するものです。

これからも、「上越市人にやさしいまちづくり条例」の基本理念である、人としての尊厳を保ちながら、自らの意思で行動し、地域で安心して暮らせるまちをつくるために、性別や年齢、障害の有無、国籍や個人の能力、容姿の違いなどに関わらず、誰もがともに支え合い、助け合いながら、意識上の障壁を含むあらゆる障壁のないまちづくりに取り組むという考えの下、人にやさしいまちづくりを一層推進していきます。

### ※ユニバーサルデザイン

製品や建物、空間などをデザイン（計画・設計）する際、年齢・背格好・身体能力などを問わず、あらゆる人が利用可能なようにデザインしようとする考え方や手法のことを差す。

この考え方は、1990 年代、米国を中心として急速に広まり、現在では 21 世紀の超高齢社会において、もっとも重要なデザイン手法であるとみなされている。

また、その適用範囲も、建築や福祉機器開発にとどまらず、広く、一般の製品開発や都市計画、公共施設計画、またインターネットなどの情報分野でも、ユニバーサルデザインを取り入れる動きが盛んになっている。

「ユニバーサルデザイン」の考え方は、アメリカの建築家で、自身も車いすを利用していた故口ナウド・メイス氏によって提唱されたものと言われており、以下の 7 原則から構成されている。

### ユニバーサルデザインの 7 原則

- 1 だれでも利用できること（公平性の原則）
- 2 いろいろな方法を自由に選べること（柔軟性の原則）
- 3 使い方が簡単ですぐに分かること（単純性と直感性の原則）
- 4 必要な情報がすぐに理解できること（認知性の原則）
- 5 うっかりミスや危険につながらないデザインであること（安全性の原則）
- 6 無理な姿勢をとることなく、弱い力でも楽に使用できること（効率性の原則）
- 7 近づきやすく、使いやすいサイズ・広さになっていること（快適性の原則）

## 2 計画の背景

### ○世界の動き

昭和26（1951）年、北欧のデンマークにおいて社会福祉をめぐる社会理念の一つである「ノーマライゼーション」<sup>※1</sup>の考え方が生まれ、昭和56（1981）年に国連総会が「国際障害者年」を制定したことをきっかけにノーマライゼーションの認識が広まるようになりました。一方、昭和47（1972）年に国連の臨時機関連絡会議において、障害者の社会参加を阻害する物理的・社会的な障壁（バリア）を除外（フリー）するための行動が必要との提案を受け、バリアフリーデザインに関する専門家会議（国連障害者生活環境専門家会議）において、「バリアフリーデザイン」が報告され、バリアフリー<sup>※2</sup>という考え方が広がっていきました。

※1 ノーマライゼーション

知的障害児の生活環境等の改善運動を発端に考えられた理念。障害のある人や高齢者がほかの人々と等しく生活できる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。

※2 バリアフリー

高齢者や障害のある人が、不便を感じないで生活できるまちづくりを目指し、バリア（障害となるもの）を取り除くこと。

### ○国内の動き

日本においては、昭和45（1970）年に障害者基本法が施行され、昭和61（1986）年には、将来の「高齢化社会」を見据えた「長寿社会対策大綱」、平成元（1989）年には「高齢者保健福祉推進10カ年戦略（ゴールドプラン）」が策定されるなど、バリアフリーという考え方が、ノーマライゼーションを実現するための手段であると同時に、障害のある人のみならず、高齢者などにも当てはまるものとして認識され始めました。

平成6（1994）年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」、平成12（2000）年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定され、まちのバリアフリー化が進められてきました。

平成17（2005）年に、社会資本整備、公共交通分野におけるユニバーサルデザインの考え方を踏まえた施策展開について「ユニバーサルデザイン政策大綱」が策定されたことを受け、平成18（2006）年には「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合・拡充し、駅を中心とした地区や、高齢者、障害のある人などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的に整備を推進することを定めた「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行されました。



近年では、2020年東京オリンピック、パラリンピック競技大会を契機に共生社会の実現に向けた機運の醸成が高まり、平成29(2017)年に「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が決定され、障害の有無等に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」やユニバーサルデザインの街づくりを進めるなど、共生社会の実現に向けた施策を推進するため、令和2(2020)年にバリアフリー法が改正されました。

#### ○新潟県の動き

新潟県では、平成3(1991)年に「新潟県における福祉のまちづくり整備指針」を策定し、施設整備のための技術的標準を定め、県民の理解と協力を求めました。平成8(1996)年には「新潟県福祉のまちづくり条例」が制定され、県・市町村・事業者・県民の責務を明確化し、県民総参加による福祉のまちづくりの推進を図ることや、福祉のまちづくりに対する県民の理解の促進を図ることなど施策の基本方針が定められました。また、整備基準として、不特定多数の人が利用する建築物、官公庁庁舎、道路、公園など公共施設においては、高齢者や障害のある人などが安全かつ快適に利用できるための基準に適合した整備を行うこと、一定の規模の公共的施設の新設等に当たっては事前協議を要することなどの規定が設けられました。

平成16(2004)年には、「新潟県ユニバーサルデザイン推進基本指針」が策定され、県・市町村・事業者・県民が連携して、ユニバーサルデザインを取り入れることとしました。

また、平成24(2012)年1月には、ショッピングセンターなどの障害者等用駐車スペースにおいて障害のある方、高齢者、妊産婦の方等で、歩行が困難な方の適正な利用を確保することを狙いとした「新潟県おもいやり駐車場制度」を開始しました。

#### ○上越市の動き

上越市では、全ての人がお互いに支え合い助け合いながら、あらゆる障壁のないまちづくりに取り組むため、県条例とは別に、平成11年3月に「上越市人にやさしいまちづくり条例」を制定しました。

この「上越市人にやさしいまちづくり条例」第7条に基づき、人にやさしいまちづくりを総合的に推進するため、平成13年に策定した第一次計画となる「人にやさしいまちづくり推進計画」に始まり、平成19年には「公共建築物ユニバーサルデザイン指針」を策定し、以降、市施設の新築、改修時においては「バリアフリー」から一歩進めた「ユニバーサルデザイン」の視点を取り入れ、ハード面においても、ソフト面においても、全ての人にやさしいまちづくりに取り組んできました。

平成26(2014)年に策定した「上越市第6次総合計画」でも、その基本政策の一つに「市民が個性と能力を発揮できるまちの実現」を掲げ、引き続きユニバーサルデザインの推進に取り組んでいます。

### 3 上越市人にやさしいまちづくり条例

#### ○条例検討の経過

平成10(1998)年10月に、市民、障害者団体、学識経験者、事業者、行政関係職員など、20人で構成された「上越市福祉のまちづくり条例(仮称)検討委員会」が設置され、3回にわたる検討の中で、条例に盛り込むべき事項等について意見が出されました。また、市役所内においても、総務部門・企画部門・健康福祉部門・産業部門・都市整備部門・教育委員会の各部門などを代表する20課の課長で構成する庁内連絡会議を設置し、検討委員会の意見を踏まえながら条例案を作成しました。

#### ○条例の概要

上越市人にやさしいまちづくり条例には次のような特徴があります。

##### ①人にやさしいまちづくりの理念の明確化

男性も女性も、老いも若きも、障害のある人もない人も、ともに支え合い、助け合いながら、障壁のないまちづくりを進めることなどを条例の前文に示しました。

##### ②市・事業者・市民の責務の明確化

市・事業者・市民の責務を明記しました。

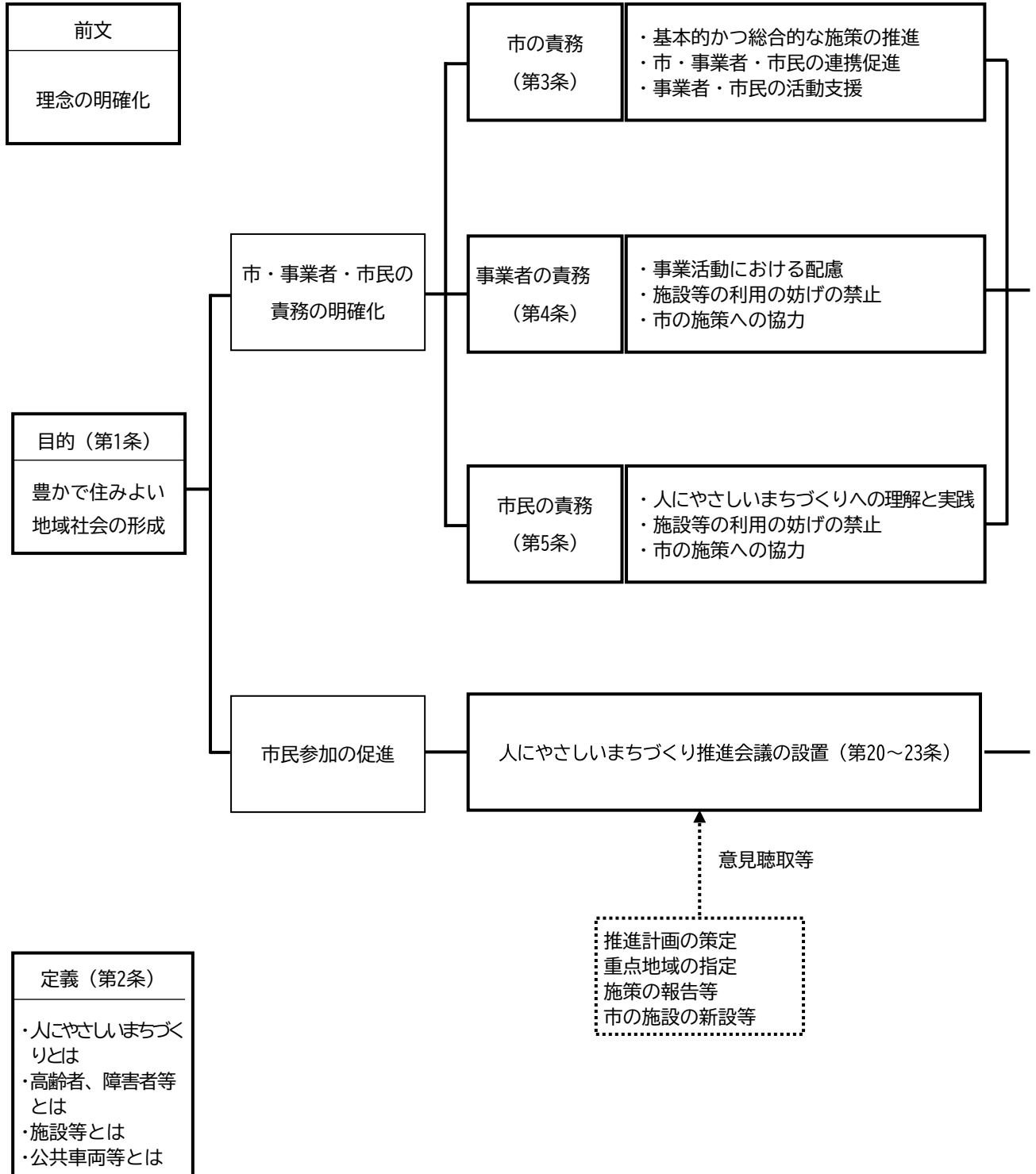
##### ③総合的な施策の展開と実効性の確保

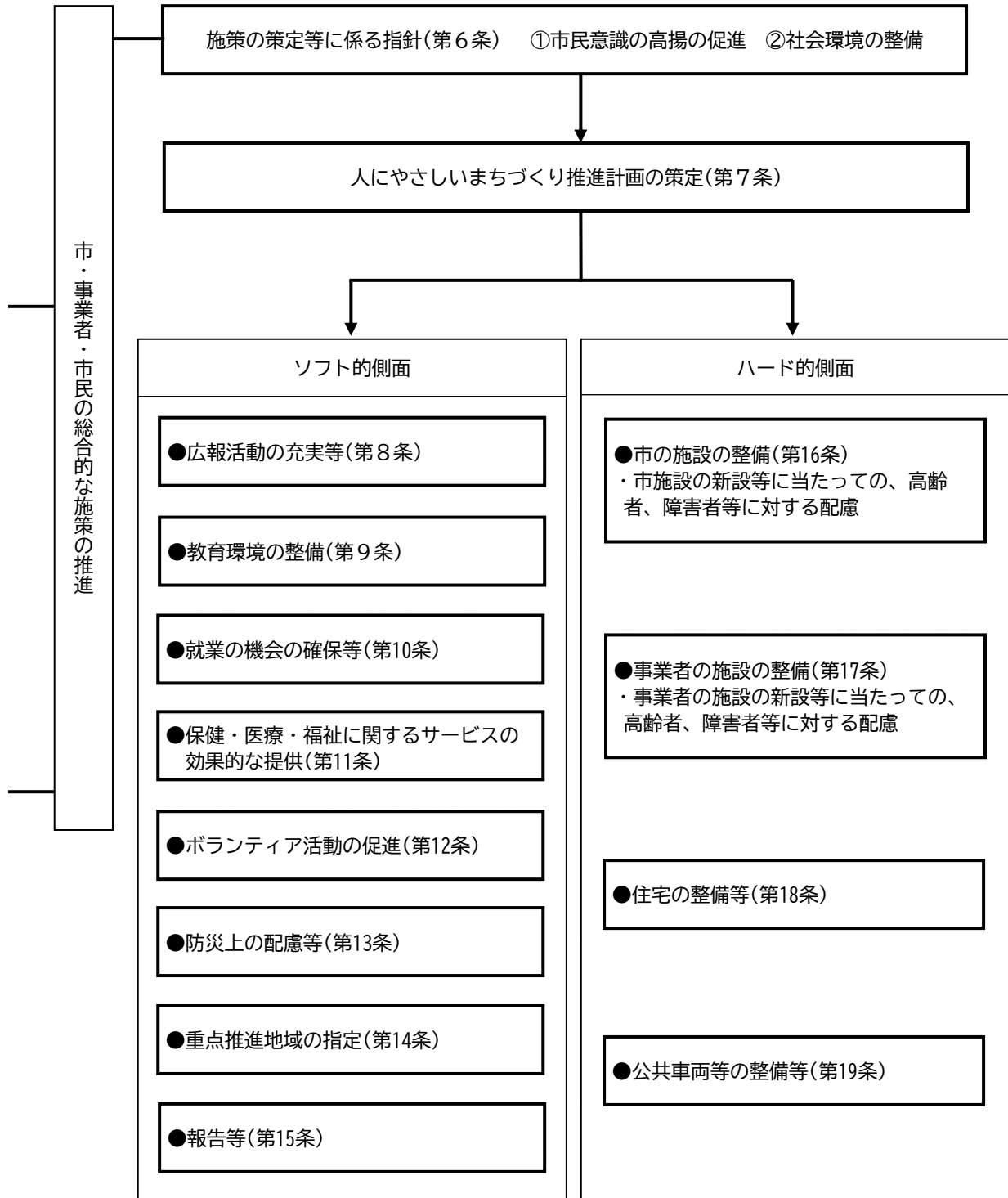
人にやさしいまちづくりの実効性を確保するために「人にやさしいまちづくり推進計画」の策定を明記しました。

##### ④人にやさしいまちづくりにおける「開かれた市政」の具体化

高齢者、障害のある人、事業者等で構成される「上越市人にやさしいまちづくり推進会議」を設置し、人にやさしいまちづくりの推進に関する基本的事項及び重要事項の調査審議や意見を述べることについて、市民の参加を明記しました。

○上越市人にやさしいまちづくり条例概念図







## 第 2 章 推進計画の概要

## 第2章 推進計画の概要

### 1 計画の目的

#### ～あらゆる障壁のないまちを目指して～

「上越市人にやさしいまちづくり条例」では、その前文において、性別や年齢、障害の有無、国籍や個人の能力や容姿の違いなどに関わらず、誰もがともに支え合い、助け合いながら、「あらゆる障壁のないまちづくり」に取り組むことを基本理念として明記しています。

市では、あらゆる障壁を次の4つの障壁に区分し、「取り除くべき障壁」としています。

#### 意識上の障壁

自分とは無関係・自分とは違う人という思いやその人の実情を知らずに誤解し偏見を生むなど、無関心と無知による偏見や差別、かわいそうだから・自分より弱い人だからという憐みと同情の意識は、時に、心ない言葉や人間としての尊厳を傷つける行為に姿を変えます。このような「心の壁」は、たとえ無意識であっても、高齢者や障害のある人等\*が社会参加をしようとするときの最大の障壁となります。

#### 制度的障壁

障害があることを理由に資格・免許等を取得できない、点字などによる試験の対応ができないために入学・就職等ができない、性別により給与・昇進に格差があるなど、制度の不備や古くからの慣行などは「全ての人の参加」を阻む障壁です。

#### 文化・情報面での障壁

高齢者や障害のある人、子ども、外国人など、情報入手の手段が限られてしまう人たちにとって、音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、分かりやすい絵文字やサイン表示がないなど、文化・情報面での配慮が十分でないと、社会生活を送る際に大きな障壁となります。

#### 物理的障壁

歩道の段差、路上の放置自転車、乗降口に段差があるバスや電車、ホテルやスーパーマーケットなどの出入口の段差、狭く設備が整っていないトイレなど、これらは、車いすの利用者や身体機能の低下した高齢者のみならず、妊産婦やベビーカーを使用している人などにとっても、移動する際の大きな障壁となります。

「上越市第5次人にやさしいまちづくり推進計画」では、このような社会における障壁を取り除き、『高齢者や障害のある人、子ども、妊産婦、外国人など、日常生活や社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人が安全・安心で快適に暮らせること』に重点を置き、それが『誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちにつながる』という考えの下、その実現に向け施策を推進していきます。

※高齢者や障害のある人等（高齢者障害者等）

高齢者、障害者、子供、妊産婦その他の者で、日常生活及び社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人。ただし、外見ではわからない障害のある人等もいることから、誰でも助けを必要とする。

## 2 計画の基本方針

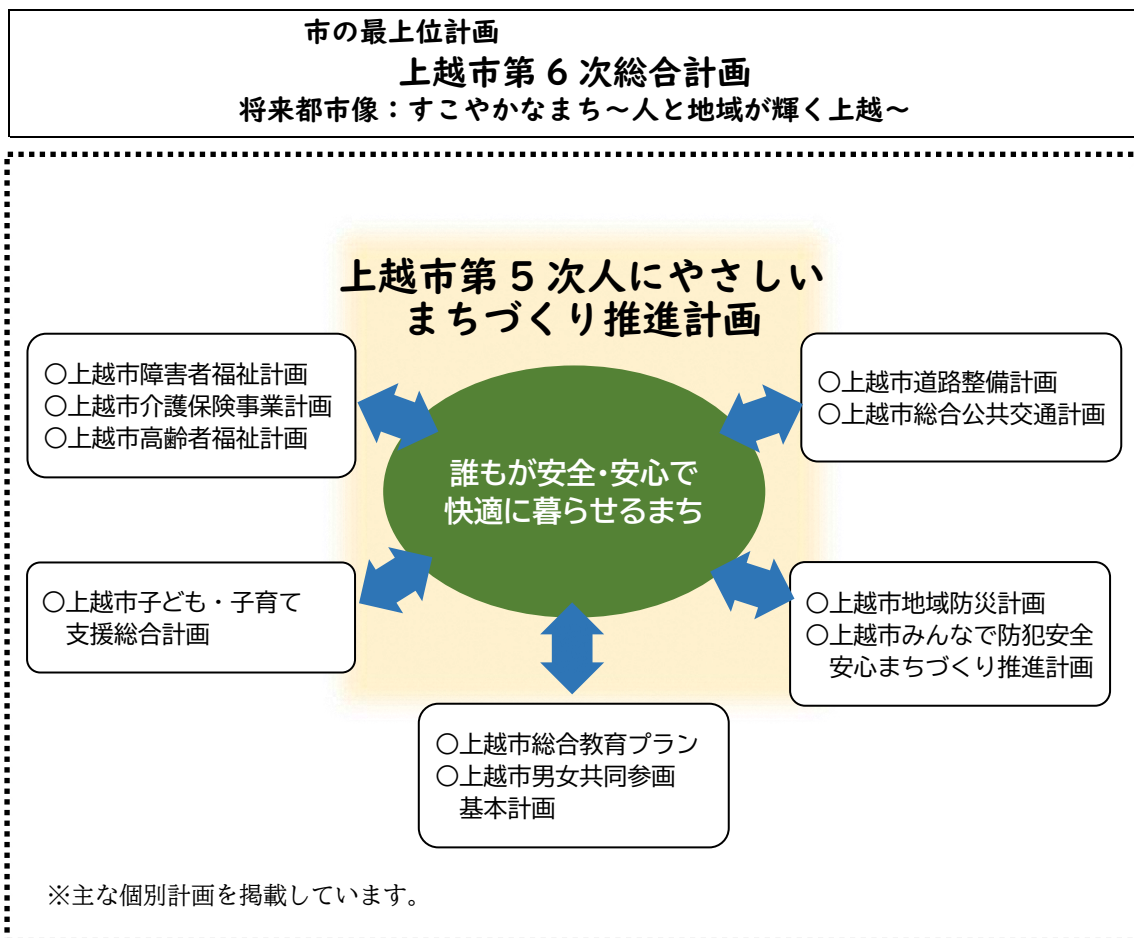
この推進計画では、「上越市人にやさしいまちづくり条例」に基づき、「上越市人にやさしいまちづくり推進会議」の意見を踏まえて、次の8つの基本方針を設定しています。

「第5次人にやさしいまちづくり推進計画」の基本方針	「上越市人にやさしいまちづくり条例」に基づいて推進していく施策
1 誰もが理解し合えるまちづくり	人にやさしいまちづくりに関する広報活動の充実、教育及び学習の振興に必要な施策の推進 (第8条 広報活動の充実等)
2 誰もが学べるまちづくり	学習機会の確保のために必要な施策の推進 (第9条 教育環境の整備)
3 誰もが働けるまちづくり	就業機会の確保、職場環境の整備に必要な施策の推進 (第10条 就業の機会の確保等)
4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	保健・医療・福祉に関するサービスの効果的な提供に必要な施策の推進 (第11条 保健・医療・福祉に関するサービスの効果的な提供)
5 誰もが互いに支え合うまちづくり	事業者及び市民、市民活動団体によるボランティア活動に必要な施策の推進 (第12条 ボランティア活動の促進)
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	防災、除雪等における情報提供、避難施設等の確保等に必要な施策の推進 (第13条 防災上の配慮等)
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	市や事業者による安全かつ快適な利用のための施設や住宅の整備 (第16条、第17条、第18条 市の施設・事業者の施設・住宅の整備等)
8 誰もが移動しやすいまちづくり	公共車両等における安全かつ快適な利用のための施策の推進 (第19条 公共車両等の整備等)



### 3 計画の位置付け

この推進計画は、「上越市人にやさしいまちづくり条例」第7条に基づき策定するもので、あわせて、市の最上位計画である「上越市第6次総合計画」の将来都市像である「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」の実現に向け、本計画に関する市の各種個別計画との整合・連携を図りながら、人にやさしいまちづくりを進めていくものです。



### 4 計画の期間

この推進計画の期間は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間とします。

5 計画の施策体系



## 第3章 現状と課題・施策の方向

第3章では、人にやさしいまちづくりを目指す8つの基本方針ごとに次の事項を示します。

### 基本目標

基本方針の下、どのようなまちの姿を目指していくかを示したもの

### 現状・課題

各分野を取り巻く当市の現状と、市総合計画や人にやさしいまちづくり推進計画に基づくこれまでの市の取組を検証した中での課題

### 施策の方向

基本目標を達成するために必要となる施策の方向性

## 第3章 現状と課題・施策の方向性

### 1 誰もが理解し合えるまちづくり

#### 基本目標

誰もが互いを尊重し理解し合えるまちの実現を目指します

市では、あらゆる障壁のない誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちの実現を目指し、ユニバーサルデザインの考え方を市民に普及啓発するとともに、教員や市の職員を対象とした研修会を開催してきました。

また、公共施設の新設・改修の際にはユニバーサルデザインの考えを取り入れた整備を進めるほか、誰もが分かりやすく利用しやすいサービスや情報の提供にも努めています。

「人にやさしいまちづくり」を進めていく上で、社会には「意識上の障壁」、「制度的障壁」、「文化・情報面での障壁」、「物理的障壁」の4つの障壁があるとされており、中でも取り除く必要性が最も高いものが「意識上の障壁」と言われています。

社会には、性別や年齢、国籍、受けてきた教育や宗教、生まれながらの能力や容姿、育った環境なども様々で多様な人々が暮らしており、上越市も例外ではありません。この多様性に立ちほだかる「障壁」を取り除くため、互いを尊重し、一人ひとりが多様な人のことを思いやることが自然なこととなるよう意識を変えていく、いわゆる心のユニバーサルデザインを育てていくことが大切です。

ここでは、「誰もが理解し合えるまちづくり」の基本方針の下、基本目標を「誰もが互いを尊重し理解し合えるまちの実現を目指します」と置き、施策の方向を定めます。

#### 1 現状

- 市民意識調査の結果では、市が「人にやさしいまちづくり」に取り組んでいることを「知っている。内容も理解している」、「知っている。内容も少し理解している」と答えた人は合わせて14.8%で、年代別にみると、年代層が若くなるにつれて認知度が低くなっています。
- 関連する言葉の認知度については、「ユニバーサルデザイン」を知っている割合が39.3%で、年代別に見ると、10.20歳代で71.7%、30歳代から50歳代で50%前後の一方、60歳代で37.6%、70歳以上で21.0%となっており、若い世代で認知度が高い結果となっています。また、「バリアフリー」については、知っている割合が89.7%であり、70歳以上を除く全ての年代で、言葉と内容の認知度が90%以上に達しています。

令和2年 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果

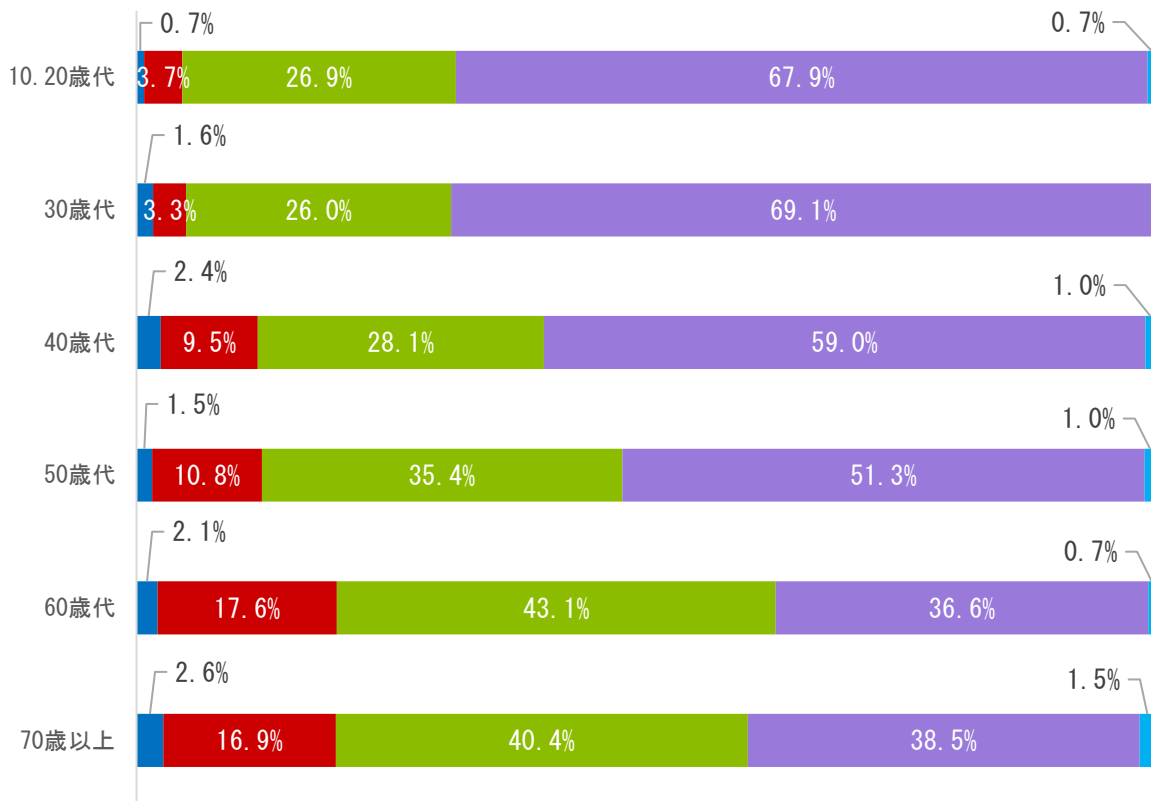
市では、平成11年3月に「上越市人にやさしいまちづくり条例」を制定し、誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちづくり（人にやさしいまちづくり）に取り組んでいます。あなたは、このことを知っていますか。

- 知っている。内容も理解している
- 知っている。内容も少し理解している
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 全く知らない
- 未回答

●全体

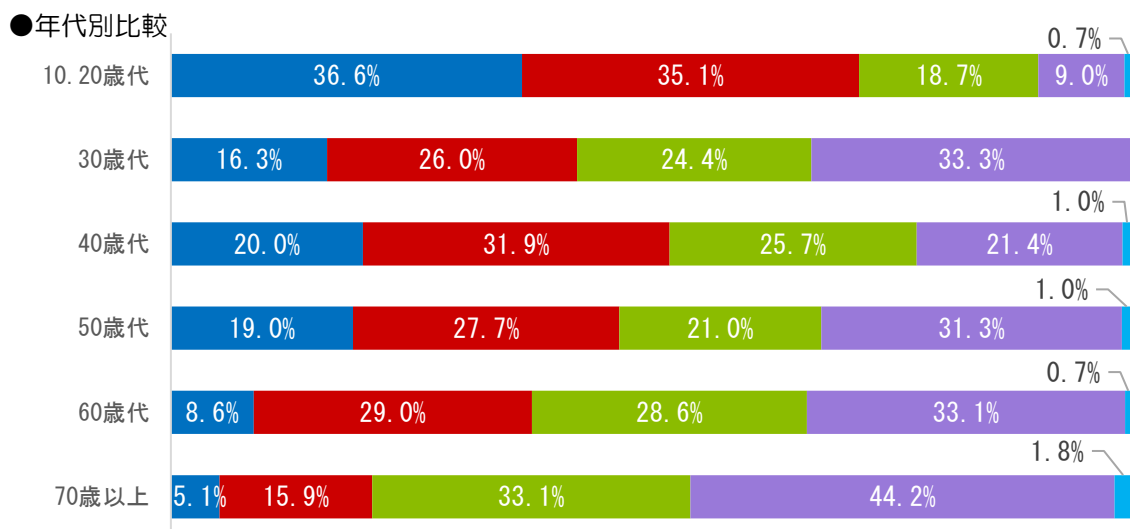


●年代別比較



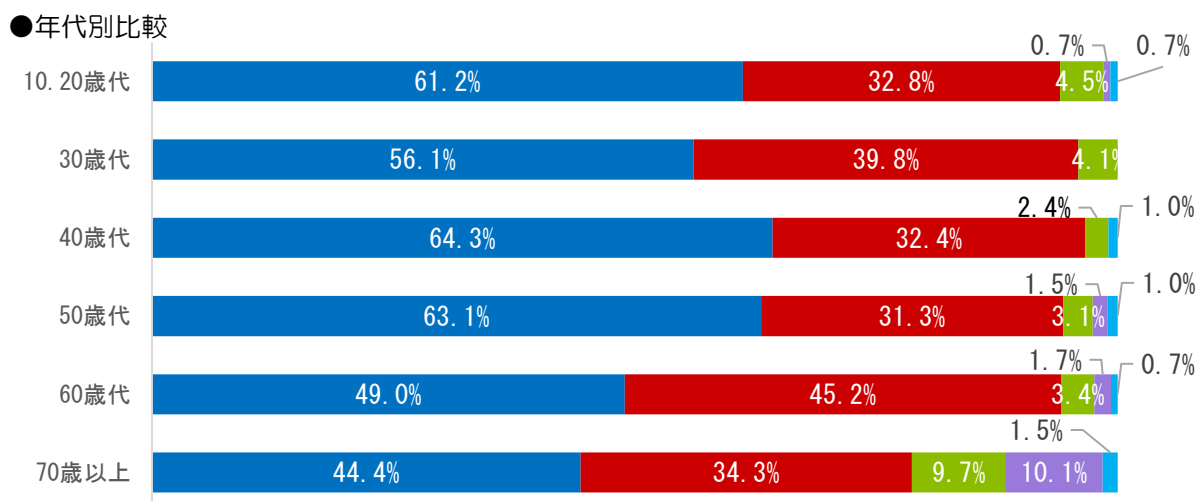
## あなたは、「ユニバーサルデザイン」という言葉を知っていますか。

- 知っている。内容も理解している
- 知っている。内容も少し理解している
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 全く知らない
- 未回答



## あなたは、「バリアフリー」という言葉を知っていますか。

- 知っている。内容も理解している
- 知っている。内容も少し理解している
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 全く知らない
- 未回答



## 2 課題

- 多様な人々が共に暮らす社会において、あらゆる障壁のない、誰もが安全に安心して快適に暮らせるまちの実現のためには、バリアフリーの考えに留まらず、可能な限り「みんな」が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を市、事業者、そして市民一人ひとりが正しく認識し、それぞれの立場で取り組んでいくことが必要です。
- 中でも意識上の障壁・心の壁は、無意識であるものも含め、最優先で取り除かなければならないものであり、全ての人に正しい情報と理解が広まるよう、啓発活動に取り組むとともに相談・支援体制も整備していく必要があります。

## 3 施策の方向

- (1) 人にやさしいまちづくりの考え方を理解し認め合うための広報や教育・学習を推進します。また、日常生活の中で起きた困りごとについての相談窓口や支援体制を整えます。

(共生まちづくり課、福祉課、高齢者支援課、すこやかにくらし包括支援センター、こども課、学校教育課、市民相談センター、消費生活センター、広報対話課)

### ① 人にやさしいまちづくりの普及啓発

人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を広く普及し、誰もが相手の特徴や特質等を認め合い、思いやりの心をもち行動するまちの実現のため、学校や地域において、学習活動や啓発活動の推進を図ります。

#### 事業例

- ・職員研修・教員研修の実施、普及啓発パンフレット・冊子配布
- ・ユニバーサルデザインに配慮した広報紙面やホームページ等の作成

### ② 相談・支援体制の充実

日常生活の中で抱えている悩みや問題について相談しやすい環境を作るほか、社会参画のために必要な支援に取り組みます。

#### 事業例

- ・高齢者相談、障害者相談、女性相談、外国人相談、消費生活相談等の実施
- ・子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利侵害の予防・対応

---

## 2 誰もが学べるまちづくり

### 基本目標

誰もが個々の力を発揮できるよう学べるまち、生涯を通じて学べるまちを目指します

---

---

人は、その時々ライフステージに応じて、様々な節目を迎えます。人生においては学びによって自分を高め続け、さらには、その学びを身近な人たちや地域の人々に広めていくことで、学びの循環を創り、地域とともに豊かで持続的な幸せを実現していくことが大切です。

市では、地域の歴史や文化、自然環境などの特性や強みを生かしながら、年齢や環境を問わず、学びを通じて、ふるさとへの誇りと愛着を実感し、自信を持って将来につないでいくことのできる活力あるまちづくりを進めています。

学校教育においては、ハード・ソフト面から学校教育環境の整備を進めており、ハード面では、学校施設整備計画に基づく施設・設備の計画的な整備を行うことにより、学校の安全性向上と防犯対策、教育環境の質的な向上に努めてきました。ソフト面では、特別な支援を要する児童生徒にきめ細かく対応するための取組や誰もがわかりやすい授業づくりなど、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム<sup>\*</sup>の充実を図っているほか、家庭環境に寄らずだれでも教育が受けられるよう様々な支援を行っています。

また、社会教育においては、市民が将来にわたり学び続けることができるよう、様々な分野の学習機会やスポーツ活動の場を提供するとともに、公民館事業を通じて家族の触れ合いやコミュニケーションの大切さを伝えるなど、家庭教育の支援にも取り組んできました。

時代の変化や市民のニーズを踏まえながら、多様な学びの機会やスポーツ活動の場を提供することを通じて個々の趣味や教養が深まり、さらにはその成果が発揮されていくことで地域や社会の発展に還元される姿を形づくっていくことが大切です。

ここでは、「誰もが学べるまちづくり」の基本方針の下、基本目標を「誰もが個々の力を発揮できるよう学べるまち、生涯を通じて学べるまちを目指します」と置き、施策の方向を定めます。

※インクルーシブ教育システム

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が同じ場で学ぶ仕組みづくり

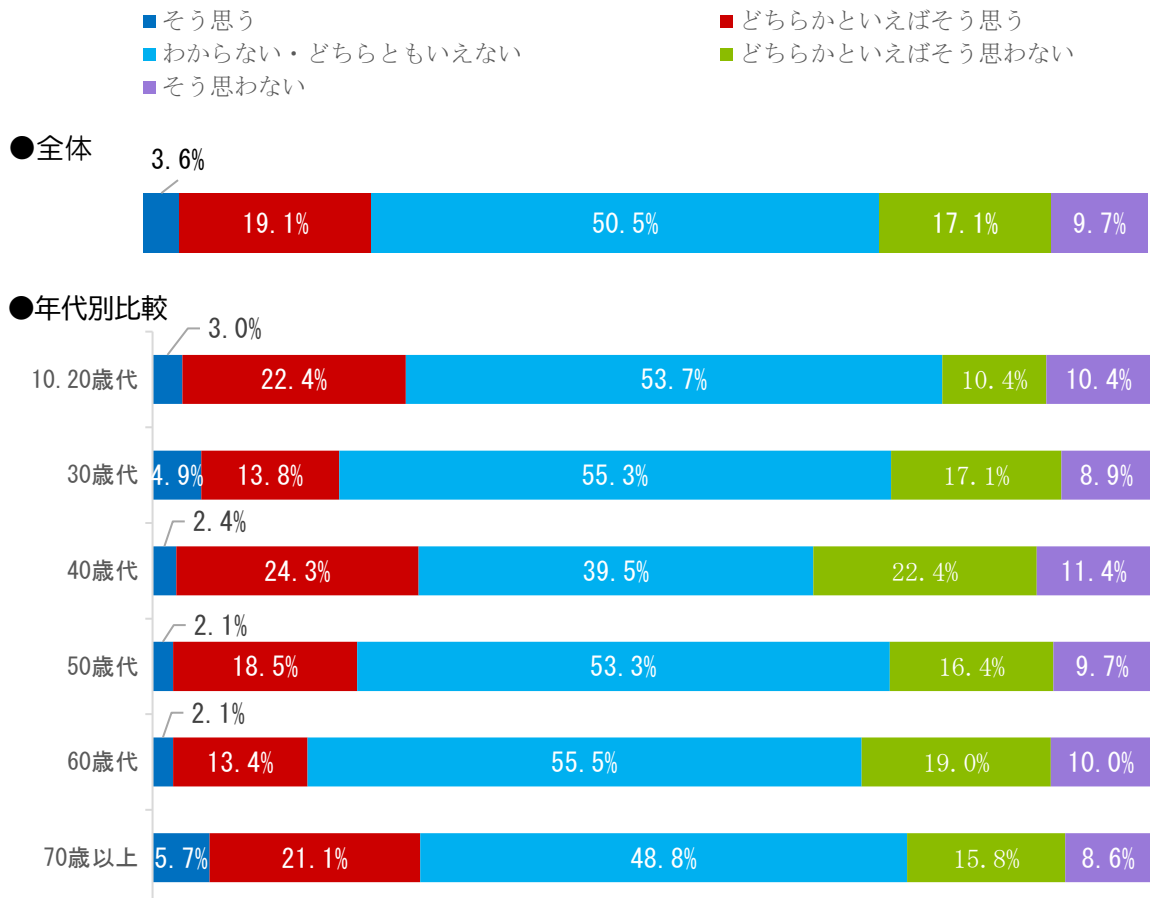


1 現状

○ 人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査の結果では、高齢者、障害者等が学べる環境が整っていると思いますかとの問いに対して、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて22.7%で、前回に比べ9.4ポイント減少しましたが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も36.6ポイント減少しました。年代別で見ると、大きな差はみられない結果となっています。どうしたらよくなるかとの問いには、「どのような学びの環境があるかわからないため周知を強化すべき」といった、情報発信に関する意見が多かったほか、「高齢者や障害のある人などが学びやすい施設、設備の整備や社会の理解が必要である」という、ハード面、ソフト面両方からの意見が寄せられました。

令和2年 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果

あなたは、高齢者、障害のある人等が学校教育や社会教育など、学べる環境が整っていると思いますか。



## 2 課題

- 学校教育において、全ての子どもたちが充実した学校生活を送り、自らの能力を向上するためには、一人ひとりの子どもの個性や能力を把握し、ニーズに応じた学習支援や介助などの特別な支援や環境整備により安心して学べる場の提供、また、低所得世帯の支援など複雑化する家庭環境への配慮も必要となります。
- 社会教育においては、ライフサイクルの変化や多様化するニーズを捉え、学びを通じた社会参画の機会の提供が求められています。また、誰もが生涯にわたりスポーツに親しみ、参加できる機会の充実と環境の整備も課題となっています。合わせて、それらの情報が市民に届くよう情報発信の充実が求められています。

## 3 施策の方向

- (1) 児童・生徒のニーズに応じた支援を推進するとともに、市民の生涯を通じた多様な学習・スポーツ機会の拡充を推進します。

(福祉課、学校教育課、社会教育課、図書館、スポーツ推進課)

① 自立・共生を目指す学校教育環境の充実

支援を必要とする児童生徒へのきめ細かな教育を行うほか、安心して教育を受けるための環境を整えます。

**事業例**

- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒の就学相談
- ・ 教育補助員、介護員などの配置による特別な支援を必要とする児童生徒の学習や学校生活の支援
- ・ 幼稚園児の入園料・保育料の補助
- ・ 奨学金の貸付

② 市民の多様な学習・スポーツ機会の充実

生涯を通じて学んだりスポーツに参加したりできる機会や環境の充実を図り、誰もが個々の力を発揮し、生きがいのある暮らしを推進します。

**事業例**

- ・ 地区公民館での各年齢期における事業の開催
- ・ 図書館における録音図書等、読書が困難な方へのサービスの提供
- ・ スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ等との連携や各種スポーツ団体への支援によるスポーツ教室の実施

### 3 誰もが働けるまちづくり

#### 基本目標

誰もが個々の能力を生かしながら、生きがいをもって働けるまちを目指します

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、社会に参画する一方で、家庭や地域、個人の時間を大切にし、健康で豊かな生活を送れるよう、社会全体で実現していかなければなりません。国では長時間労働の是正や同一賃金同一労働の実現、高齢者・障害者等の活躍など、生産性の向上等により、誰もが多様な働き方を選択できる社会の実現を目指すとしています。

市では、関係機関や企業と連携し、就労や社会参画を支援するための各種セミナーや合同説明会を開催したほか、職業訓練や技術・技能の向上など、人材育成に取り組んできました。

人々の生き方が多様化している昨今、事業者、関係機関、行政が連携を図りながら、雇用機会の拡大、雇用環境の改善、雇用の創出等に取り組む一方、仕事と生活の調和を保ちながら、就労を希望する誰もが安心して、生きがいを持って働き続けられる労働環境が整っていることが大切です。

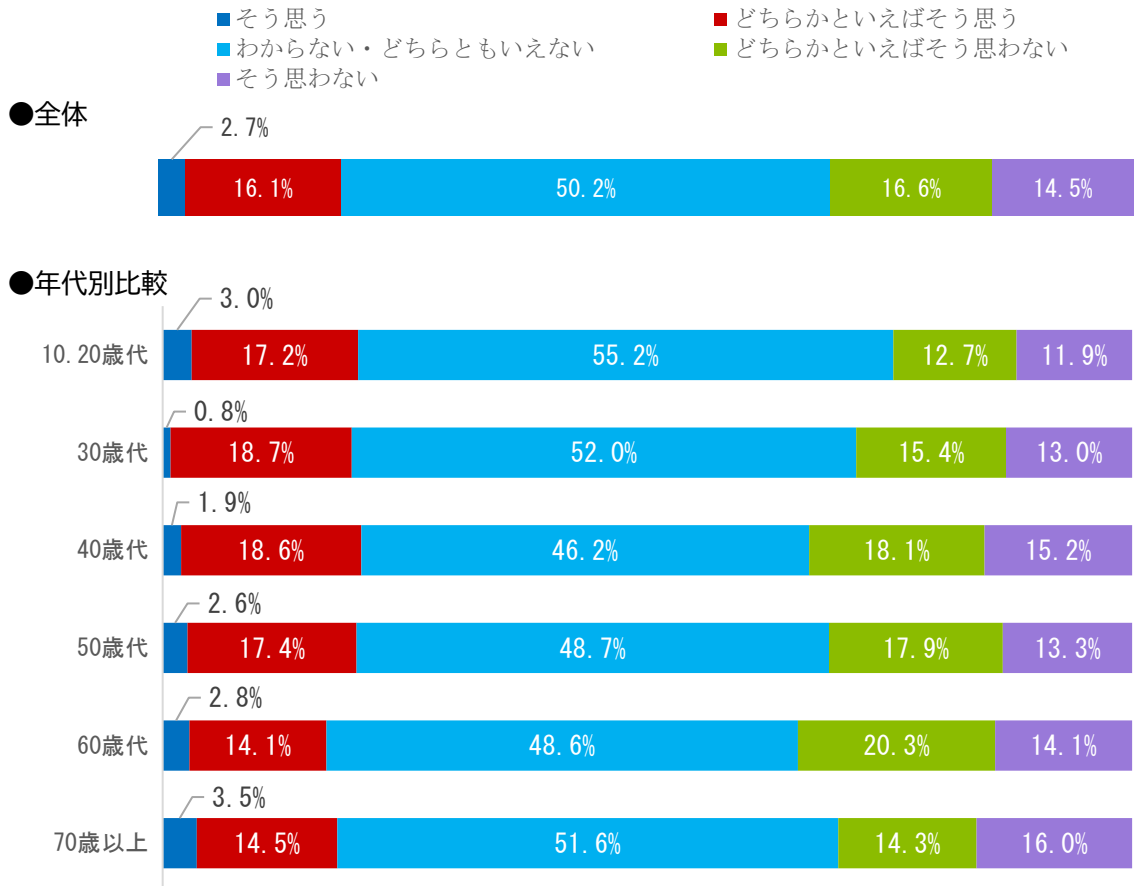
ここでは、「誰もが働けるまちづくり」の基本方針の下、基本目標を「誰もが個々の能力を生かしながら、生きがいをもって働けるまちを目指します」とし、施策の方向を定めます。

#### 1 現状

- 人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査の結果では、高齢者、障害のある人等が働ける環境が整っていると思いますかとの問いに対して、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて18.8%で、前回に比べ3.6ポイント減少しましたが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も43.8ポイント減少しました。年代別では、大きな差はみられない結果となりました。また、どうしたらよくなるかとの問いには、就労先の確保や職場の仕組みづくりといった雇用機会の確保の意見や職場環境の整備が必要であるといった、ハード面、ソフト面両方からの意見がありました。

## 令和2年 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果

あなたは、高齢者、障害のある人等が働ける環境が整っていると思いますか。



## 2 課題

- 社会構造や産業構造の変化に伴い、雇用情勢も変動します。市民生活の基盤である雇用の安定を図るためには、関係機関が連携し、求人と求職のミスマッチの改善など現況に即した雇用対策に取り組む必要があります。
- 高齢者、障害のある人等を始め誰もが個々の能力を生かし、自分らしく生きがいをもって働けるよう、雇用機会の拡大、新たな雇用分野の開拓に努め、さらには仕事と家庭との調和への配慮も必要です。
- 働く意欲のある人の職場定着を促進するためにも、事業者等の理解と意識啓発を推進し、職場環境の改善につながるよう働きかけることも必要です。
- また、職業訓練等を通じた職業能力の習得や向上、人材の育成支援など、就労につながる施策を推進していく必要があります。

### 3 施策の方向

(1) 誰もが生きがいをもって自分らしく暮らせるよう、雇用機会の確保と職業能力の向上を図ります。

(共生まちづくり課、福祉課、こども課、産業政策課)

① 雇用機会の創出

雇用環境の向上のため、事業者等への意識啓発や雇用促進を推進するほか、新たな雇用分野の開拓に努めます。

**事業例**

- ・ 関係機関と連携した障害者合同就職面接会等の開催
- ・ 障害のある人の雇用機会創出のための分野開拓
- ・ 女性の活躍推進、男女の均等な待遇の確保など雇用環境改善の推進

② 職業能力や人材の育成

就労及び職場定着を促進するため、関係機関、企業等との連携を強化し、技術・技能の向上、人材の育成に取り組みます。

**事業例**

- ・ 障害のある人やひとり親家庭への資格取得費用の助成
- ・ 母子自立支援員による就労支援
- ・ 女性の再就職の支援

## 4 誰もが健康に暮らせるまちづくり

### 基本目標

誰もが生涯を通じて、すこやかに暮らせるまちを目指します

医療の進歩とともに平均寿命が延びていく傾向にある中で、合わせて健康寿命<sup>※1</sup>も延びていかないと、日常生活において制限のある期間が広がることになり、本人の生活の質が低下するだけでなく、介護をする家族の負担が大きくなることにもつながります。

市では、市民が心と体のすこやかさを保てる環境が整い、安心して自分らしく暮らせるよう、生涯を通じた健康維持を図るため、疾病の発症と重症化の予防、疾病の早期発見・早期治療のため、各種予防接種や健康診査等を推進しています。

また、居住地域にかかわらず、市民が安定的に医療サービスを受けられるよう、市内の病院と診療所等との地域医療連携体制を構築したほか、安心して医療が受けられるような様々な制度を設け、支援しています。

高齢者への支援については、介護予防<sup>※2</sup>や生きがいづくりを推進する一方、介護が必要になった人に対しては、一人ひとりの状態に応じ、適切なサービスを提供する環境整備に取り組んでいます。障害のある人については、障害の状態に応じた様々なサービスや社会参画を進めるための支援を行っています。また、子育ての不安感や孤立感を解消するため、子育て支援情報の提供、子育て相談等を行い、保護者同士の交流の場やネットワークづくりに努めています。

ここでは、「誰もが健康に暮らせるまちづくり」の基本方針の下、基本目標を「誰もが生涯を通じて、すこやかに暮らせるまちを目指します」と置き、施策の方向を定めます。

#### ※1 健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと（厚生労働省）

#### ※2 介護予防

介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）こと、また要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すこと

### 1 現状

- 人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査の結果では、福祉に関するサービスが整っていると思いますかとの問いに、「思う」、「どちらかといえばそう思う」と

答えた人は合わせて30.7%で、前回に比べ31.9ポイント減少しましたが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も17.5ポイント減少しました。「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人の年代別の割合では、年代が上がるにつれて、高くなる傾向となっています。どうすればよくなるかの問いには、「必要としている人がサービスの情報を知る必要がある」や「高齢者の増加に比べ施設が不足」など、情報発信の必要性や施設整備の拡充などの意見がありました。

- また、医療に関するサービスが整っていると思いますかとの問いに、「思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて35.2%で、前回に比べ24.9ポイント減少しましたが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も15.3ポイント減少しました。どうすればよくなるかの問いには、「医療施設は整っているが専門の医師を増やすべき」、「病院はあるが通うことが難しいので送迎サービスがあるとよい」など、病院機能の強化や通院支援や往診対応の充実などの意見がありました。

**令和2年 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果**

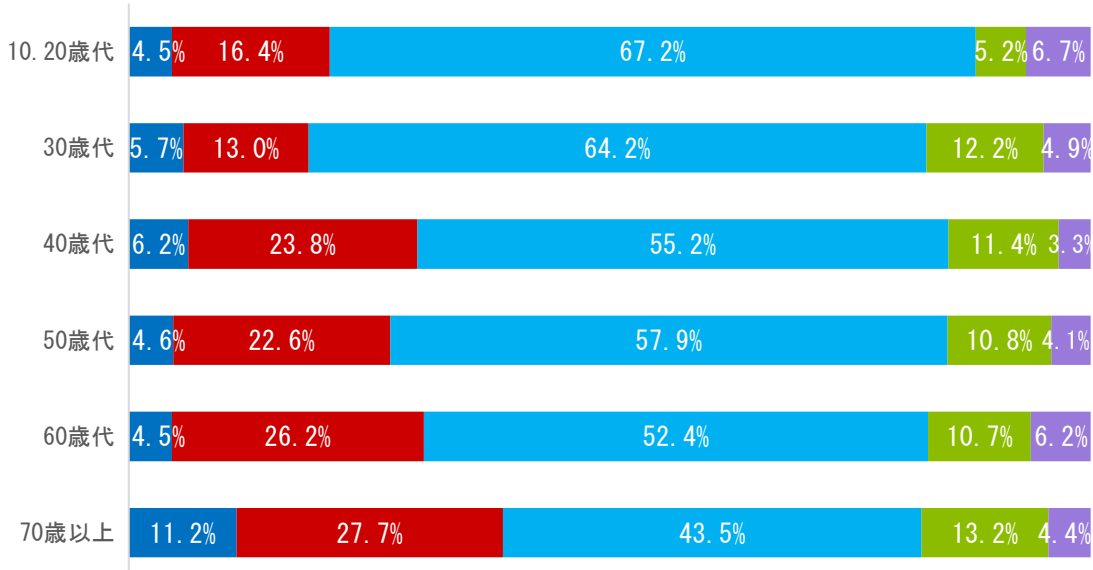
あなたは、福祉に関するサービスが整っていると思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

●全体



●年代別比較



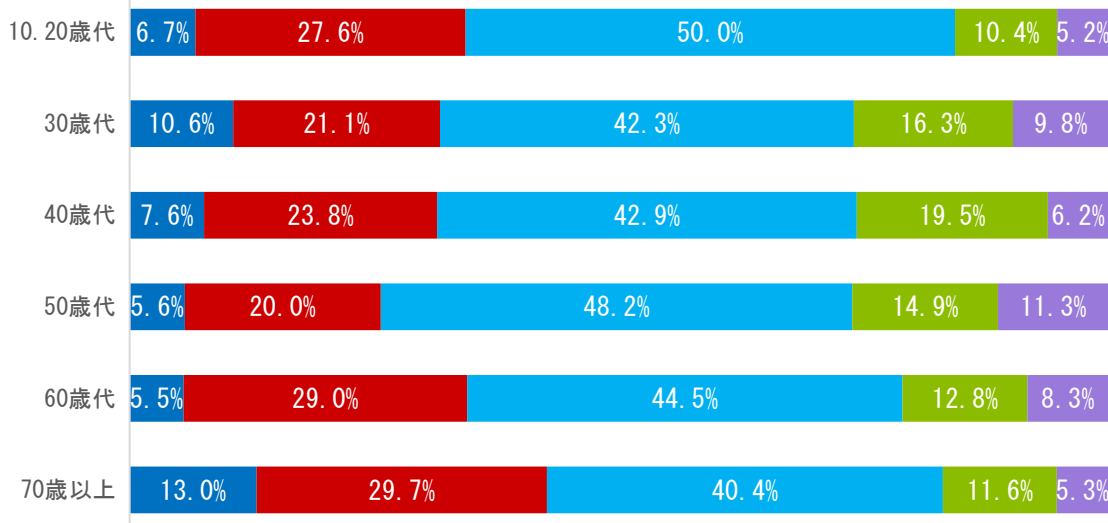
あなたは、医療に関するサービスが整っていると思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- 思わない

●全体



●年代別比較



## 2 課題

- 医療・福祉・介護サービスへのニーズが多様化し、高齢化が一層進む中、生涯を通じて安定したサービスを提供していくことが必要です。
- 自分らしく暮らせる健康寿命の延伸を図るためには、市民一人ひとりが適切な生活習慣の保持と健康づくりに取り組むことが大切であることから、市民にそれらに対する正しい知識を普及するとともに、市民の主体的な取組が行われるための環境の整備を図ることが必要です。
- 地域医療体制においては、特に中山間地域や過疎地域に設置されている診療所で、人口減少等に伴う患者数の減少や医師の地域偏在に対応した機能的な運営体制の整備が必要になっています。また、地域医療体制においては、軽症患者の適正受診についての更なる啓発が必要となっています。
- 高齢者が生き生きと暮らせるよう、介護予防や生きがいづくり・居場所づくりの推進をする取組が求められています。また、支援が必要な人の見守りなど地域で支える体制も必要となってきます。



- 障害のある人には、地域での自立した生活、外出・移動、社会参加に必要な支援を充実させることが必要です。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育ての負担や不安、孤立感を抱える保護者のニーズを敏感に捉え、安心して子育てができる環境づくりを進める必要があります。

### 3 施策の方向

- (1) 誰もが健康な生活を送るための健診の推進や保健指導の充実を図ります。  
(健康づくり推進課、保育課、学校教育課)
  - ① 健診・保健指導等の推進  
各種予防接種や健康診査、保健指導等を実施し、年齢や障害の有無を問わず、市民のこころと体のすこやかさを保ちます。  
**事業例**
    - ・妊婦・産婦・新生児への訪問指導、乳幼児健診
    - ・障害のある人と付き添いの家族を対象とした健診
- (2) 誰もが安心して適切な医療が受けられるよう医療体制の充実を図ります。  
(地域医療推進室)
  - ① 地域医療体制の充実  
必要な時に必要な医療が受けられるよう地域医療体制を確保します。  
**事業例**
    - ・各診療所の開設
    - ・中ノ俣地区、吉川区川谷地区における患者輸送バスの定期運行
    - ・医療通訳ボランティアの派遣
- (3) 誰もがすこやかに安心して暮らせるよう各種支援を推進します。  
(福祉課、高齢者支援課、保育課、こども課、すこやかなくらし包括支援センター)
  - ① 高齢者福祉の推進  
高齢者の介護予防や生きがいづくりに取り組むなど、誰もがその人らしい生活を継続できるよう支援します。  
**事業例**
    - ・すこやかサロン（地域支え合い事業）における地域住民との交流や健康増進活動

---

② 障害者福祉の推進

障害のある人の状態に応じた様々なサービスを提供し、社会参画に関する環境整備に取り組めます。

**事業例**

- ・ 障害のある人へのタクシー利用料金助成、リフト付福祉バス
- ・ 手話通訳者等の養成・派遣

③ 子育て・療育支援の充実

保護者の生活実態や多様化するニーズを十分に踏まえた上で、子どものすこやかな育ちを育む支援に取り組めます。

**事業例**

- ・ こどもセンターや子育てひろばの運営
- ・ 病児保育事業、病後児保育事業
- ・ 24時間保育事業（ファミリーヘルプ保育園）
- ・ こども発達支援センターにおける相談や療育支援

## 5 誰もが互いに支え合うまちづくり

### 基本目標

共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します

人口減少や少子化、高齢化による社会情勢の変化に伴い家族や地縁が担ってきた機能に変化していく中、「誰もが支え・支えられるものである」という考え方の下、人と人、人と社会がつながり合う取り組みが生まれやすい環境が重要になってきます。

市では、市民活動促進の拠点としてNPO・ボランティアセンターを設置し、ボランティアに関するニーズ情報の収集、提供及びボランティアをしたい人、してもらいたい人の仲介役を担うとともに、市民活動に必要なスペースや備品、情報を提供するなど、市民活動の促進に向けた意識啓発・周知・支援にも取り組んできました。このような取組により、市民の主体的な活動が広がりを見せつつある一方で、社会情勢の変化による地域の活力低下などの課題も懸念されています。

地域それぞれの実情を踏まえて、誰もが安心して暮らし、市民が社会参加しやすい環境を整えるため、地域や人が互いに支え合える仕組みを構築することが大切です。

ここでは、「誰もが互いに支え合うまちづくり」の基本方針の下、基本目標を「共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します」と置き、施策の方向を定めます。

### 1 現状

- 人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査の結果では、ボランティア活動への参加について、「定期的・継続的にボランティアをしたことがある人(している)」、「単発的なボランティアをしたことがある」を合わせると、全体の41.2%の人が何らかのボランティアを経験しており、前回に比べ5.6ポイント増加しました。また、「したことはない」と答えた人は、55.7%で、前回より5.7ポイント減少しています。
- ボランティアを「したことがある人」、「関心がある人」を合わせると、全体の78.7%の人がボランティアに興味を持っているのに対し、実際にボランティアをしたことがある人はその半数に留まっています。
- また、ボランティアを「したことがある」、「関心がある」と答えた人を年代別で見ると、30歳代が最も多く、次いで10.20歳代、40歳代となっており、若い世代が多い結果となりました。

## 令和2年 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果

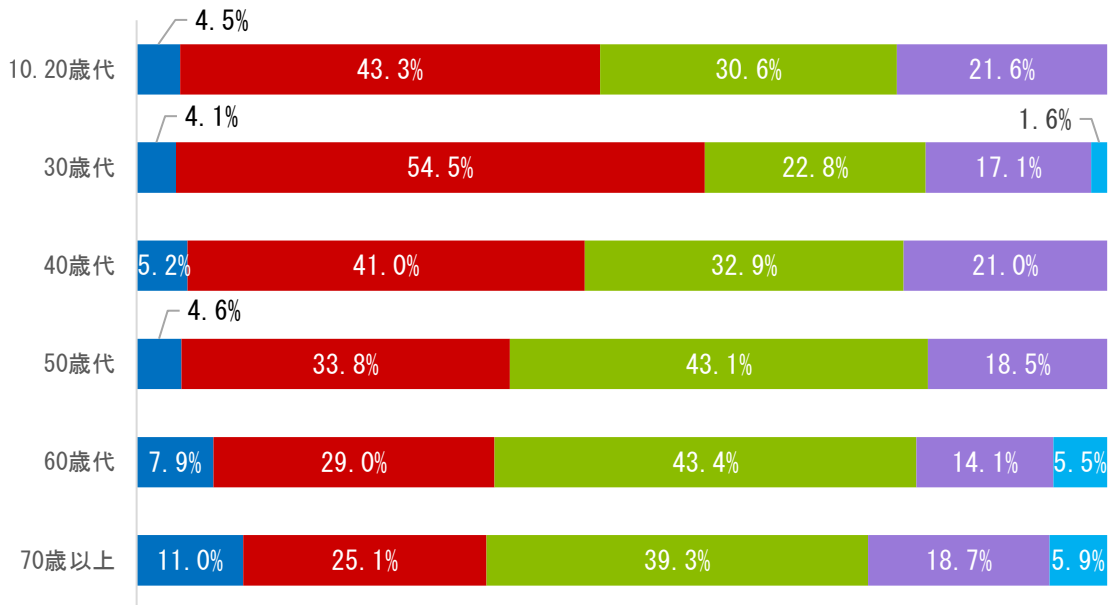
あなたは、ボランティアをしたことがありますか。

- 定期的・継続的にボランティアをしたことがある（している）
- 単発的なボランティアをしたことがある
- したことはないが、ボランティアに興味・関心はある
- したことはないし、ボランティアに興味・関心もない
- 未回答

### ●全体



### ●年代別比較



## 2 課題

- 少子化や高齢化、地域ごとの世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化などを背景に人間関係の希薄化や自主的なまちづくり活動の衰退、地域での課題解決力の低下が懸念されており、市民一人ひとりが地域や公共の課題を自らの課題として受け止め、解決に向けて主体的に取り組むことができるよう、支援体制の整備を図っていく必要があります。
- ボランティアや市民活動等に関心のある人が、自主的に、できる範囲でまちづくりや支援に参加でき、また、支援や援助を受けたい人が受けたい時にサービスを受けられるよう、情報の受発信や相談窓口等の機能の更なる充実が必要です。

### 3 施策の方向

(1) ボランティア参加、地域活動、市民活動への支援を推進し、人と人のつながりを育む活動の充実を図ります。

(共生まちづくり課、高齢者支援課、すこやかなくらし包括支援センター、こども課)

① ボランティア活動や地域での支え合い活動のための環境づくり

ボランティア活動への意識啓発やボランティアの育成を図るため、ボランティア活動等の情報提供、ボランティアをしたい人、してもらいたい人の仲介、相談等を行うとともに、住民組織の活性化や地域コミュニティが抱える課題を自主的に解決するための支援を強化します。

**事業例**

- ・ NPO・ボランティアセンター、ファミリーサポートセンターの運営
- ・ 地域コミュニティが地域の課題解決に取り組むための支援としてのアドバイザー派遣
- ・ 地域の支え合い体制構築のための有償ボランティア養成
- ・ 高齢者見守り支援ネットワーク事業、認知症サポーター養成講座

## 6 誰もが安心して暮らせるまちづくり

### 基本目標

誰もが災害や犯罪などに備え、安全・安心に暮らせるまちを目指します

近年、全国で毎年のように人的被害を含む深刻な被害を及ぼす自然災害が発生し、異常気象の常態化も懸念されており、こうした災害の教訓を踏まえた災害への対応力の強化が求められています。また、日常生活においても、新たな手口で複雑・多様化する犯罪から市民を守る取組も求められています。

上越市も例外ではなく、その地勢・気候上の特性から、地震、水害、土砂災害、津波、突風、豪雪など、多種多様な自然災害を引き起こす要因が潜在しているほか、児童・生徒に対する不審者による声かけや高齢者を狙った特殊詐欺事件など、市民の身近なところで不安を感じる犯罪等も発生しています。

市では、災害等から市民の生命・身体・財産を守るため、地域防災計画に基づき、災害の予防等に必要な対策、災害時の初動マニュアルの作成などを進めたほか、危機管理に関する職員研修訓練を継続して実施し、職員の災害対応能力の向上を図るとともに、関係機関との連携体制の強化に努めてきました。

また、防犯対策についても、上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画に基づき「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高めるため、各種施策に取り組むとともに、警察を始めとする関係機関との連携を強化し、様々な予防策を進めてきました。

今後も、防災・防犯対策の更なる強化を図るとともに、自助・共助の力を生かした地域防災力の向上と自主防犯意識の高揚に一層努める必要があります。

ここでは、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の基本方針の下、基本目標を「誰もが災害や犯罪などに備え、安全・安心に暮らせるまちを目指します」と置き、施策の方向を定めます。

### 1 現状

- 人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査の結果では、災害時にどのように行動すればよいか「知っている」、「どちらかといえば知っている」と答えた人は合わせて 69.5%で、前回に比べ 4.1 ポイント減少しました。一方で、「知らない」、「どちらかといえば知らない」と答えた人は合わせて 27.3%で、前回より 3.6 ポイント増加しています。年代別で見ると、大きな差は見られない結果となりました。

令和2年 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果

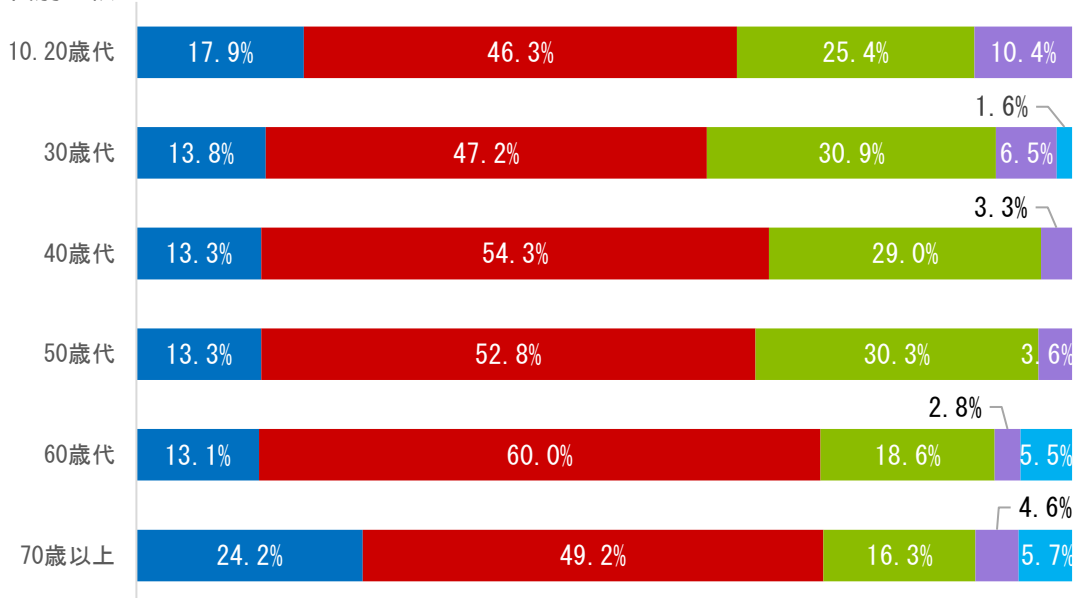
あなたは、災害時にどのように行動すればよいか知っていますか。

- 知っている
- どちらかといえば知っている
- どちらかといえば知らない
- 知らない
- 未回答

●全体



●年代別比較



2 課題

- 災害による被害の未然防止又は軽減を図り、災害発生時に迅速に対応するためには、的確な情報発信やハザードマップの提供等を通じた災害への対応力の強化が必要です。
- 高齢者、障害のある人、けがや病気の人、子ども、外国人など、災害についての知識不足や情報入手が困難、自力での避難が困難な人を支援する取組を強化することも必要です。
- 避難所の運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対する配慮やプライバシーの確保、多様性を考慮するとともに、感染症等にも配慮し、市民が安心して避難できる環境づくりを行う必要があります。

- また、高齢化や担い手不足が自主防災活動の減退につながり、組織の維持あるいは結成自体が困難となる状況も見られます。こうしたことから、自助・共助の力を生かした自主防災組織の活動を更に支援していくとともに、町内会の範囲を超えた支援体制の構築も必要となっています。
- 冬期間における安全安心な生活環境を維持するため、車両や歩行者の通行空間を確保するほか、集落内の生活道路や住居の除雪を支援する体制も必要です。
- 高齢者等を狙った特殊詐欺など犯罪が巧妙化・多様化していることから、地域における世帯構成の変化や高齢化の進行などを踏まえ、市民や関係機関・団体などとの連携による地域ぐるみの防犯活動を展開していく必要があります。

### 3 施策の方向

- (1) 防災に関する情報提供や避難時に必要な施策、自助・共助による防災体制の整備を推進します。

(危機管理課、市民安全課、福祉課、高齢者支援課)

① 防災対策や避難支援体制の充実

災害時に被害を防止又は軽減するため、的確な情報発信と避難体制の整備に取り組めます。

**事業例**

- ・安全メール、防災行政無線等による情報発信
- ・要配慮者に配慮した災害対応計画・避難体制の整備
- ・避難行動要支援者※名簿の作成

② 自主防災活動の推進

災害時に地域の災害対応力が発揮できるよう、自主防災組織の活動を支援します。

**事業例**

- ・自主防災組織への防災アドバイザーの派遣
- ・防災士の養成

- (2) 防犯に関する情報提供や注意喚起、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

(市民安全課)

① 防犯対策の充実

安全で安心な地域社会を実現するための「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」に向けた施策に取り組めます。



**事業例**

- ・的確な防犯情報の提供と広報啓発活動の推進
- ・互いが助け合う地域社会の形成に向けた支援
- ・犯罪の起こりにくい環境づくりの推進

(3) 冬期間の安全な通行空間の確保と除雪に必要な施策を推進します。

(市民安全課、自治・地域振興課、共生まちづくり課、高齢者支援課、雪対策室)

① 除雪対策の充実

道路・歩道の除雪により安全に通行できる空間を確保するとともに、住居周辺の除雪についても労力の確保や協力体制を整備します。

**事業例**

- ・要援護世帯の雪害時の安否確認や除雪支援の必要性等の情報収集
- ・小中学校の通学路や主要生活道路の除雪の推進
- ・住民組織等の除雪等ボランティア活動支援
- ・災害連携ボランティア推進会議による支援

※避難行動要支援者

高齢者、障害のある人、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人

## 7 誰もが快適に暮らせるまちづくり

### 基本目標

公共空間や居住空間において、誰もが利用しやすく、住みやすく、安全に生活できるまちを目指します

住宅で生活したり施設等を利用する際に大きな障壁となるのが、入口などの段差、階段、路上の放置自転車、あるいは車椅子を使用している人が使いにくい狭いトイレなど、目に見えたり、本人が実感する「物理的障壁」です。

市では、誰もが安全、安心して快適に利用できる施設整備を推進するため「公共建築物ユニバーサルデザイン指針」に基づき、公共施設の整備を進めています。また、多くの人が利用する民間の公共的施設についても、「新潟県福祉のまちづくり条例」に基づき、安全かつ快適に利用できる構造及び設備となるよう事業者への指導や助言を行っています。

また、高齢者や障害のある人が住み慣れた住宅で自立した生活を送ることができるよう、住宅リフォームに対する支援をしてきました。

建物、設備やまちのユニバーサルデザイン化は徐々に図られてきているものの、まだまだ物理的障壁によって不便を感じる場面も多く、更なる整備が求められますが、同時にそれらを利用する人が互いに思いやり、助け合うなど、意識上の障壁の解消、すなわち「心のユニバーサルデザイン」の推進も必要となります。

ここでは、「誰もが快適に暮らせるまちづくり」の基本方針の下、基本目標を「公共空間や居住空間において、誰もが利用しやすく、住みやすく、安全に生活できるまちを目指します」と置き、施策の方向を定めます。

### 1 現状

- 令和2年度における「公共建築物ユニバーサルデザイン指針」に基づく全対象施設の指針適合率は66.36%であり、当初の平成19年調査の51.42%に比べ、14.94ポイント上昇しました。
- 人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査の結果では、市の施設について、高齢者、障害者等が安全で快適に利用できていると思いますかとの問いに対し、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて26.1%で、前回に比べ31.3ポイント減少しましたが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も19.9ポイント減少しました。年代別で見ると、大きな差はみられない結果となりました。どうすればよくなるかとの問いには、古い施設はバリアフリー化されてい

ないなど、施設のバリアフリー化の整備やメンテナンスの必要性などの意見が多くありました。

- 一方、民間施設については「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて30.7%で、前回に比べ16.2ポイント減少しましたが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も27.7ポイント減少しました。こちらも年代別で見ると、大きな差はみられない結果となりました。どうすればよくなるかとの問いには、市の施設に同じく、施設のバリアフリー化の整備の意見が多くありました。
- また、自分の住宅が安全で快適に生活できる住宅であると思いますかとの問いに、「そう思う」、「どちらかというそう思う」と答えた人は合わせて26.6%で、年代別で見ると、30歳代、70歳以上が他の年代より上回っていました。どうすればよくなるかとの問いには、「バリアフリー化のリフォームの必要性」や「手すりの設置」などの意見がある一方、「費用面への支援」の要望などの意見もありました。

**令和2年 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果**

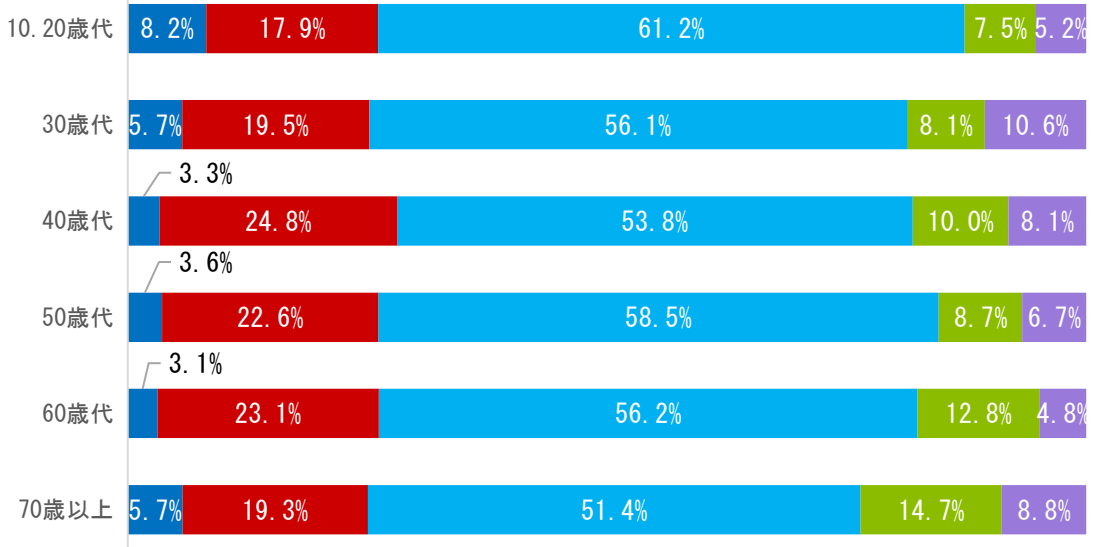
市の施設は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。



●全体



●年代別比較



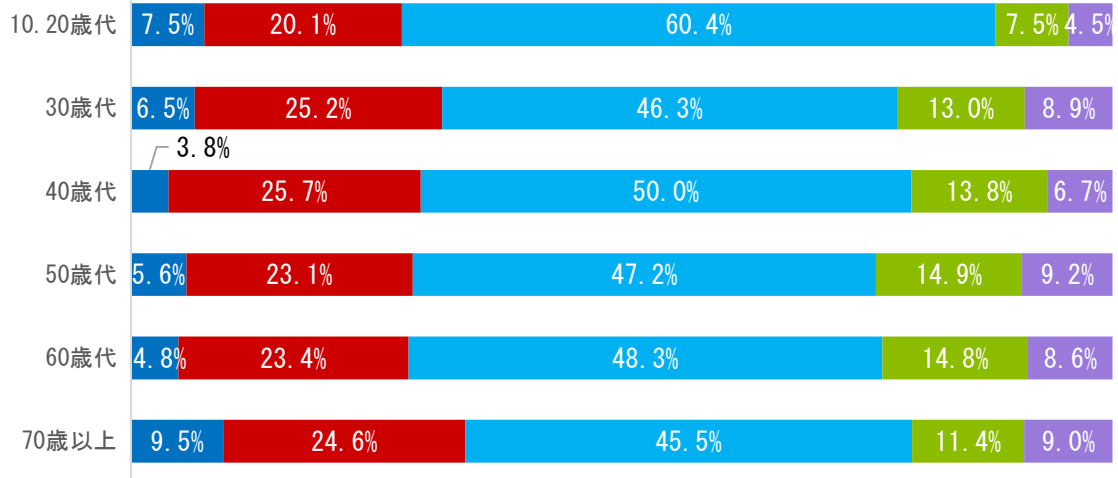
民間の施設（病院、社会福祉施設、商業施設など）は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

●全体



●年代別比較



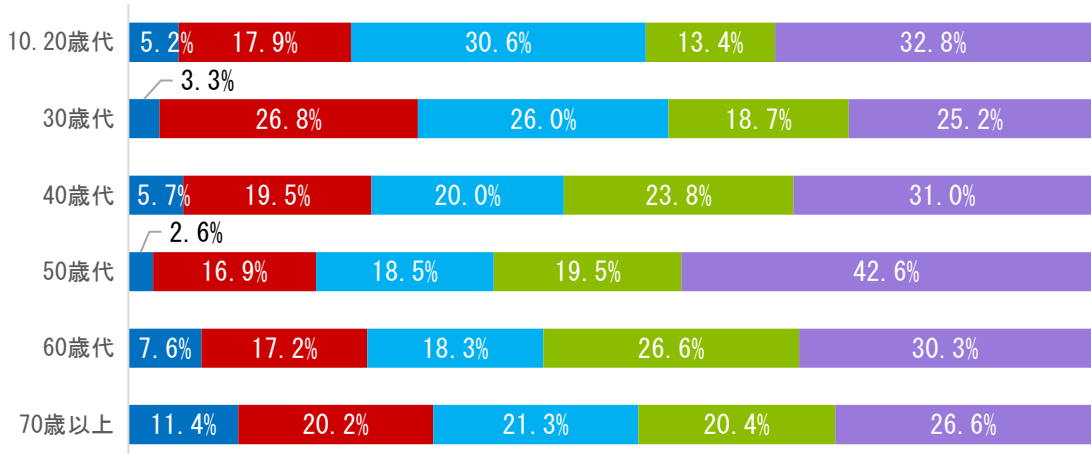
あなたの住宅は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に生活できる住宅だと思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

●全体



●年代別比較



## 2 課題

- 全ての公共施設などにおいて、高齢者や若者、障害のある人やない人、子どもや妊婦、外国人など、誰もが安全・安心で快適に利用できるような環境が整っているわけではありません。計画的に、できるだけ多くの人々が利用しやすい施設に近づけていくため、市と事業者はユニバーサルデザインの視点を常に意識し、人にやさしい施設の整備に努める必要があります。また、環境が整っていなくても、人が支援することで利用できるようになるという視点から、あわせて互いの立場に立って互いを思いやる意識を高めていく必要もあります。
- 誰もが安心して暮らせる家づくりは、現に障害のある人だけの問題ではなく、将来を見据え誰もが直面する問題として認識してもらうことが必要です。誰もがいつでも、いくつになっても快適に暮らせる住宅が増えていくことが必要です。

## 3 施策の方向

- (1) 誰もが安全かつ快適に利用できるよう施設整備を推進します。  
(共生まちづくり課、福祉課、高齢者支援課 ほか)
  - ① 公共施設におけるユニバーサルデザインの推進  
市の施設を誰もが安全・安心で快適に利用できるようにするため、「公共建築物ユニバーサルデザイン指針」に基づく整備を推進します。  
**事業例**
    - ・公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく市の施設（学校施設・福祉施設・集会場等・スポーツ施設等）の整備
    - ・わかりやすい誘導・案内看板等の設置
  - ② 民間施設におけるユニバーサルデザインの推進  
民間の公共的施設が誰もが使いやすい施設となるよう、新潟県福祉のまちづくり条例に基づき協議や指導、助言を行います。  
**事業例**
    - ・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく民間施設（病院、社会福祉施設、商業施設等）の整備に係る協議・指導・助言
  - ③ 誰もが暮らしやすい居住環境の整備  
高齢者や障害のある人などが在宅で自立した生活ができるよう、住宅リフォームを支援します。  
**事業例**
    - ・高齢者、障害のある人の住宅リフォーム補助金の交付

## 8 誰もが移動しやすいまちづくり

### 基本目標

誰もが安全かつ快適に生活交通を利用し、社会参加できるまちを目指します

近年、高齢化の進行や運転免許証の自主返納者の増加に伴い、公共交通に対し、これまで以上にきめ細やかで利便性の高い移動手段としての役割が求められています。

そのため、市では乗合タクシーや市営バスへの転換など、バス路線の再編を進めるとともに、公共交通での対応が困難である地域においては、住民が主体となって行う互助による輸送の取組を支援したほか、地域内の鉄道の経営支援や、これらの公共交通機関の利用促進と利便性向上に取り組んできました。

また、道路や橋梁などの市民生活に欠かせないインフラ整備については、長寿命化対策や各種整備計画に基づく効率的かつ効果的な施設整備に取り組んできました。また、今日の車社会の中であって歩道に求められる「安全な歩行者空間の確保」という観点から、通学路はもちろんのこと、幹線道路で自動車交通量が多く交通事故発生の恐れがある区間や駅、公園周辺など多くの人が集まる場所の整備を優先的に行ってきました。

市民の安全・安心で快適な日常生活を支えるとともに、誰もが自由に移動でき、地域の様々な活動への参加を促進するため、歩道・道路の整備のほか、持続可能な公共交通ネットワークの構築にも取り組んでいく必要があります。

ここでは、「誰もが移動しやすいまちづくり」の基本方針の下、基本目標を「誰もが安全かつ快適に生活交通を利用し、社会参加できるまちを目指します」と置き、施策の方向を定めます。

### 1 現状

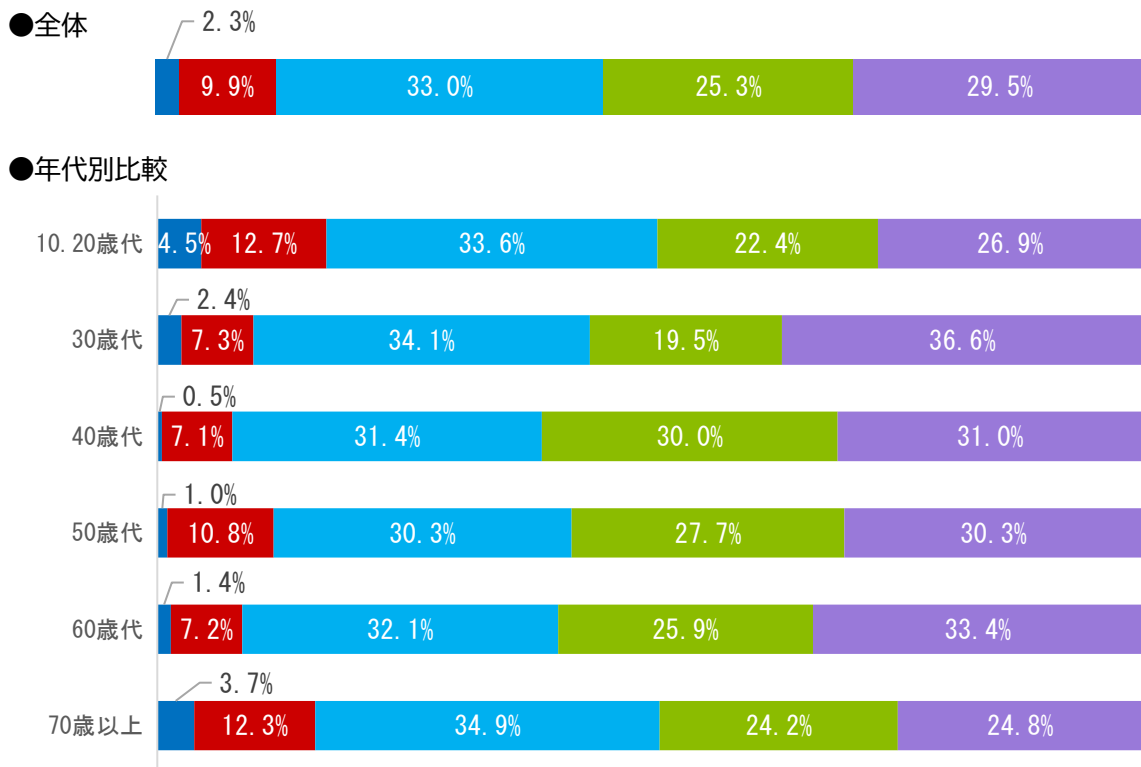
- 人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査の結果では、歩道や道路は、高齢者、障害者等が安全で安心して利用できていると思いますかとの問いに対し、「思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて12.2%で、前回に比べ16.3ポイント減少しましたが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も15.5ポイント減少しました。どうしたらよくなるかとの問いには、「古い道路は段差があるため計画的な改修が必要である」や「歩道の拡幅」などのご意見がありました。また、「歩道の途中に椅子があると休むことでよい」といった意見もありました。

○ また、鉄道や路線バスなどの公共交通機関は、高齢者、障害者等が安全で快適に利用できていると思いますかとの問いに対し、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて10.3%で、前回に比べ18.2ポイント減少しましたが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も33.8ポイント減少しました。「思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人の年代別で見ると、10.20歳代が他の年代より上回っていました。どうしたらよくなるかとの問いには、「鉄道や路線バスの増便」、「電車やバス、それらの施設のバリアフリー化」などの意見がある一方、「人的支援の協力体制が必要である」との意見もありました。

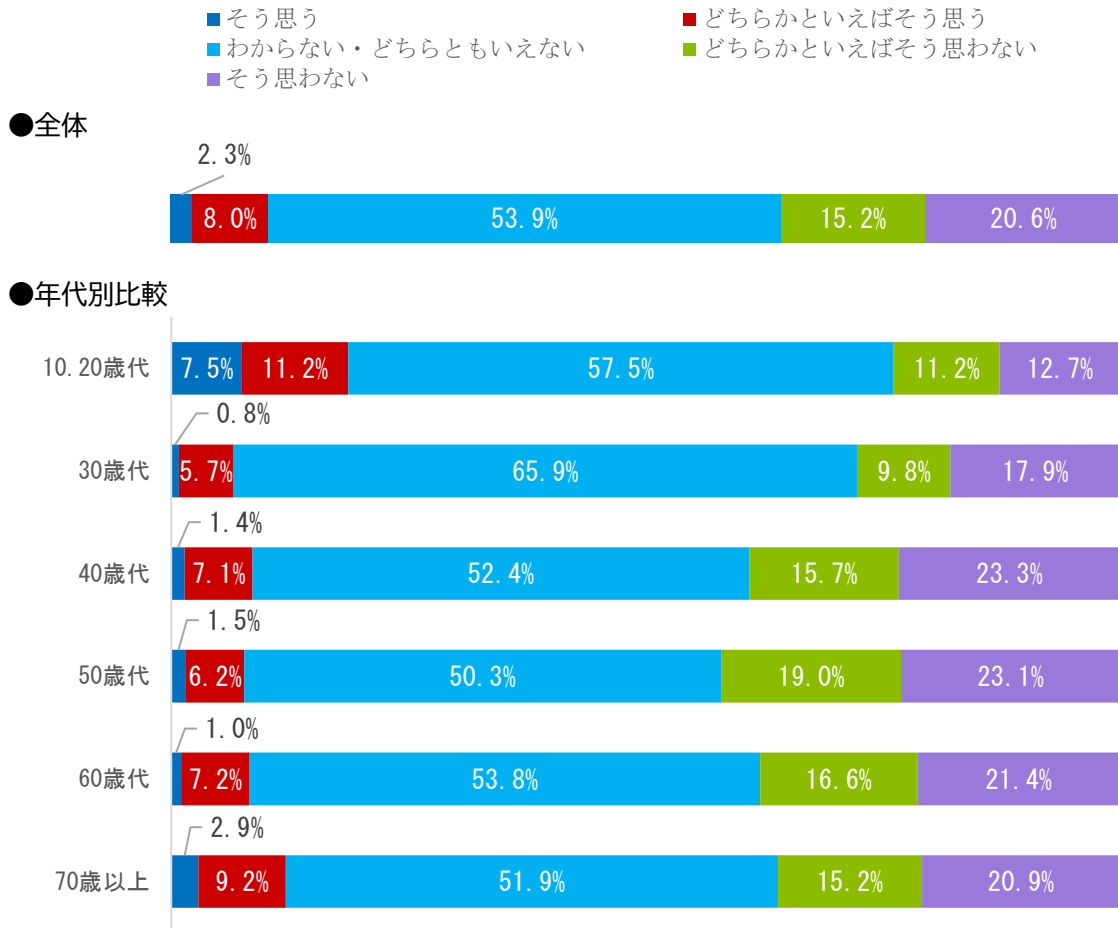
**令和2年 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果**

歩道や道路は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない



鉄道や路線バスなどの公共交通機関は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。



## 2 課題

- 高齢者や障害のある人、妊婦や育児中の親、小・中・高校生、運転免許を持たない人など、誰もが自由に行動範囲を広げ、多くの人々の社会参加を促進するためにも、安全で安心な移動を支える公共交通を含めた移動手段の確保が重要となります。そのため、引き続き、地域の実情に即した路線バスや鉄道の運行に加え、各地域で取り組まれている様々な輸送サービスを活用しながら、目的地に到達できる環境整備と情報提供を検討していく必要があります。
- 経済活動や日常生活に欠くことのできないインフラである道路は、老朽化や劣化した道路機能の維持や更新、安全の確保、防災機能の向上など、利用者が必要とする整備が求められています。また、高齢者や障害のある人、ベビーカーを使用する人などには利用しにくい状態の箇所もあることから、継続して、誰もが安心して利用できるよう、歩道機能の向上なども含め、整備が求められています。



### 3 施策の方向

(1) 誰もが安心して移動できるよう地域公共交通の維持・確保に取り組みます。

(交通政策課、福祉課)

① 地域公共交通の利便性の向上

地域の実情にあった公共交通の再編を行い、地域公共交通を維持・確保するとともに、分かりやすい運行情報や利用案内の提供に取り組みます。

**事業例**

- ・ 利便性、持続可能性に配慮したバス路線の再編
- ・ 住民が主体となって行う互助による輸送の取組への支援
- ・ 分かりやすい路線系統表示や時刻表の作成

(2) 誰もが安全かつ快適に移動できるよう歩道・道路整備を推進します。

(市民安全課、道路課)

① 安全・安心な歩道・道路の整備

誰もが安全に安心して移動できるよう、歩道、道路の整備を推進します。

**事業例**

- ・ 歩道・道路整備の推進
- ・ 防犯灯・カーブミラーの整備



## 第4章 計画の推進体制

## 第4章 計画の推進体制

この推進計画は、誰もが安全に安心して快適に暮らせるまちを目指し、あらゆる障壁を取り除く「人にやさしいまちづくり」を推進するため、市がとるべき方針や施策の方向を体系的に示したものです。

これを効果的に推進し、「人にやさしいまち」を実現するためにも、「上越市人にやさしいまちづくり条例」第3条から第5条に示しているように、「市」、「事業者」、「市民」のそれぞれが理解と協力、努力をすることが必要です。

### 1 「心のユニバーサルデザイン」の推進

誰もが安全に安心して快適に暮らせるまちをつくるためには、全ての人の理解と協力、努力が必要不可欠です。その根本にあるのは、全ての人の心・意識であり、無意識のものも含め、偏見や差別をなくす意識上の障壁の解消、すなわち「心のユニバーサルデザイン」を推進する必要があります。

人は生まれてから亡くなるまで、赤ちゃん、学生、労働者、高齢者など人生の各段階を過ごします。時には病気にかかってしまったり、体が不自由になってしまったりする可能性もあります。誰もが様々な出来事や時期を経験する可能性を秘めており、人生の各段階で、不安や求めるものは変わっていきます。

あらゆる障壁を取り除き、性別や年齢、障害の有無、国籍や個人の能力や容姿の違いなどに関わらず、誰もが安全に安心して、快適に暮らせるまちを目指す、人にやさしいまちづくりは、未来・将来の不安を少しでも解消し、誰もが明るく、そして希望を持って未来・将来に向かえるまちづくりでもあります。

全ての人が、自分以外の人に対しても、将来の自分、過去の自分、誰にでも起こり得るという意識で接することができれば、自然に意識上の障壁は取り払われ、人が人にやさしいまち、本当の「人にやさしいまち」が実現します。

市では、心のユニバーサルデザインを含む人にやさしいまちづくりの精神とその必要性を積極的な啓発活動を通じ、市・事業者・市民に浸透させるとともに、それぞれが心のユニバーサルデザインを実践することにより、誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちを目指します。

## 2 市としての取組

市は、啓発活動や学習機会の提供を通じ、市・事業者・市民の心のユニバーサルデザインを積極的に推進するとともに、「上越市人にやさしいまちづくり条例」に定める責務を果たし、市・事業者・市民が一緒にあらゆる障壁のない、人にやさしいまちづくりに取り組む環境づくりを進めます。

### ○市の責務

「上越市人にやさしいまちづくり条例」では、市の責務として、次のことを定めています。

#### ①基本的かつ総合的な施策の策定、実施

市は、「人にやさしいまちづくり」について、「上越市人にやさしいまちづくり条例」に挙げられた基本的施策等を盛り込んだ推進計画を策定し、実施します。

#### ②市・事業者・市民の連携への支援

市は、市、事業者及び市民が相互に連携を図ることができるように、市民からの要望を事業者に伝えるほか、各種行事の共同開催などの必要な措置を講じます。

#### ③事業者・市民への支援

市は、助言、指導、財政的支援などの各種支援策等を推進することにより、事業者及び市民が行う「人にやさしいまちづくり」に関する活動を支援するように努めます。

### ○推進計画の積極的な推進

市は、「上越市人にやさしいまちづくり推進計画」を積極的かつ効果的に推進し、誰もが安全に安心して快適に暮らせるまちを目指します。

そのため、心のユニバーサルデザインを基本に据えながら、この推進計画が定める「誰もが理解し合えるまちづくり」「誰もが学べるまちづくり」「誰もが働けるまちづくり」「誰もが健康に暮らせるまちづくり」「誰もが互いに支え合うまちづくり」「誰もが安心して暮らせるまちづくり」「誰もが快適に暮らせるまちづくり」「誰もが移動しやすいまちづくり」を市民や事業者、関係機関の意見や協力を得ながら進めて行くとともに、これら8つの柱が個々に展開するのではなく、しっかりと結びつくよう調整を図ります。

### 3 市民の協力

人にやさしいまちづくりが目指す、誰もが安全に安心して快適に暮らせるまちを実現するためには、住民一人ひとりが意識上の障壁を取り払い、人にやさしいまちづくりの精神を理解することが必要不可欠です。

性別や年齢、障害の有無、国籍や個人の能力や容姿の違いなどに関わらず、世代を超え、立場を超えた、全ての人に参加し、様々な発想や視点でまちづくりを進めることができれば、誰もが安全に安心して快適に暮らせるまちに近づいていきます。

#### ○市民の責務

「上越市人にやさしいまちづくり条例」では、市民の責務として次のことを定めています。

##### ①人にやさしいまちづくりへの理解と実践

市民は、人にやさしいまちづくりについての理解を深めるとともに、自ら人にやさしいまちづくりに努めなければなりません。

##### ②施設等の利用の妨げの禁止

市民は、高齢者や障害のある人等が円滑に施設等を利用し、又はサービスの提供を受けることを妨げてはなりません。

##### ③市の施策への協力

市民は、市が行う人にやさしいまちづくりに関する施策に協力するものとします。

このほか、市民は、住宅の新築、増築及び改修をしようとするときは、高齢者、障害のある人等の安全かつ快適な生活に配慮するように努めなければなりません。

#### ○市民活動の推進

上越市では、平成26(2014)年に策定した「上越市第6次総合計画」の基本政策に「市民が個性と能力を発揮できるまちの実現」「市民が主体のまちづくり」を位置付け、市民活動の促進を図っています。

地域社会への貢献等を目的として幅広い活動を行っているNPOやボランティア団体は、市・事業者・市民に次ぐ新たな協力機関として、また、市民や事業者の社会参加の新たな形態として、人にやさしいまちづくりの推進に重要な役割を果たすものと期待されています。

## 4 事業者の協力

事業者は、その事業活動の中で、様々な社会的責任を負いながら、サービスや商品等を社会に提供しています。

様々な社会的責任には、法律を守ること、社会に対して有用な財貨やサービスを適正な価格で提供すること、そしてその事業活動において従業員を雇用していれば、給料を保障することによりその従業員の生活を守ることなどがあります。近年、特に重視されているのは、より健全な社会の構築に参加し貢献する責任です。

まちづくりを担う一員として、条例は、事業者の人にやさしいまちづくりへの協力を求めています。一方で、事業者にとっても、誰もが利用でき、参加できるという「人にやさしいまちづくり」の視点は、誰もが利用できる商品やサービスの提供を促し、その利用者層が厚くなることにより新たな利益を生み出すことにつながります。

### ○事業者の責務

「上越市人にやさしいまちづくり条例」では、事業者の責務について次のように定めています。

#### ①事業活動における配慮

事業者は、その事業活動を行うに当たり、施設等の案内、商品開発、商品の説明などにおいて、人にやさしいまちづくりに努めなければなりません。

#### ②施設等の利用の妨げの禁止

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自動販売機、看板の歩道へのはみ出しや迷惑駐車などにより、高齢者、障害のある人等の円滑な移動や施設等の利用を妨げてはなりません。また、直接間接を問わず入店、入館、宿泊等のサービスの提供を受けることを妨げてはなりません。

#### ③市の施策への協力

事業者は、市が実施する人にやさしいまちづくりに関する各種施策に協力するものとします。

このほか、事業者は、施設の新設、増設及び改修をしようとするときは、高齢者、障害のある人等の安全かつ快適な利用に配慮するように努めるとともに、所有又は管理する施設について、災害時に高齢者、障害のある人等が円滑に避難できるように必要な措置を講ずるように努めなければなりません。

## 5 計画の進捗管理

人にやさしいまちづくりが着実に進んでいるかどうかチェックする機関として、条例に基づき「上越市人にやさしいまちづくり推進会議」を設置しています。

推進会議は、高齢者、障害のある人、事業者、学識経験者などで構成し、人にやさしいまちづくりの進捗状況だけでなく、市が行う人にやさしいまちづくりの推進に関する基本的事項や重要事項を調査審議する機関です。

### ○推進計画の進捗管理

市は、「上越市人にやさしいまちづくり推進計画」に基づき実施する各事業について、「実施計画」を作成し、年度ごとに目標を定めて実施し、その進捗状況を管理します。

### ○推進計画の進捗状況の報告

市は、毎年度、「上越市人にやさしいまちづくり推進計画」に基づく「実施計画」の進捗状況を「上越市人にやさしいまちづくり推進会議」に報告します。

### ○人にやさしいまちづくりに関する調査

推進会議は、市長の諮問に応じ調査や審議を行うほか、人にやさしいまちづくりの推進に関して市長に意見を述べるすることができます。



# 資料編

○上越市人にやさしいまちづくり条例

平成11年3月24日

条例第1号

改正 平成15年9月30日条例第35号

平成19年9月30日条例第11号

平成21年3月27日条例第12号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 基本方針等（第6条—第15条）

第3章 施設等の整備（第16条—第19条）

第4章 推進会議（第20条—第23条）

附則

人間としての尊厳を保ちながら、自らの意思で行動し、住み慣れた地域で安心して生活することができる社会の実現は、私たちすべての市民の願いである。

こうした社会を実現するためには、男性も女性も、若いも若きも、障害のある人もない人も、ともに支え合い助け合いながら、意識上の障壁を含め、あらゆる障壁のないまちづくりに取り組んでいかなければならない。

上越市は、四季折々の美しい自然に抱かれ、薫り高い文化と、こまやかな人の心を育んできた。このかけがえのない風土を礎に、私たちは、すべての人にやさしいまちづくりを進めることを固く決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市、事業者及び市民が一体となって人にやさしいまちづくりを推進することにより、高齢者、障害者等をはじめとするすべての市民の基本的人権が尊重され、社会参加の機会が確保された豊かで住みよい地域社会の形成の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人にやさしいまちづくり 高齢者、障害者等をはじめとするすべての市民が安全かつ快適に生活できるよう、あらゆる障壁のない社会環境の整備を図ることをいう。
- (2) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、子供、妊産婦その他の者で、日常生活及び社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とするものをいう。
- (3) 施設等 施設（設備を含む。以下同じ。）及び公共車両等をいう。
- (4) 公共車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車、船舶等をいう。

（市の責務）

第3条 市は、人にやさしいまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、人にやさしいまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、市、事業者及び市民が相互に連携を図ることができるように必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、事業者及び市民が行う人にやさしいまちづくりに関する活動を支援するように努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、人にやさしいまちづくりに努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、高齢者、障害者等が円滑に施設等を利用し、又はサービスの提供を受けることを妨げてはならない。
- 3 事業者は、市が実施する人にやさしいまちづくりに関する施策に協力するものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、人にやさしいまちづくりについての理解を深め、自らそれに努めなければならない。

- 2 市民は、高齢者、障害者等が円滑に施設等を利用し、又はサービスの提供を受けることを妨げてはならない。
- 3 市民は、市が実施する人にやさしいまちづくりに関する施策に協力するものとする。

## 第2章 基本方針等

（施策の策定等に係る指針）

第6条 市は、次に掲げる事項を基本として、人にやさしいまちづくりに関する施策を

策定し、及び実施しなければならない。

- (1) 事業者及び市民が人にやさしいまちづくりについての理解を深め、積極的にこれを推進しようとする意識の高揚を図ること。
- (2) すべての市民が安全かつ快適な生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に平等に参加できるような社会環境の整備を図ること。

(推進計画の策定)

第7条 市長は、人にやさしいまちづくりに関する施策を総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、推進計画を策定するときは、あらかじめ上越市人にやさしいまちづくり推進会議の意見を聴かなければならない。

(広報活動の充実等)

第8条 市は、人にやさしいまちづくりについて事業者及び市民が理解を深め、自発的に活動することを促進するため、人にやさしいまちづくりに関する広報活動を充実させるとともに、教育及び学習の振興に必要な施策を推進しなければならない。

(教育環境の整備)

第9条 市は、高齢者、障害者等の学習の機会の確保を図るため、高齢者、障害者等に配慮した教育環境の整備に必要な施策を推進しなければならない。

(就業の機会の確保等)

第10条 市は、高齢者、障害者等（子供を除く。以下この条において同じ。）の就業の機会が確保され、及び高齢者、障害者等に配慮した職場環境が整備されるように、事業者に対し必要な要請を行うものとする。

- 2 事業者は、高齢者、障害者等の就業の機会の確保及びその雇用する高齢者、障害者等に配慮した職場環境の整備に努めなければならない。

(保健・医療・福祉に関するサービスの効果的な提供)

第11条 市は、高齢者、障害者等が住み慣れた地域において安心して日常生活を営むために必要な保健・医療・福祉に関するサービスが効果的に提供されるように必要な施策を推進しなければならない。

(ボランティア活動の促進)

第12条 市は、事業者及び市民並びに特定非営利活動法人が高齢者、障害者等の福祉に関するボランティア活動を実践できるように必要な施策を推進しなければならない。

い。

(防災上の配慮等)

第13条 市は、防災、除雪等に関し、高齢者、障害者等に配慮した情報の提供、避難のための施設等の確保等に必要な施策を推進しなければならない。

(重点推進地域の指定)

第14条 市長は、人にやさしいまちづくりを推進することが特に必要と認められる地域を期間を定めて重点推進地域として指定することができる。

2 市長は、重点推進地域を指定するときは、あらかじめ上越市人にやさしいまちづくり推進会議の意見を聴かなければならない。

(報告等)

第15条 市長は、この条例に基づいて実施した施策について、毎年、上越市人にやさしいまちづくり推進会議に報告し、及び市民に公表しなければならない。

### 第3章 施設等の整備

(市の施設の整備)

第16条 市は、その所有し、又は管理する施設について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるように配慮し、及び整備を進めるように努めなければならない。

2 市は、市の施設の新設、増設及び改修をしようとするときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 新潟県福祉のまちづくり条例（平成8年新潟県条例第9号）第10条の規定に基づき策定された基準

(2) 推進計画に基づき市長が策定する公共建築物ユニバーサルデザイン指針

3 市長は、市の施設の新設、増設及び改修をしようとするときは、必要に応じて上越市人にやさしいまちづくり推進会議の意見を聴くものとする。

(事業者の施設の整備)

第17条 事業者は、施設の新設、増設及び改修をしようとするときは、高齢者、障害者等の安全かつ快適な利用に配慮するように努めなければならない。

2 事業者は、その所有し、又は管理する施設について、災害時に高齢者、障害者等が円滑に避難できるように必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(住宅の整備等)

第18条 市民は、住宅の新築、増築及び改修をしようとするときは、高齢者、障害者

等の安全かつ快適な生活に配慮するように努めなければならない。

2 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等の安全かつ快適な生活に配慮した住宅を供給するように努めなければならない。

3 市は、高齢者、障害者等の居住環境を改善するため、必要な施策を推進しなければならない。

(公共車両等の整備等)

第19条 公共車両等を所有し、管理し、又は運行する者は、当該公共車両等について、高齢者、障害者等の安全かつ快適な利用が図られるように努めなければならない。

2 市は、高齢者、障害者等の安全かつ快適な交通機関の利用が図られるように必要な施策を推進しなければならない。

#### 第4章 推進会議

(設置)

第20条 人にやさしいまちづくりの推進に関する基本的事項及び重要事項を調査審議するため、上越市人にやさしいまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ調査審議するほか、人にやさしいまちづくりの推進に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第21条 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 高齢者、障害者等
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公募に応じた市民
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第22条 推進会議の委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

---

第23条 前3条に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第11号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第12号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。





# 上越市人にやさしいまちづくりに関する 市民意識調査結果報告書

令和 2 年 11 月調査

共生まちづくり課

## 上越市人にやさしいまちづくりに関する市民意識調査結果

### ■ 調査の概要

#### 1 調査の目的

第4次人にやさしいまちづくり推進計画の評価指標の達成状況を確認し、今後の施策の方向性を検証する。

#### 2 調査の方法等（比較前回調査実施年度：平成27年度）

##### (1) 調査地域

上越市全域

##### (2) 調査対象

上越市内に在住する満18歳以上の男女4,000人

【前回：上越市内に在住する満20歳以上の男女4,000人】

##### (3) 抽出方法

令和2年10月1日現在の住民基本台帳から28の地域自治区別、男女別、年齢階層別（10・20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳以上の6階層）の人口割合に応じて無作為抽出

##### (4) 調査方法

調査用紙を郵送で配付し、郵送又はオンラインで回答

【前回：郵送のみ】

##### (5) 調査期間

令和2年10月28日～11月25日

【前回：平成28年3月11日～3月28日】

#### 3 回収状況

回収数 1,407（うち、オンライン291 …20.68%） 有効回答率 35.2%

【前回：回収数1,798、有効回答率45%】

## 4 回答者の内訳

地域	性別	10・20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	計
13区	男	19人	12人	33人	29人	60人	73人	226人
		1.4%	0.9%	2.3%	2.1%	4.3%	5.2%	16.1%
	女	18人	15人	31人	35人	77人	97人	273人
		1.3%	1.1%	2.2%	2.5%	5.5%	6.9%	19.4%
合併前 上越	男	51人	45人	61人	56人	66人	120人	399人
		3.6%	3.2%	4.3%	4.0%	4.7%	8.5%	28.4%
	女	46人	51人	85人	75人	87人	165人	509人
		3.3%	3.6%	6.0%	5.3%	6.2%	11.7%	36.2%
	男	70人	57人	94人	85人	126人	193人	625人
		5.0%	4.1%	6.7%	6.0%	9.0%	13.7%	44.4%
	女	64人	66人	116人	110人	164人	262人	782人
		4.5%	4.7%	8.2%	7.8%	11.7%	18.6%	55.6%
	計	134人	123人	210人	195人	290人	455人	1,407人
		9.5%	8.7%	14.9%	13.9%	20.6%	32.3%	100.0%

## 5 調査結果の注意事項

- ・調査結果の数値を割合「%」で表示した場合の母数を図表では「n」と表示している。  
「n」の表示がない場合の母数は、本調査の有効回答数 1,407 である。
- ・回答の比率 (%) は小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位までを表示している。したがって、比率の合計は必ずしも 100%ではない場合 (99.9%又は 100.1% など) がある。

## 6 調査結果

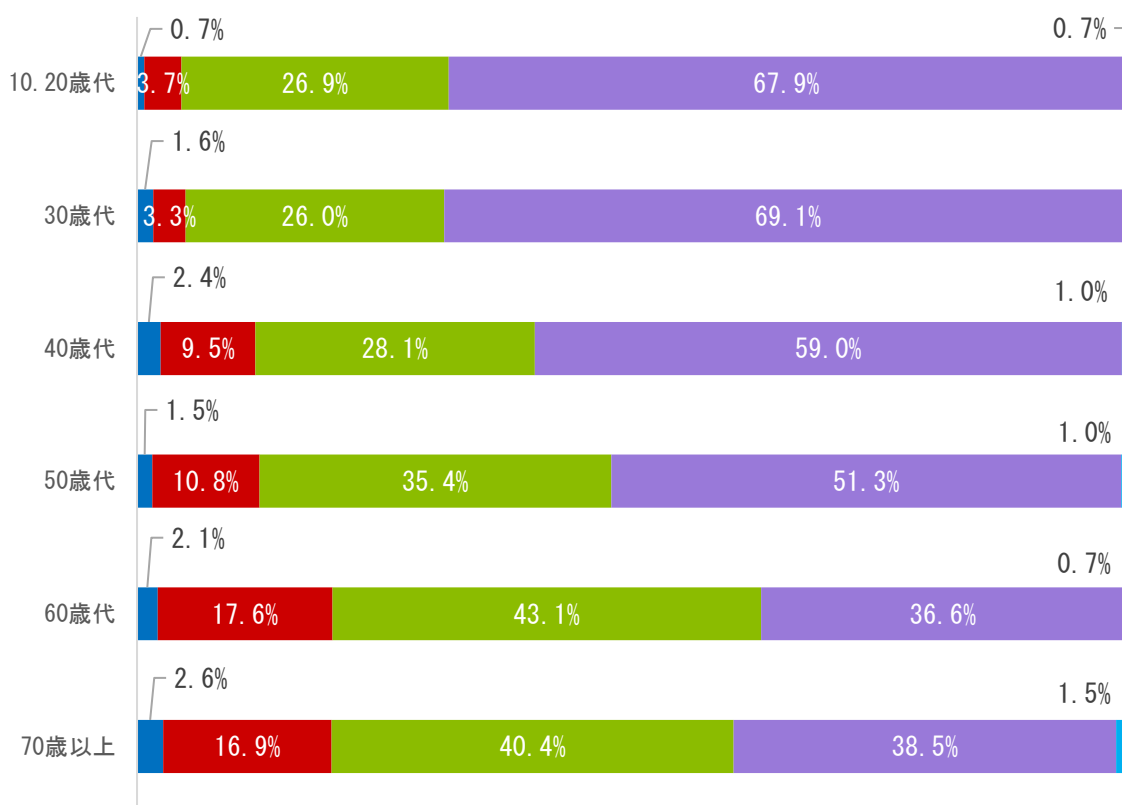
問1 市では、平成11年3月に「上越市人にやさしいまちづくり条例」を制定し、誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちづくり（人にやさしいまちづくり）に取り組んでいます。あなたは、このことを知っていますか。

- 知っている。内容も理解している
- 知っている。内容も少し理解している
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 全く知らない
- 未回答

### ●全体



### ●年代別比較



### 【結果】

- ・「知っている。内容も理解している」、「知っている。内容も少し理解している」と答えた人は合わせて14.8%であった。
- ・年代が若くなるにつれて認知度が低くなっている。

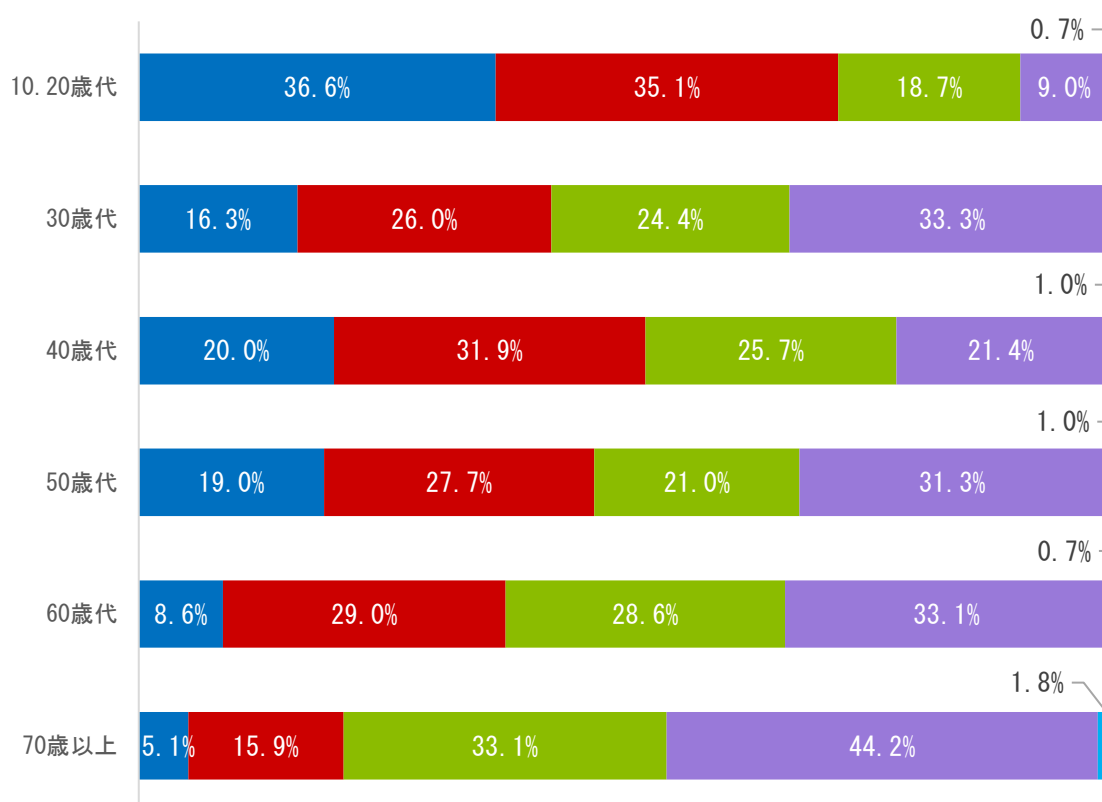
## 問2 あなたは、「ユニバーサルデザイン」という言葉を知っていますか。

- 知っている。内容も理解している
- 知っている。内容も少し理解している
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 全く知らない
- 未回答

### ●全体



### ●年代別比較



### 【結果】

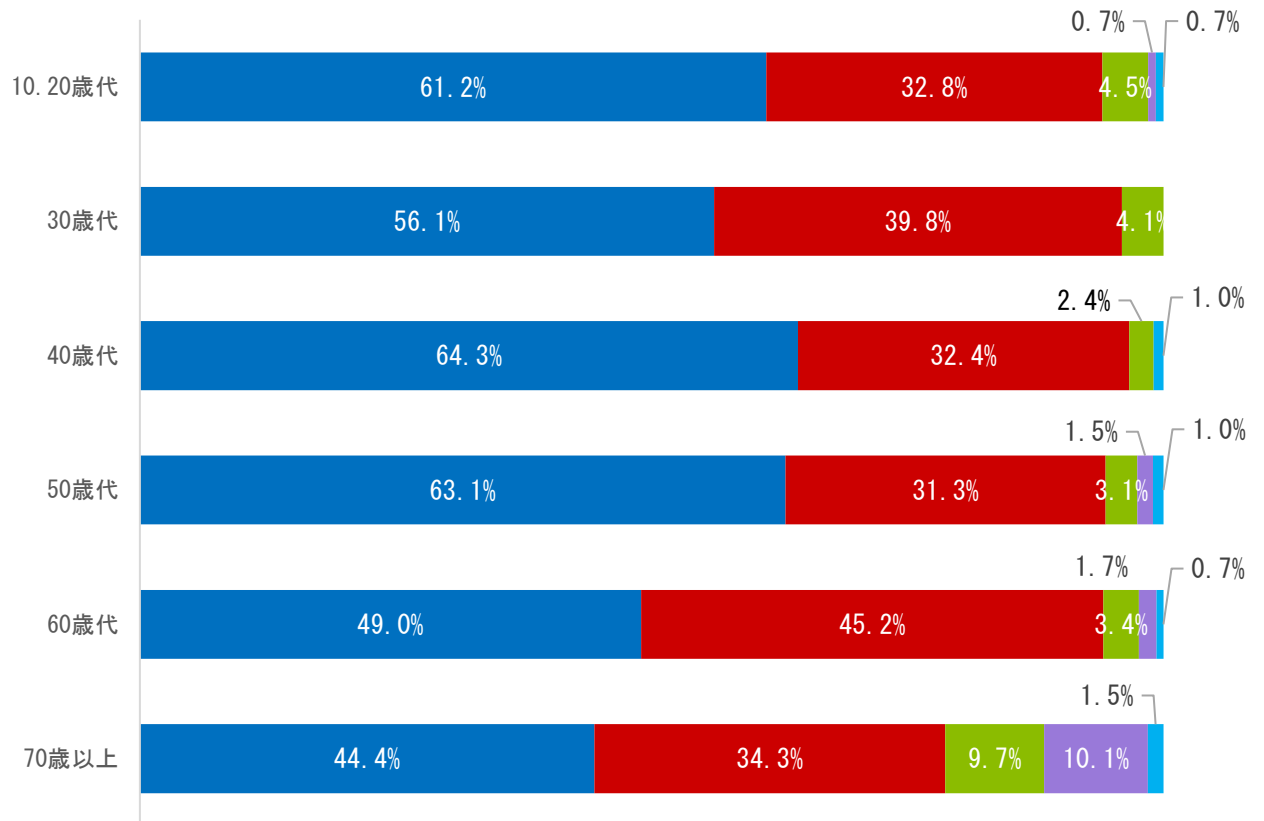
- ・「知っている。内容も理解している」、「知っている。内容も少し理解している」と答えた人は合わせて39.3%であった。
- ・「知っている。内容も理解している」、「知っている。内容も少し理解している」と答えた人の年代別での割合は、10.20歳代で約7割、30歳代から50歳代で5割前後の一方、60歳代で37.6%、70歳以上で21.0%となっており、若い世代で認知度が高い結果となっている。

問3 あなたは、「バリアフリー」という言葉を知っていますか。

- 知っている。内容も理解している
- 知っている。内容も少し理解している
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 全く知らない
- 未回答



●年代別比較



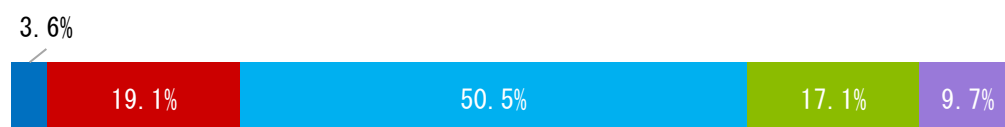
【結果】

- ・「知っている。内容も理解している」、「知っている。内容も少し理解している」と答えた人が合わせて 89.7%であった。
- ・「知っている。内容も理解している」、「知っている。内容も少し理解している」と答えた人の年代別での割合は、70歳以上を除く全ての年代で、言葉と内容の認知度が9割以上に達している。

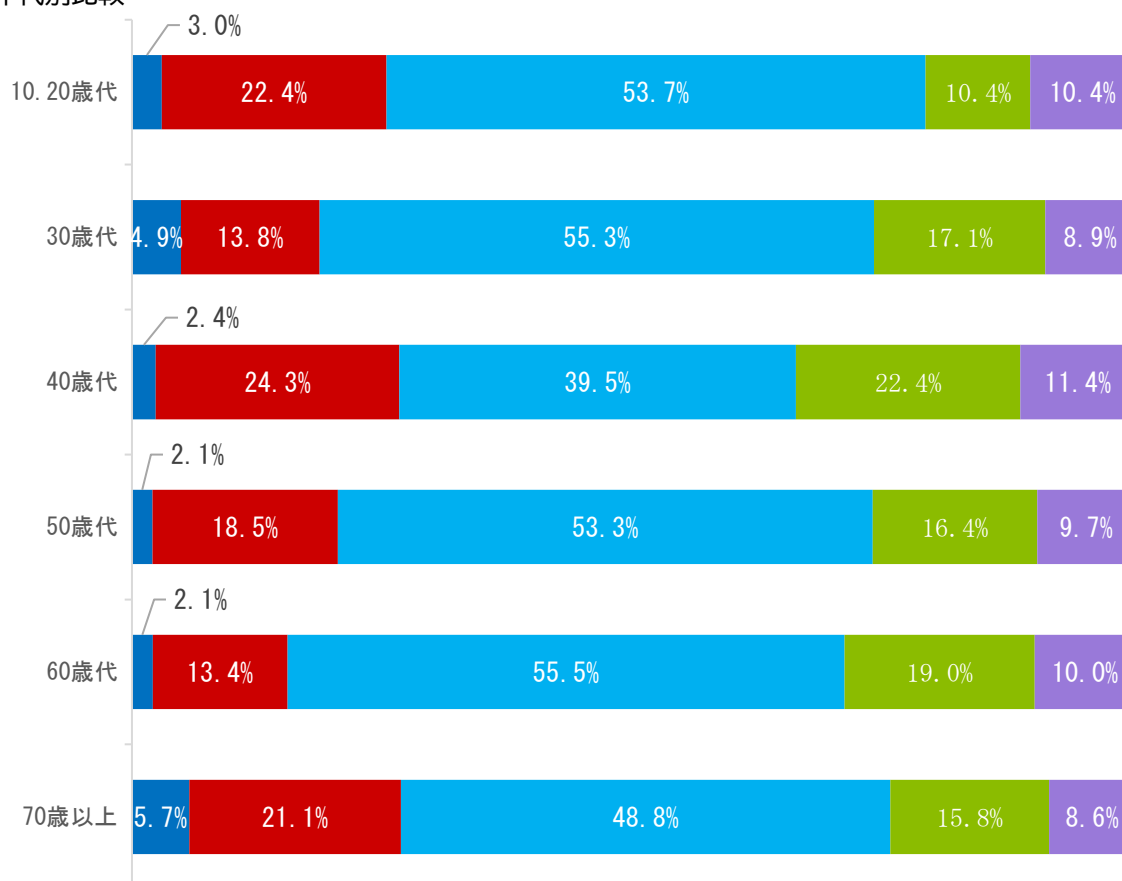
問4 あなたは、高齢者、障害のある人等が学校教育や社会教育など、学べる環境が整っているといますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて 22.7%であった。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は、前回に比べ 9.4 ポイント減少したが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も 36.6 ポイント減少した。

⇒「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。(回答数：244件)

【主な意見】

- 公立の学校や教育施設、社会福祉施設が整備され、市の出前講座や公民館事業などが充実している。
- 発達障害などの子供を、保育園から就学後まで、情報の共有ができているので、継続してみてもらえていると思う。
- 春日山荘、ワークパル、地域サロン等で学びまた健康寿命を延ばせる場所があることは本当に貴重なことであると思う。
- 総合事務所、及び公民館で行っている情報を広報等で知らせている。
- 自分が今まで住んできた都市と比べて選択肢がたくさんある。
- 公共施設はバリアフリー化を進めており、環境整備がなされている。

⇒「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答した方は、どうすればよくなるとお思いますか。(回答数：265件)

【主な意見】

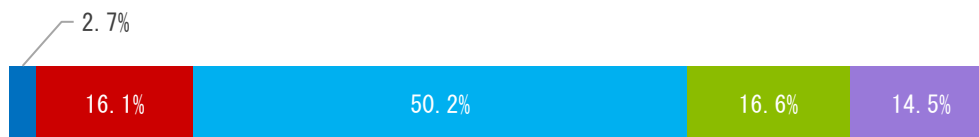
- 学べる環境があるのかどうか分からない。あったとしたら広く市民に知らしめ、気軽に利用できる環境にしてほしい。
- 障害のある人が社会教育を学べる場は、ほとんどない。また、障害（特に知的障害）のある人が、高等部を卒業した後に学べるような場がほとんどない。そのような場を作ってほしい。
- 私は別の町から移住したが、この街の若い人たち(友達も含む)は障害者や高齢者への配慮が欠けていると思った。私のもと住んでいた街では高齢者が多く、小学生の頃から地域との関わりが深い行事も多かったからか、偏見や差別は少なかった。教育機関での道徳の授業などで関心を得る機会を増やすべきだ。
- 地域によって格差があると思う。居住している区の総合事務所2階は全く活用されていない。ぜひとも、公共施設を活用してほしい。
- 教育の場や環境があっても、公共交通機関や公的移動手段を充実させないと利用し難い。
- 使用しなくなった公共施設等を使って、学べる場所を増やして環境を作る。
- 学校等、エレベーターがないので高齢者や障害者が利用できない。エレベーターの増設を期待する。
- 教育する側のスキルをあげたり、学べる機会を増やす。
- 高齢者や障害者の目線にたち、実際に意見や要望を聞く。
- 他でうまくいっている所の話や内容を調査したり、当事者にヒアリングする。



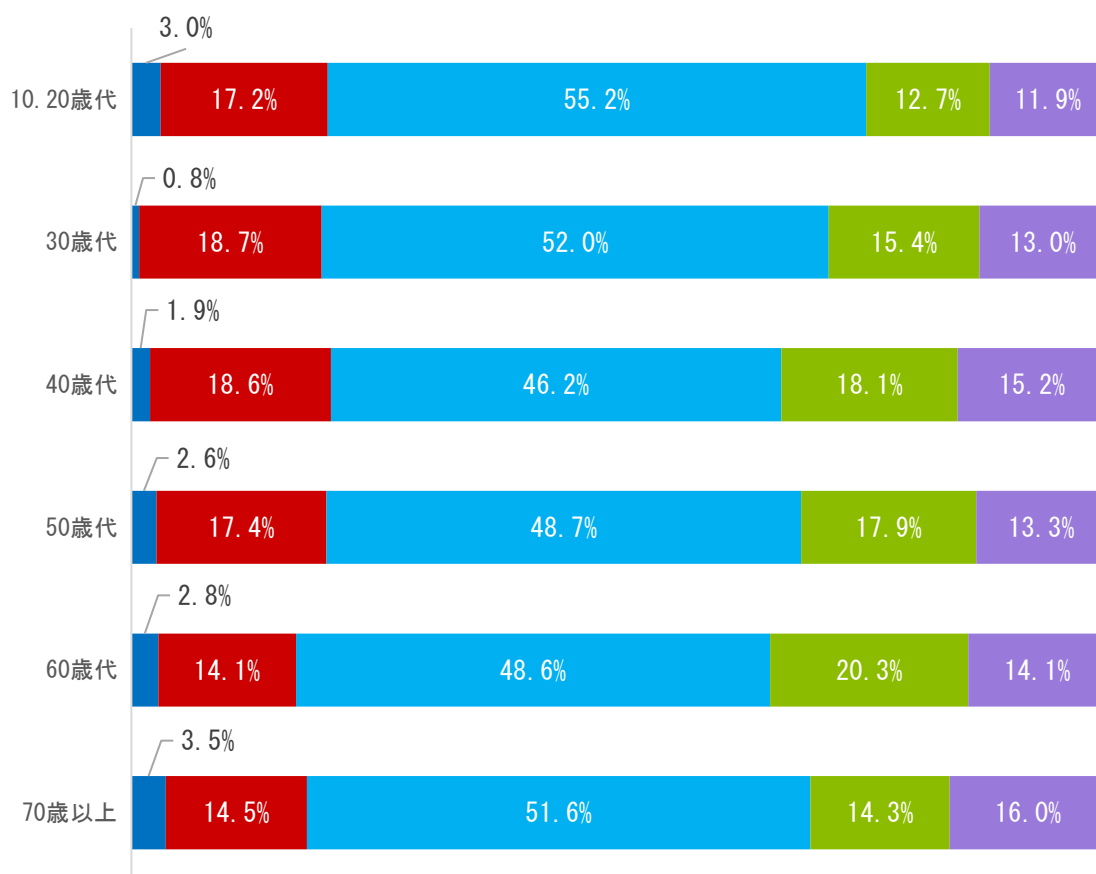
問5 あなたは、高齢者、障害のある人等が働ける環境が整っていると思いますか。



●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて 18.8%であった。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は、前回に比べ 3.6 ポイント減少したが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も 43.8 ポイント減少した。
- ・年代別では、大きな差は見られなかった。

⇒「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。(回答数：204件)

【主な意見】

- 障害者の就労を支援する相談機関などがあり、企業と障害者をつなぐサポートをしてくれるため。
- 受け入れている企業が増えていると思う。
- 障害者施設で作られたパン、クッキー、コロツケなどを買う。おいしいので良い環境で作っているのだと思う。
- 規模の大きい工場等は障害者が働いていると聞いている。高齢者も定年延長やパート、又はシルバー人材センターなどで働ける場所があると思う。
- 国県市の制度も整ってきており、以前より多くの方が社会で活動していることが分かる。
- 庭先集荷は高齢者に非常に活力を与えていると思う。継続強化を図っていただきたい。

⇒「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答した方は、どうすればよくなるとお思いますか。(回答数：299件)

【主な意見】

- 特に障害者の働ける環境が整っていないと感じる。事業所と障害者のマッチングを図る体制が整っていれば、お互いのプラスになることもあるのではないかと思う。
- 障害の程度に合った職場を紹介してほしい。フルタイムでなく短時間でも受け入れてくれる職場。
- 障害者に対する理解を深めてもらうための講習を企業に受けさせる。
- 市内のどのような会社で働けるかの情報がない。高齢者や障害者の経験を活かした人材を広く募る方法を考えてはどうか。
- もっと各企業が積極的に障害者雇用できるように、企業へのバックアップ（特性を活かせる仕事の洗い出しやジョブコーチの増員、補助金制度など）体制がより整うと良い。
- 採用する企業にインセンティブがあれば良いと思う。
- 高齢者や障害のある人を雇用するには、それなりの設備を会社に備えなければいけないと思う。トイレや休憩所などリフォーム補助も大切。
- 就労にかかわる生活の支援も福祉サービスに組み入れるべきである。
- 働ける職場が近くに無いので、県外や他市町村から会社のあっせんやスーパーマーケットなどを作るなど働ける環境をまず作り出す。
- 家で働ける業種が少ない。オンラインで働ける環境づくりが必要であると思う。

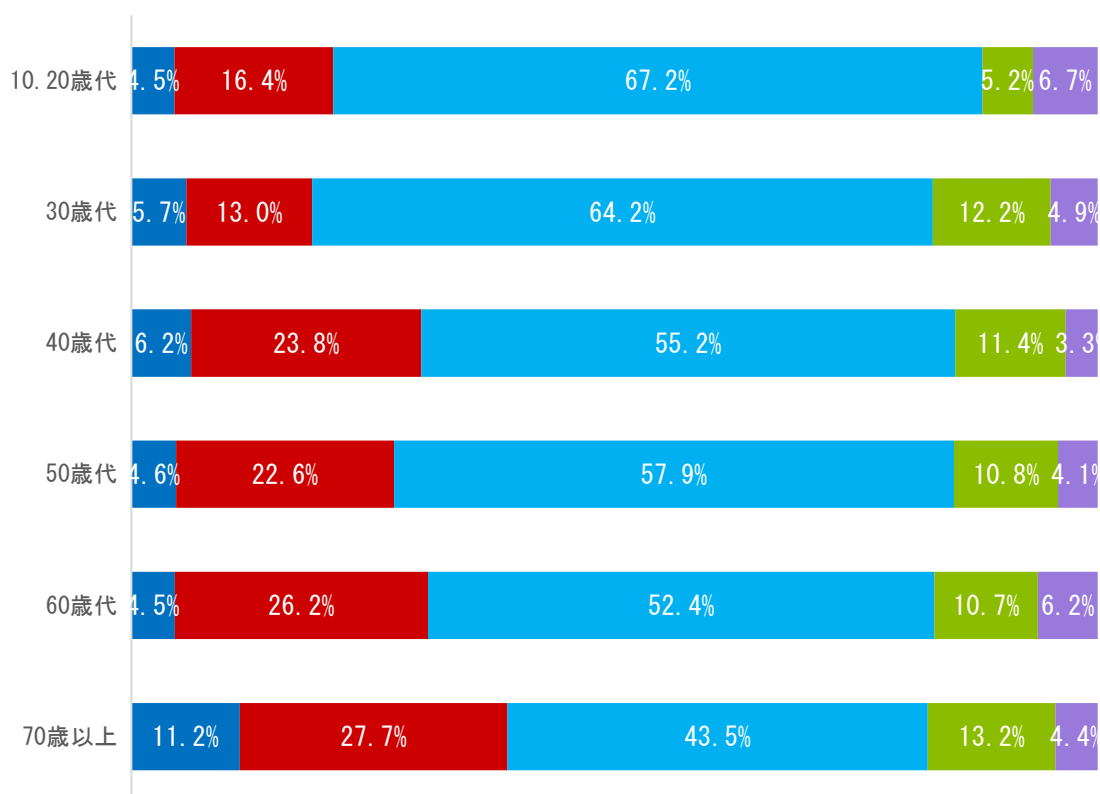
問6 あなたは、福祉に関するサービスが整っていると思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて 30.7%であった。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は、前回に比べ 31.9 ポイント減少したが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も 17.5 ポイント減少した。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人の年代別の割合では、年代が上がるにつれて、高くなる傾向となった。

⇒「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。(回答数：281件)

【主な意見】

- 20年前に比べたら、今は色々と利用できるようになり、サービスも増え、便利になったと思う。
- 社会福祉協議会、まちづくり振興会、特別養護老人ホーム、診療所が区内にあり、それぞれの分野で住民の手助け、力になっていると思う。
- 近隣の高齢者や一人暮らしの方がサービスを利用され、予防事業が行われていると感じる。
- 20年前に比べたら、今は色々と利用できるようになり、サービスも増え、便利になったと思う。
- 町内の民生委員さんの活動などを聞かたびに、「ご苦労様」と声をかけてあげたいと思う。また、スーパーや商店などでも、少しずつではあるが、配慮されている点がみられるようでうれしい。
- オーレンプラザみたいに子供が遊べる場所があつていい。

⇒「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答した方は、どうすればよくなると思いますか。(回答数：138件)

【主な意見】

- サービスに関わる情報を皆さんが分かるように、もっとチラシや宣伝が必要だと思う。
- 本当に必要としている人がサービスを理解し、申請することが難しすぎる。複雑さと手続きの時間がもう少し楽になるとよい。
- 高齢者の方で入所待ちの人が多くおられるようだ。老人施設不足を考えて欲しいと思う。
- 施設は多いが、働き手が少なく、無資格者が増えることで質が落ちる。在宅で暮らせるような取組が多い方が良くと思う。
- 運転できる人はいいが、買い物したり、用を足したりする事に不便を感じている人は多いと思う。できる人ができない人を助けられるように行政で対価を決めてくれたら良いと思う。資格がないとできないではなく「ちょっとネコの手」がほしい時がこれから多くなると思う。
- 施設に入るのに高額で入れない。食費の補助がほしい。
- 福祉従事者の報酬を引き上げて事業者を増やしたり人員を増員したりしてほしい。
- デイサービス等は充実しつつあると思われる。今後、障害者の1人暮らしも増えてくると思われ、それらの対応。

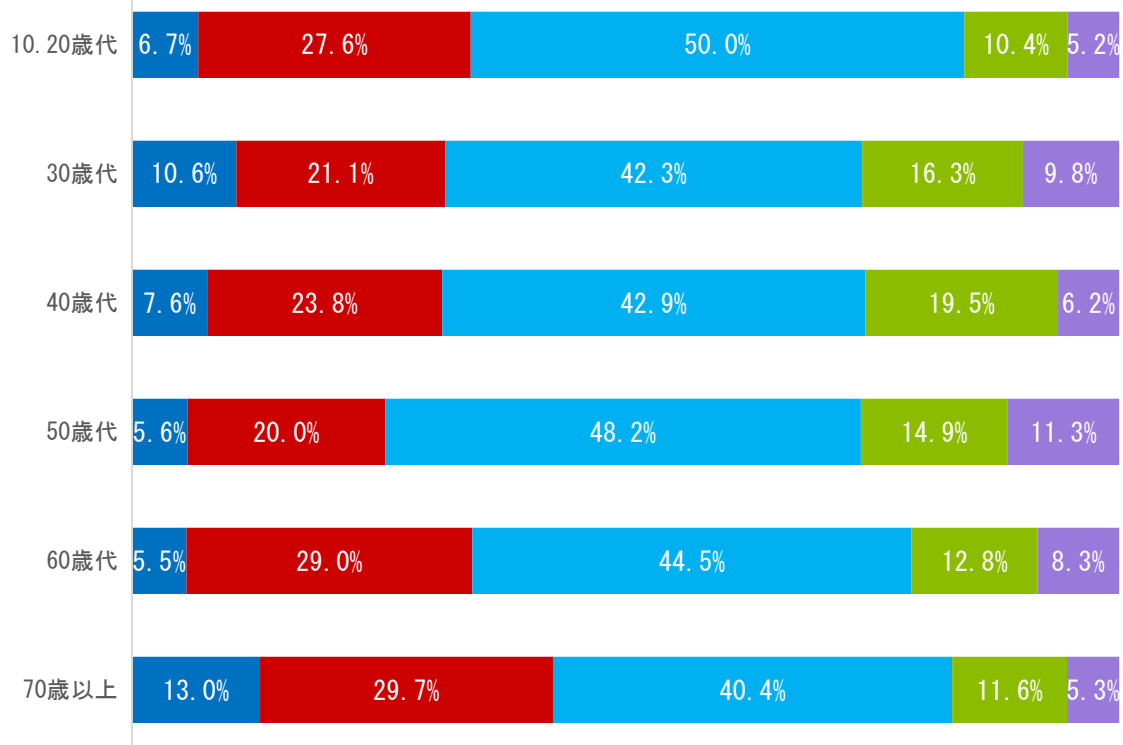
問7 あなたは、医療に関するサービスが整っていると思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- 思わない

●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて 35.2%であった。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は、前回に比べ 24.9 ポイント減少したが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も 15.3 ポイント減少した。

⇒「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。(回答数：347件)

【主な意見】

- 未就学児の医療費無料などは助かる。
- 妊産婦や子供への医療費のサポートがあるから。
- 健診、人間ドックも実施されていて、結果説明会もあり、広報での案内も含め整っていると思う。
- 年末に休日診療所を利用したが、助かった。年齢の節目に健診のクーポンを貰うと受診しようという気持ちになる。
- 1次、2次、3次、開業医など全ての段階の医療が程良く地区にある。
- 急性期、回復期、生活期の病院が市内にあり、訪問看護ステーションも複数個所の事業所がある。
- 中山間地域において、診療所があるということは心強いです。住民のことを考え、それぞれ対処している。

⇒「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答した方は、どうすればよくなると思いますか。(回答数：212件)

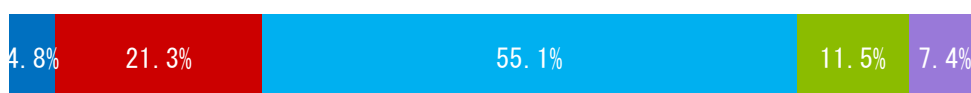
【主な意見】

- こどもの医療費免除。子供には何かとお金がかかるので、高校卒業まで医療費が無料になるとありがたい。
- 病院はあるが、通うことが難しいため、病院の送迎サービスがあつたらいい。または、往診のできる医者がもっとあつたらいいと思う。
- 病院やかかりつけの医者に行った場合、すぐ待たされ診察は短くという感じなので、あとのどのくらい待つかなど、連絡していただくとよいと思う。
- 医師不足による総合病院の機能が低下している。早急な医師の確保に市としても取り組んでほしい。
- 医療施設は、整っていると思うが、専門の医師を増やしてもらいたい。
- 休日、時間外に子供が体調を崩した時に、診てもらえるところがなく辛い思いをしたため、休日や夜間の診療を充実してもらえたらと思う。
- 歯科検診は市からのはがきで行くきっかけができて良かった。40代からは体の不調が出るが多くなるので、歯科検診同様に人間ドックに行くきっかけを作って欲しい。
- どのようなサービスがあるのか分からない。ソーシャルワーカー等にもっと簡単に相談ができるとういのは。

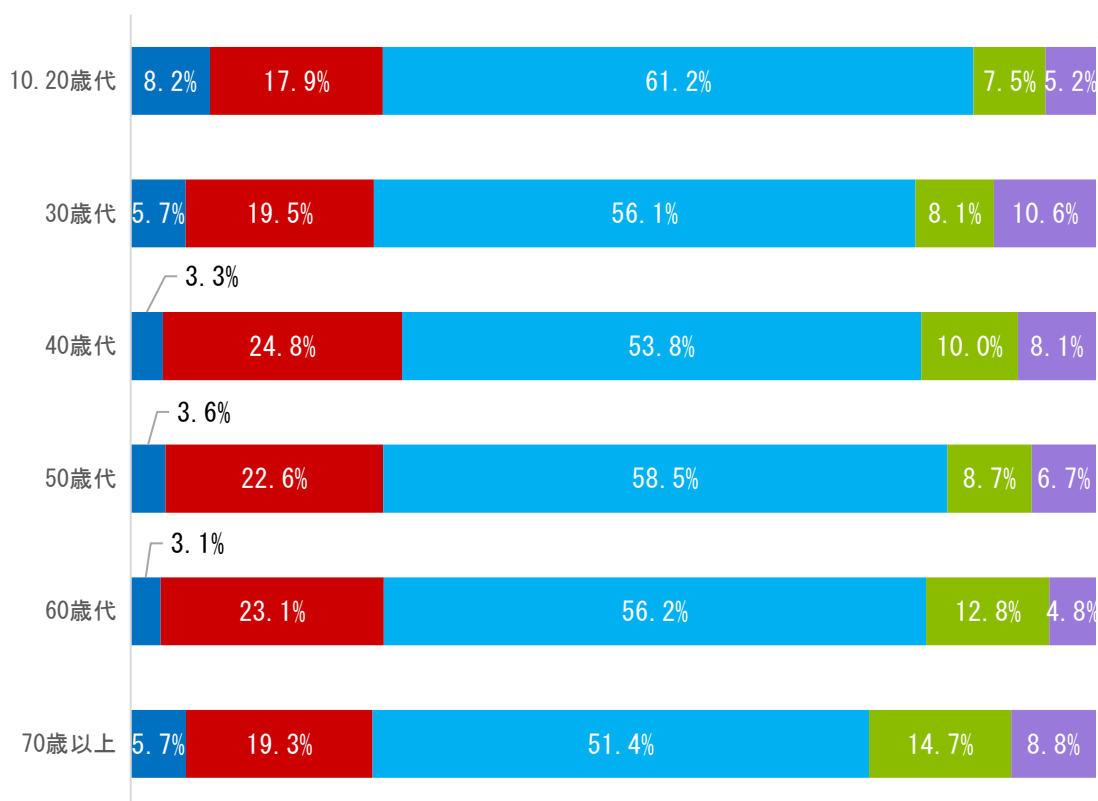
問8 市の施設は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて 26.1%であった。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は、前回に比べ 31.3 ポイント減少したが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も 19.9 ポイント減少した。
- ・年代別では、大きな差は見られなかった。

⇒「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。(回答数：241件)

【主な意見】

- 施設が、順にユニバーサルデザインに変わっていった。そのため、介護者も介護しやすく利用する人が増えていると思う。
- 階段だけでなく、スロープも増えてきている。トイレも整備されるようになってきている。
- 施設通路や室内に段差が少なく、車椅子用のエレベーターなどが整っているため。
- 車いす用駐車スペースが多くある。案内表示が分かりやすい、困った時に案内してくれる人がいる。
- ハード的には不十分な施設もあるが、施設職員や一般の人が手助けする意識になっていると思う。
- 利用者の方の事を考えて働いている職員が多いと思う。

⇒「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答した方は、どうすればよくなるとお考えですか。(回答数：190件)

【主な意見】

- 最近開設した施設は設備が整っていると感じる。年数が経過した施設は利用者にアンケートをとるなどして意見を求め、自動ドアや授乳室の設置、こまめなメンテナンス等比較的着手できそうなことから行って欲しい。
- 市の施設がどこで利用できるのか分からない。一覧表があるといい。
- 市の施設は市街地に多く、移動が困難である。他人の手を借りないで済むよう小規模でも近間にほしい。
- 料金が安く、使用しやすい移動手段が増えるといいと思う。
- まずは施設管理者に当事者への配慮等のガイドラインを提示する。そして施設の段差、表示の見にくさ、老朽化等による使いにくさを一つ一つ解消する。
- 古い施設は段差があるし、階段が多く大変。トイレも洋式だが便座が冷たいものがあり、使いにくい。段差やトイレが改善すると良いと思う。
- 総合案内の方以外にせめて（月曜の午前中、金曜の午後とかに）市の施設の混雑状況を案内してくれる人がいればいいと思う。
- 施設があってもそれを利用してもらうにはボランティアの人数が足りていない。元気な高齢者の人たちをお願いしてなるべくたくさん利用すべき。
- ゲートボール場などがあるが、障害者が使える施設はあまりないと思う。一般の人と一緒にしない施設を作り、使ってもらえればよくなると思う。



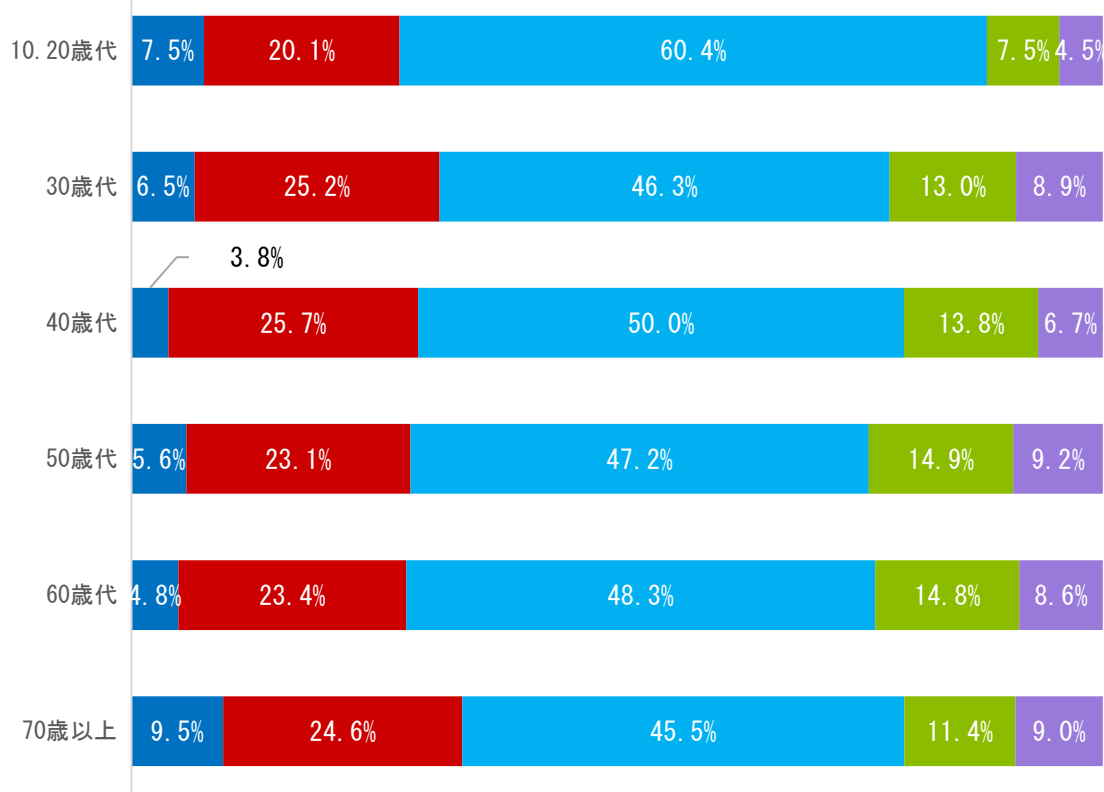
問9 民間の施設（病院、社会福祉施設、商業施設など）は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて 30.7%であった。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は、前回に比べ 16.2 ポイント減少したが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も 27.7 ポイント減少した。
- ・年代別では、大きな差は見られなかった。

⇒「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。(回答数：278件)

【主な意見】

- 10年程度前と比べると、至る箇所においてもバリアフリー仕様の意識が高まっているように思う。高齢者、障害のある方でなくても快適に感じる箇所も増えてきている。
- 階段ではなくスロープになっていたり、車いす利用者のエスコートをする店もある。
- 車いすが置いてあったり、スロープになっていたり手すりが付いているのを見る。
- 身障者用トイレはほぼ整備されている。貸出用の車いすがあるところも多くなっている。廊下なども広がってきているように思う。
- トイレは利用しやすい。休む場所も整っている。
- 駐車場でよく車いすマークのある駐車スペースが建物の正面や近くにあり、危険が少なくなるように工夫されていると感じる。

⇒「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答した方は、どうすればよくなると思いますか。(回答数：193件)

【主な意見】

- 車がないと行けないところにある場合がほとんどである。バスが出ていても、途中で乗り換えなければならずとても不便だと思う。送迎サービスや交通機関の整備が必要であると思う。
- 病院、商業施設など利用したくても行けないことが多い。バスも少ないし、とくに高齢者の足になるようなものがあればいいと思う。
- 第一に都会と比べるとそうした施設の数が少ない。市の中心部にはあるが面積的にはより広大な周辺部にはない。周辺部にそうした施設が造りにくいのであればもっと交通網で工夫する等の対策が必要と思う。
- 施設の駐車場には優先エリアが確保されているが、そこに対象外と思われる車が停まっていることが多い。市民に対する広報が必要と思う。
- 段差をなくす、車いすが通れる十分なスペース（通路やトイレ）を設ける。その施設で受けられるサービスの提示をする。
- 新しい建物はいいが、古い建物が多く廊下が狭かったり荷物が置かれ、引っ掛かりやすかったりする。通路の確保とトイレの整備をまず取り組んでほしい。
- エレベーター、トイレ、入り口、出口等の案内表示を分かりやすくする。
- 1人で利用できるようにヘルパーなど介助する人を配置する。その人も給料がもらえるようにすれば仕事となる。

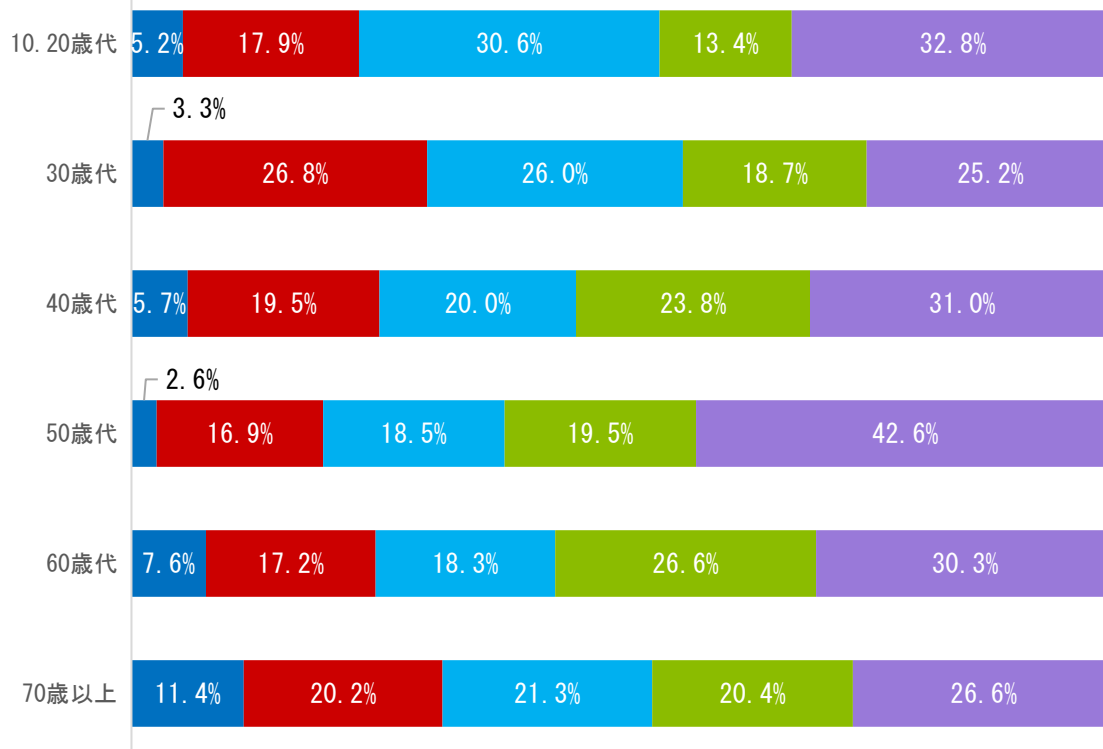
問10 あなたの住宅は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に生活できる住宅だと思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて26.6%であった。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人の年代別の割合では、30歳代、70歳以上が他の年代より上回っていた。

⇒「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。(回答数：268件)

【主な意見】

- 段差がほぼない。段差があるところには手すりが設置されている。
- 車椅子で移動できる広さを確保し、段差をなくした。
- 一階で生活が完結するようになっている。玄関上がったら階段以外の段差が無い。全館空調により部屋ごとの寒暖差が無い。
- 玄関迄にはスロープがあり、玄関の上りかまちの高さも低く、手すりがついている。浴室内、トイレ、階段にも手すりがあり、バリアフリーになっている。
- 高齢者がいたのでバリアフリーはもちろん、ユニバーサルデザインを取り入れ、家族が安全で快適に過ごせる冬温かく、夏涼しい家である。

⇒「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答した方は、どうすればよくなると思いますか。(回答数：522件)

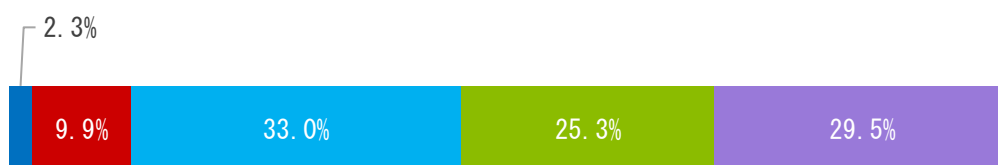
【主な意見】

- バリアフリー化が十分に出来ていない。段差の解消、必要な場所の手すりの設置等、対策が必要。
- リフォームをするか、ある程度の手を加えないと高齢者や障がいのある方には生活は快適ではないと思う。
- バリアフリーになっていない。今のところ、元気であるがいずれは改築をしなければならぬか、施設で生活するかどちらかである。
- 建物が古いのでバリアフリーではなく、手摺などの設置もしてないので、補助金や助成金をもっと簡単に使えれば良い。
- 公営の施設または公営住宅を高齢者、障害者用に用意する。
- 賃貸住宅ですが段差があったりするのでバリアフリーの賃貸住宅があっても良いのかなと思う。

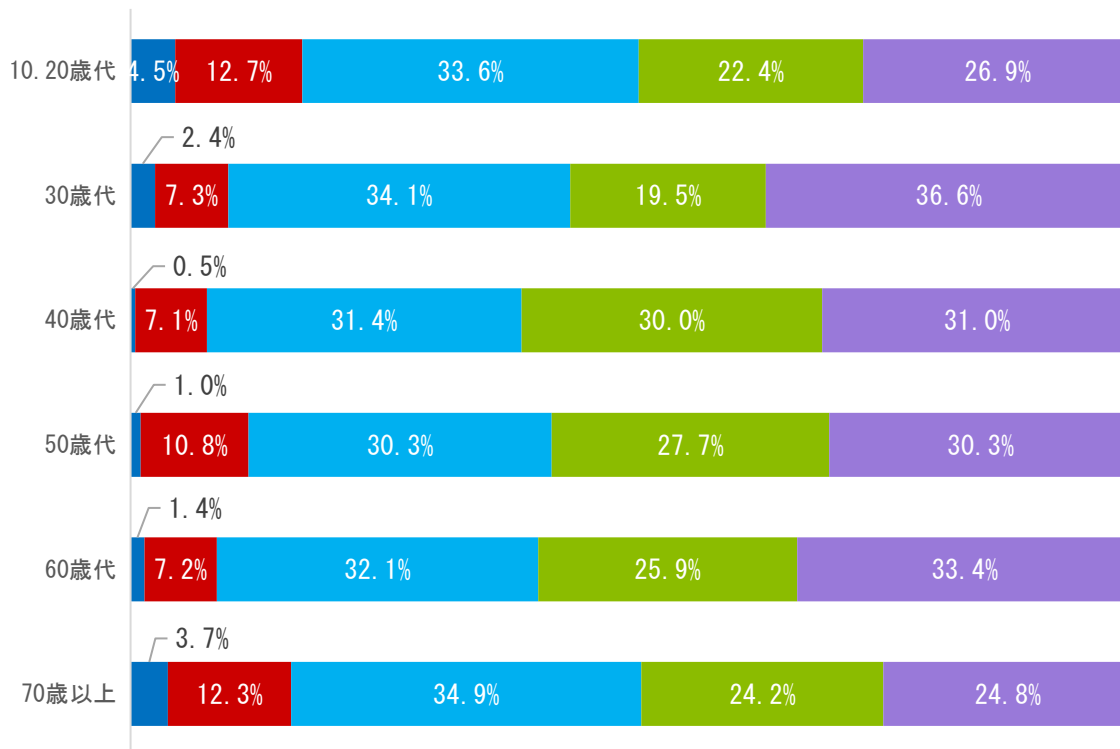
問11 歩道や道路は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて12.2%であった。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は、前回に比べ16.3ポイント減少したが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も15.5ポイント減少した。

⇒「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。(回答数：107件)

【主な意見】

- 段差があまりないように整備されていたり、歩道もほとんどの道路にある。点字ブロックのある場所も多いため、安全で快適に利用できると思う。
- 大都市に比べて、ゆったりと幅の余裕がある道になっていると思う。
- 我々高齢者が困らないように信号機のある横断歩道がたくさんあり、また、信号の色の変わる時間が少しゆとりがあるので、横断歩道も渡りやすい。
- 高田商店は雁木の幅が広く、雨天でも気にしないで行動ができる。
- 歩道がある道路は安心して歩くことができる。冬には、歩道の除雪もしてあるので歩きやすい。
- 児童の歩道確保にグリーンラインが施工されたことで、歩行者の安全に気を付ける行動に繋がっていると思う。

⇒「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答した方は、どうすればよくなるとお思いますか。(回答数：560件)

【主な意見】

- 歩道が狭いところが非常に多いので、歩道の整備と冬季の歩道の除雪を充実させるとよくなると思う。
- 歩道が無いところが多くある。道路を広げ歩道を作って欲しい。子供も危ない。
- 点字ブロックや歩行者専用レーン等を増やしていけばいいと思う。
- 少しの段差やくぼみだけでも足を取られたり、転びやすいと思うので定期的に点検をしたり市民の情報を聞ける工夫が必要。
- 雁木に段差があり、夜は危険のため、子どもから注意されている。
- 住宅街の道は街灯が少なく暗いので、明るい街灯を増やすべきだと思う。
- 団地の中に道路交通が危険な場所がある。一時停止をしない所があるので、ミラーまたは、標識を付けて欲しい。
- 新しい道路等は良くなっているが、古い箇所はなかなか改修されないなので、利用状況を調査し、計画的な施工を検討する。
- 冬以外は安全と思うが、積雪があり、除雪されない時は歩道が埋没し、車道を歩かざるを得ぬ道路が沢山できる。小中学生の通学道路でもそうであり、改善が必要。
- 車両乗り入れの段差や歩道の道路のでこぼこが気になる。ワークショップやタウンウォッチングなどを（市民のやる気があれば市民参加型で）実施する。
- 買い物に行く道中、足が不自由なため、2回ほど休むが、イスなど休む場所が欲しい。

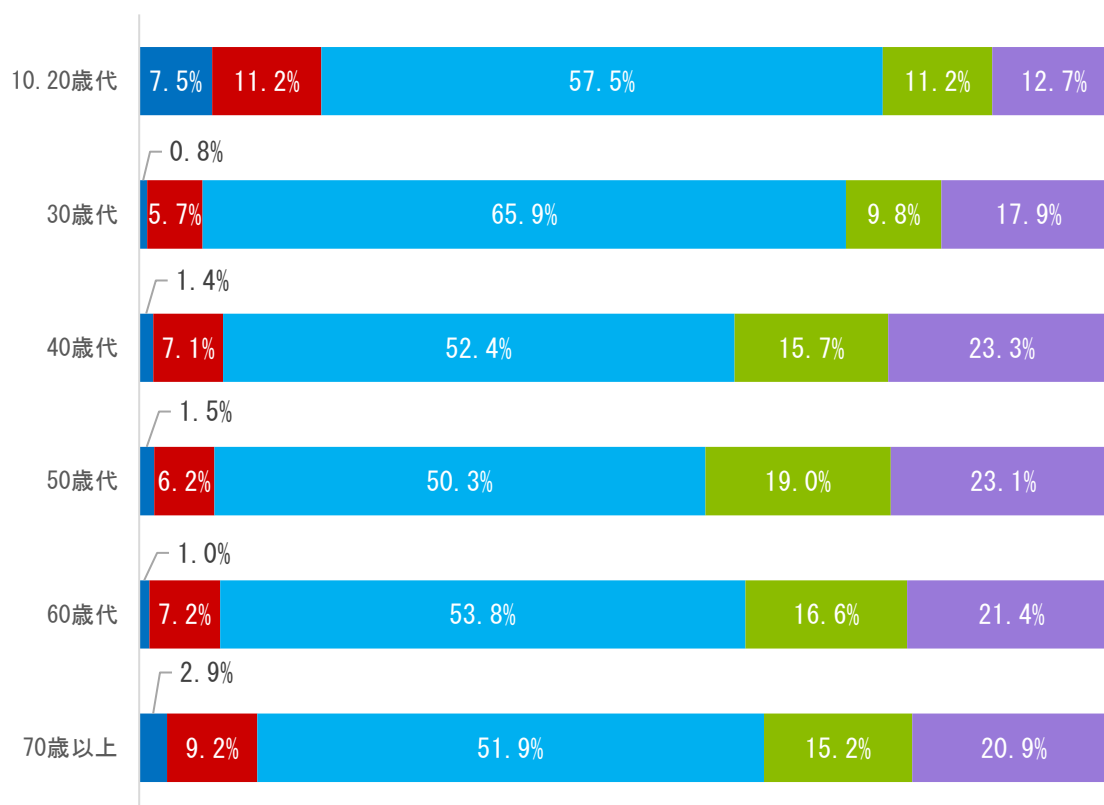
問12 鉄道や路線バスなどの公共交通機関は、高齢者、障害のある人等が安全で快適に利用できていると思いますか。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- わからない・どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない

●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は合わせて10.3%であった。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は、前回に比べ18.2ポイント減少したが、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人も33.8ポイント減少した。
- ・「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた人の年代別の割合では、10.20歳代が他の年代より上回っていた。

⇒「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した方は、どのようなところがそう思いますか。(回答数：100件)

【主な意見】

- 鉄道は各駅にエレベーターがあり、目の見えない人には駅員さんが誘導したり、分からないときは質問すると丁寧に教えてくれるようになった。
- 高田駅や春日山駅などは手すりやスロープがあり、様々な人達が利用しやすい環境になっていると思う。
- 鉄道や路線バスでは駅員さんやドライバーさんが手助けしてくれるイメージがある。快適に過ごせるのではないかなと思う。
- 路線バスは乗り降りの際の階段ステップが上下するのを見たことがある。
- 介護タクシーはありがたいです。ハイヤーもシニアパスポート等の割引があって良い。

⇒「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答した方は、どうすればよくなるとお思いますか。(回答数：357件)

【主な意見】

- 上越市は高田と直江津という都市部と周辺の広大な山村、漁村部が合併してできた市。もっともっと周辺部の公共交通機関を拡充しても良いかなと思う。その場合、決まったダイヤで運行する都市部の公共交通機関とは別の運行方法が必要かなと思う。
- 路線バスのルート、本数が少ない。サイズを小さくして、台数を増やす。
- ノンステップバスなどを充実させてほしい。
- 車いすを使用した人が段差等安全に乗り降りできる様になればよくなると思う。
- バス停で待っている高齢者や障害者の方をよく見るが、屋根などの雨除けがあれば良いと思う。
- 無人駅が多いので、一人で利用する場合に困る。小さい駅でもバリアフリー化した方が良いのでは。
- 高齢者、障害者は特に歩行が困難な人が多く、補助者が必要な人もおり、まず自宅までの送迎車の手配と、いつでも利用できるようなシステムを作り、誰もが便利よく利用できるようにする。ボランティアの人達を募り、協力できるように方法を考える。
- 運転免許証返納後の不便が大きい。病院や商業施設等に行く利便性の良い小回りの利く代替公共交通機関の設置を望む。
- 公共交通は決められた時間で動くため使用できていない。乗合バス等ができればよいと思う。



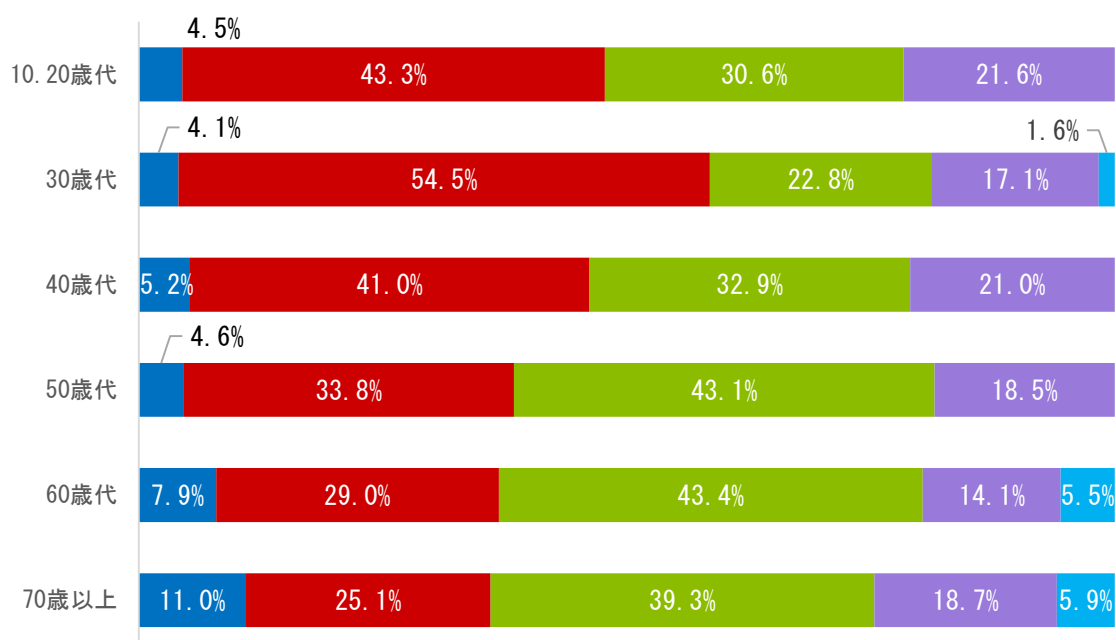
## 問13 あなたは、ボランティアをしたことがありますか。

- 定期的・継続的にボランティアをしたことがある（している）
- 単発的なボランティアをしたことがある
- したことはないが、ボランティアに興味・関心はある
- したことはないし、ボランティアに興味・関心もない
- 未回答

## ●全体



## ●年代別比較



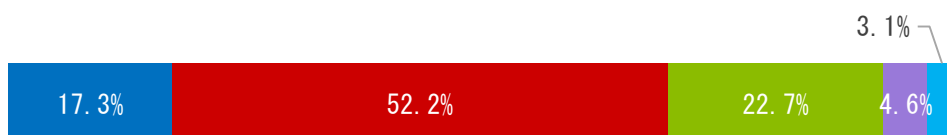
## 【結果】

- ・「ボランティアをしたことがある（している）」と答えた人は合わせて 41.2%で、前回の 35.6%より 5.6 ポイント増加した。
- ・一方で、「したことはない」と答えた人は合わせて 55.7%で、前回の 61.4%よりも 5.7 ポイント減少している。
- ・「したことがある人」と「関心がある人」を合わせると、全体の 78.7%の人がボランティアに興味を持っているが、実際にしたことがある人はその半数に留まっている。
- ・「したことがある」、「関心がある」と答えた人の年代別の割合では、年代別では、30歳代が最も多く、次いで10.20歳代、40歳代となっており、若い世代が多い結果となっている。

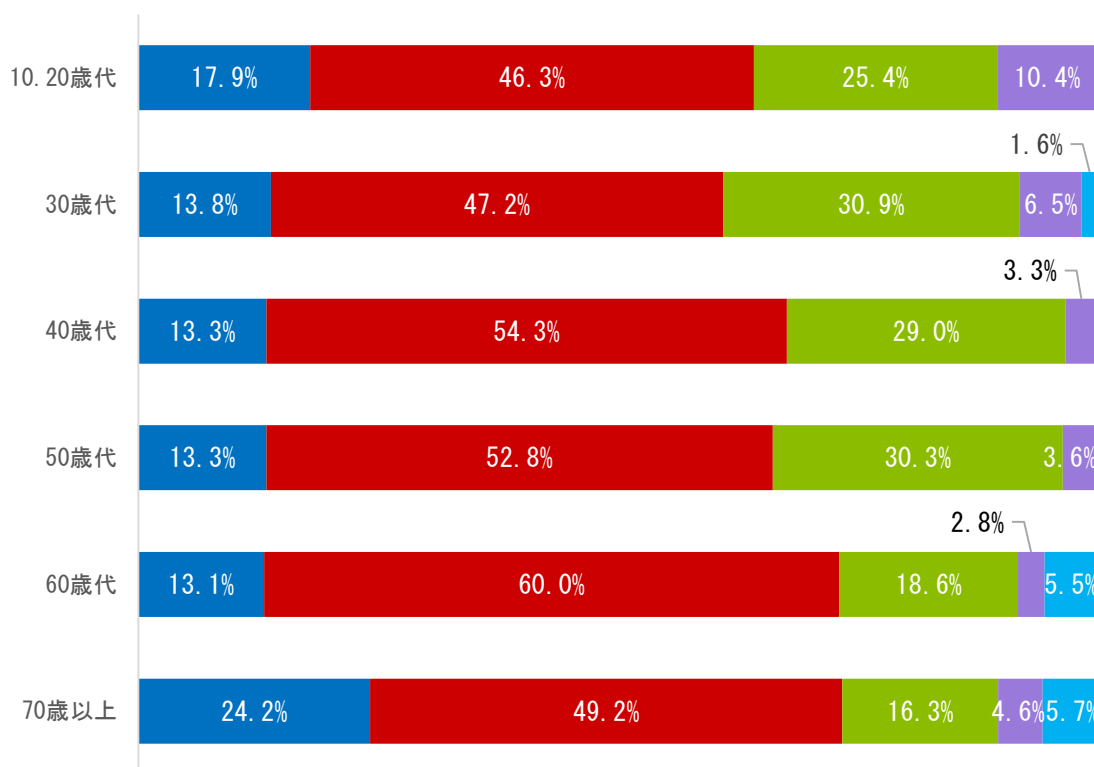
問14 あなたは、災害時にどのように行動すればよいか知っていますか。



●全体



●年代別比較



【結果】

- ・「知っている」、「どちらかといえば知っている」と答えた人は合わせて69.5%で、前回の73.6%より4.1ポイント減少した。
- ・一方で、「知らない」、「どちらかといえば知らない」と答えた人は合わせて27.3%で、前回よりも3.6ポイント増加している。
- ・年代別では、大きな差は見られなかった。



## 上越市第5次人にやさしいまちづくり推進計画

誰もが安全・安心で快適に暮らせるまち

(令和 年 月策定)

発行 新潟県上越市

編集 上越市自治・市民環境部共生まちづくり課

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

電話 025-526-5111(代表)FAX025-526-6111

## 第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和4年度実施計画

第5次人まち計画（案）での位置付け			No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度（ない場合は記載不要）	令和4年度（案）				
基本目標	施策の方向							取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画（具体的な取組内容）	
1 誰もが理解し合えるまちづくり	誰もが互いを尊重し理解し合えるまちの実現を目指します	(1)人にやさしいまちづくりの考え方を理解し認め合うための広報や教育・学習を推進します。また、日常生活の中で起きた困りごとについての相談窓口や支援体制を整えます。	①人にやさしいまちづくりの普及啓発	1	人にやさしいまちづくり、ユニバーサルデザインの考え方を広く普及するために、啓発活動のほか、学校や地域での学習推進を図ります。	・職員研修 ・教員研修 ・普及啓発パンフレット、冊子配布	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・研修受講者が、人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を理解し、業務に取り入れたり、授業等の中で子どもたちに伝えたりするなど、それぞれの立場において活用できる状態とする。 ・普及啓発パンフレット・冊子や広報を利用し、市民や企業に人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を普及する。  人にやさしいまちづくり推進の取組の理解割合28%、ユニバーサルデザインの理解割合48%（いずれもR3到達目標を継承）	・採用3年目職員研修の実施（1回） ・教職員研修の実施（1回） ・市民や企業への普及啓発パンフレット、冊子配布 ・地域の集まりや企業訪問の際に説明を実施（随時） ・関連団体（社会福祉協議会等）のイベント等での市民への普及啓発 ・小中学校でのユニバーサルデザインに関する授業の実施や出前講座の実施依頼
		②相談・支援体制の充実	2	様々な権利侵害からの保護や救済と同時に、障害のある人が権利を行使できるよう保障するための環境を作ります。	・障害のある人の権利擁護の取組を推進	・障害者差別解消法 ・上越市障害者福祉計画	- 令和5年度	-	有	・障害者差別解消支援法の趣旨等を市民、事業者、支援者等に周知することで、障害を理由とした差別の解消や障害のある人への合理的配慮の提供が推進されるよう、環境整備を図る。 ・差別事案等の相談・情報提供がしやすい体制を整理することで、事案発生の実態把握を進める。	・上越市障害者差別解消支援地域協議会の開催：年2回 ・障害者差別解消に資する周知啓発の実施 ・障害を理由とする差別事案の実態把握	
		3	障害児や障害者及びその家族などが生活全般について相談しやすい環境を整備します。	・すこやかなくらし包括支援センターを中心とした相談支援事業の実施	・上越市障害者福祉計画 ・上越市第6次総合計画	令和5年度 令和4年度	-	有	・障害のある人が身近な地域で適切な相談を受けられるよう関係機関における相談支援の質の向上を図る。	・地域包括支援センターや相談支援事業所等を対象とした研修会や事例検討などを通じて、障害のある人が身近な地域で適切な相談支援が受けられる体制の充実を図る		
		4	家族や生活に関して女性が抱えるあらゆる諸問題に対し、助言・指導などを行うための相談体制を整備します。	・女性相談の実施	・上越市男女共同参画基本計画 ・上越市第6次総合計画	令和4年度 令和4年度	-	有	・適切な支援・助言等を行うことで相談者が安心して生活を送れる状態にする。また、配偶者等からの暴力被害にあっている相談者に対しては、関係機関等と連携しながら、安全確保が図られる状態にする。	・女性相談員を配置し、様々な悩みや問題等の相談を受け付け、必要な支援を講じる。  相談員 3人 相談時間 月～土曜日 9:00～17:00 (毎週火曜日は電話相談を19:00まで延長) ※日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日は休み。その他出張相談あり(事前予約制)		
		5	高齢者の権利擁護などに関する相談体制を整備します。	・高齢者相談の実施	・上越市第6次総合計画 ・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和4年度 令和5年度	-	無	・地域包括支援センターにおいて高齢者の権利擁護などに関する相談に対応する。 ・地域包括支援センター職員の対応力の向上を図る研修会を開催し、相談に適切に対応できるようにする。	・身近な地域の地域包括支援センターにおいて、高齢者に関する相談支援を行う。 ・高齢者虐待や成年後見制度など地域包括支援センター職員のスキルアップのための研修会を開催する。		
		6	外国人市民が暮らしやすい環境づくりを進めるため、相談業務を充実します。	・外国人相談の実施	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送ることができるようになる。	・上越国際交流センターに委託し、外国人相談窓口を開設する。 月～金曜日 10:00～17:00		
		7	子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・早期救済を図るとともに、連絡・相談体制の充実を図ります。	・子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・対応（訪問や相談、研修会や会議等の開催、育児等のアドバイス、情報交換や交流） ・要保護児童対策地域協議会の運営 ・いじめ問題対策連絡協議会等の運営	・上越市第6次総合計画 ・上越市子ども・子育て支援総合計画 ・児童福祉法 ・上越市男女共同参画基本計画 ・人権総合計画 ・上越市第2次総合教育プラン ・上越市いじめ防止基本方針	令和4年度 令和6年度 - 令和4年度 令和3年度 令和4年度 -	-	有	・児童相談所等の関係機関と連携し、虐待の早期発見・早期対応を行うとともに、保護者等の不安や負担感等の軽減を図る。  ・子どもの権利について、子ども自身と市民が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。 ・虐待、いじめ、差別などから子どもの権利が侵害されないよう、教職員の研修を充実し、資質を高める。 ・いじめ問題対策連絡協議会等の開催により、関係団体との情報交換や連携を図る。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST（上越あんしんサポートチーム）が関係機関と連携を図りながら学校を支援し、早期解決する。	・年1回、上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催するとともに、隔月で実務者会議を開催する。また、必要に応じて個別ケースについて、検討会議を開催するとともに、関係機関等と連携し、支援する。 ・児童虐待防止推進月間において、広報上越やFM-J等で虐待に関する相談窓口の周知を行う。 ・市民向けの「子どもの虐待予防出前講座」や保育士や教職員向けの虐待対応研修を開催する。  ・子どもの権利学習教材「えがお」を使用した子どもの権利学習を市立全小中学校の授業に取り入れて実施する。 ・いじめ問題対策連絡協議会等を開催する。 ・JAST（上越あんしんサポートチーム）が関係機関と連携を図りながら、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー、担当指導主事を派遣するなどして学校を支援し、問題の早期解決に努める。		

第5次人まち計画（案）での位置付け		No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度（ない場合は記載不要）	令和4年度（案）			
基本目標	施策の方向						取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画（具体的な取組内容）
		8	悩み事や不安の解消に向け、適切な対応窓口や相談先の紹介、法律相談の案内等を行います。	・市民相談の実施	・上越市市民相談センター事業実施要綱	-	-	有	・市民の多様な相談に迅速な対応ができるよう情報収集し、庁内関係課との連携体制を維持する。 ・弁護士、司法書士による無料法律相談の実施。	・市民相談員1人 ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 ・弁護士相談：第1週～第4週の金曜日 午後 ・司法書士相談：毎週火曜日 午後
		9	消費者と事業者との間に生じた商品やサービスに関する苦情などについて相談を受け付けます。	・消費生活相談の実施	・上越市消費生活センターの組織及び運営に関する条例	-	-	有	・的確で迅速な相談窓口対応に努め、安心な消費生活の確保を図る。 ・出前講座や啓発、情報発信等を通じて、消費者被害の防止に努める。	・消費生活相談員3人 ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 ・多重債務相談：市民相談センターの弁護士、司法書士相談の中で実施
		10	外国人の社会参加を推進するため、日本語教室を開催します。	・日本語教室の開催	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・外国人市民が日本語を効果的に習得できるような学習環境を確保するとともに、日本人市民との交流の場を提供する。	・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行う。 ・外国人市民の集住地区に出向き、講座を開催することで、受講しやすい環境を整えるとともに、地域との交流促進に繋げる。
		11	ユニバーサルデザインに配慮した広報紙づくりに取り組めます。	・読みやすさに配慮したUDフォントを使用したページ作成		-	-	有	・年代を問わず多くの市民に読まれ、より内容が伝わりやすい広報紙を作成する。	・毎号の広報上越について、UDフォントの使用や配色、レイアウトなどの紙面デザインの工夫により、読みやすさ、伝わりやすさに配慮し作成する。
		12	広報媒体に外国語翻訳を付加し、外国人の市政に対する理解を深めます。	・市ホームページの翻訳機能（英語、韓国語、中国語（簡体、繁体）、ベトナム語、ミャンマー語、タガログ語） ・市勢要覧の翻訳資料発行（英語、韓国語、中国語（簡体、繁体））		-	-	有	・市の広報媒体に外国語翻訳を付加することにより、外国人による市政への理解を深める。 ・広報上越等の市政情報を多言語で配信し、外国人市民が必要な情報を見ることができ環境を整える。	・市ホームページのトップページに民間サービスの翻訳機能（英語、韓国語、中国語（簡体、繁体）、ベトナム語、ミャンマー語、タガログ語）を引き続き配置する。 ・市勢要覧の改定（R5.3発行予定）に合わせて翻訳資料（英語、韓国語、中国語（簡体、繁体））を更新し、視察や研修、交流事業などで当市へ外国人を迎えるときや、当市から海外へ出かける際に、当市を紹介するための資料として活用する。 ・多言語対応情報発信ツールを活用し、広報上越等の市政情報を多言語で配信する。

第5次人まち計画（案）での位置付け			No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度（ない場合は記載不要）	令和4年度（案）				
基本目標	施策の方向							取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画（具体的な取組内容）	
2 誰もが学べるまちづくり：	誰もが個々の力を発揮できるように学べるまち、生涯を通じて学べるまちを目指	(1)児童・生徒のニーズに応じた支援を推進するとともに、市民の生涯を通じた多様な学習・スポーツ機会の拡充を推進します。	①自立・共生を目指す学校教育環境の充実	13	特別な支援を必要とする児童生徒にきめ細かい教育を実施するとともに、就学の場や内容について支援、助言を行います。	・ 就学アドバイザーによる就学相談 ・ 巡回相談員による学校訪問 ・ 教育補助員などの配置による特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援 ・ 障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築	・ 上越市第2次総合教育プラン ・ 上越市子ども・子育て支援総合計画 ・ 上越市第6次総合計画	令和4年度 令和6年度 令和4年度	-	有	・ 就学アドバイザーによる就学相談により、就学がスムーズにできるようにする。 ・ 巡回相談員による学校訪問により、特別な支援が必要な児童生徒の支援方策について共通理解し、学校体制を整え、自校で対応できる学校を増やす。 ・ 教育補助員などの配置による特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を充実させ、安心して学校生活が送れるようにする。	・ 就学アドバイザーによる就学相談を実施し、保幼小のつなぎをスムーズにする。 ・ 巡回相談員による学校訪問を実施し、児童生徒の相談を行う中で校内の特別支援教育体制の構築を図る。 ・ 特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行い、校内の支援体制を充実させるため、教育補助員などを配置する。
			②市民の多様な学習・スポーツ機会の充実	14	家庭の経済的負担を軽減するため、入園・保育や就学にかかる費用を補助します。	・ 幼稚園児：入園料・保育料の補助 ・ 児童生徒：学用品の購入費、給食費等の援助	・ 上越市第2次総合教育プラン ・ 上越市子ども・子育て支援総合計画	令和4年度 令和6年度	-	有	・ 児童生徒：経済的な理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費の一部又は全部を援助することにより、経済的負担を軽減する。 ・ 幼稚園児：市立幼稚園に通う全ての園児の保育料を無償とすることで、保護者の経済的負担を軽減する。	・ 児童生徒：援助を必要としている保護者へ確実に援助できるよう、制度の周知を徹底する。 ○周知方法：全児童生徒に制度案内を年3回配布する。広報上越、市ホームページへの制度案内の掲載を行う。 ・ 幼稚園児：国の制度に基づき、市立幼稚園に通う全ての園児の保育料を無償とする。
			15	高校、大学進学者の家庭の経済的負担を軽減するため、奨学金の貸付を行います。	・ 奨学金の貸付	・ 上越市子ども・子育て支援総合計画	令和6年度	-	有	・ 経済的理由等により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知と奨学生の募集を行う。	・ 経済的理由により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知を徹底し、奨学生の募集を行う。 ○周知及び募集回数：2回（予約募集、在学募集） ○募集方法：広報上越や市ホームページを活用するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付する。	
			16	自主的な学習活動の高まりや、まちづくり活動を支援するため、公民館において各種講座を開催します。	・ 5つの事業の柱である「学びのきっかけづくり」「未来を支える人づくり」「育ち合い、支え合う家庭環境づくり」「地域・現代課題に対応した地域づくり」「行動する人への支援」を踏まえた公民館事業の実施	・ 上越市総合教育プラン ・ 上越市第6次総合計画	令和4年度 令和4年度	-	有	・ すべての地区公民館で、各種講座を開催することにより、生涯を通じて学べる機会の充実を図る。	・ すべての地区公民館で、学びのきっかけづくり、未来を支える人づくりに向けた事業を実施する。 該当事業：109事業（参考）	
			17	視覚に障害のある人など、活字による読書が困難な市民に対し読書環境の整備を図ります。	・ 録音図書（カセット、デージー図書）や点字図書の作製と貸出 ・ 対面朗読サービス	・ 障害者差別解消法 ・ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	-	-	有	・ 活字による読書が困難な方のために、録音図書や点字図書などの専用資料を整備し提供することで、広く図書館サービスの利用促進を図る。 目標：録音図書や点字図書等の年間貸出タイトル数580タイトル。	・ ボランティア団体と連携し、録音図書を年間50本程度新規作製することで、蔵書の充実を図る。 ・ サービスについて広く周知し、貸出の増進を図る。	
18	子どもから高齢者等、すべての人がライフステージに応じたスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ機会の充実を図るなど、スポーツ環境を整備します。	・ 市広報等への情報提供 ・ 総合型地域スポーツクラブ等への支援 ・ 各種講習会等へのスポーツ推進委員の派遣 ・ 障害者のスポーツ活動の場の確保及び活動支援	・ 上越市第6次総合計画 ・ 上越市総合教育プラン ・ 上越市障害者福祉計画	令和4年度 令和4年度 令和5年度	-	有	・ スポーツ活動に参加できるよう、各種スポーツイベントを市広報等で情報提供を行う。 ・ 総合型地域スポーツクラブ等の活動が円滑に行われるよう支援を行う。 ・ 各種講習会等へスポーツ推進委員を派遣し、スポーツ機会の充実を図る。 ・ 障害者団体や総合型地域スポーツクラブを始めとした、様々な団体と連携を図り、幅広い年代層に障害者スポーツや生涯スポーツの理解醸成と普及促進を図る。	・ 市内で開催する各種依頼される各スポーツ教室や、大会を市広報・ホームページで情報提供する。 ・ 総合型地域スポーツクラブの活動を支援するための研修会を開催する。 ・ 地域のスポーツ活動を支援するため、スポーツ推進委員を派遣する。 ・ 障害者団体や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員などが行う行事等への相互参加の働きかけ及び支援を行う。				

第5次人まち計画（案）での位置付け			No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度（ない場合は記載不要）	令和4年度（案）				
基本目標	施策の方向							取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画（具体的な取組内容）	
3 誰もが働けるまちづくり	誰もが個々の能力を生かしながら、生きがいをもって働けるまちを目指します。	(1)誰もが生きがいをもって自分らしく暮らせるよう、雇用機会の確保と職業能力の向上を図ります。	①雇用機会の創出	19	市内企業等への就労を支援し、雇用の安定につながる施策を推進します。	・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催 ・雇用情報交換会における施策の検討 ・インターンシップの促進 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナーの開催	上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催及び就職促進家賃補助を行い市内企業等への就労を促す。 ・インターンシップ登録事業所を増加する。 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナーを開催し、地元企業への定着を促す。	・大学等の市内企業の見学2回 ・就職ガイダンス等の開催 ・就労促進家賃補助金の交付 ・市内外の学校や市内事業所の訪問 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナー（新入社員、中堅社員等を対象）を開催。
				20	障害のある人の雇用環境を向上させるため、事業者への意識啓発や雇用促進につながる施策を推進します。	・関係機関と連携し障害者合同就職面接会等の開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置の実施	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・関係機関と連携し障害者合同就職面接会等を開催し、雇用促進を図る。 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施し、雇用促進と就労の安定を図る。 ・障害者の実雇用率（民間企業）：2.3%以上	・障害者合同就職面接会を開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施
				21	障害のある人の雇用の機会を創出するため、既存の業種にとらわれず多様な業種連携により、新たな分野の開拓に努めます。	・ハローワークや就業・生活支援センターとの連携を図り雇用の促進を図る。 ・農福連携障害者就労支援コーディネーター事業の実施	・上越市第6次総合計画 ・上越市障害者福祉計画	令和4年度 令和5年度	-	有	・就業・生活支援センター及び上越ワーキングネットワークと連携し、受託農作業や農業実習体験の新規受入農家の開拓によって障害者の就労や就業意欲の向上につなげるとともに農業分野での就業意欲の拡大を図る。	・上越ワーキングネットワークに農作業受託の拡大に向けた委託業務を発注し、農作業受託の窓口として、継続の農作業を受託するとともに新規の受入農家を開拓する。 ・農業者・福祉事業所、農業関係者双方の意識や知識を高め、新たな農作業受注に資するための研修会を実施する。
				22	就職を希望する障害のある人が一般就労できるよう就労や雇用の相談、職場開拓や職場定着の支援を行います。	・就業・生活支援センターにおける相談支援 ・ジョブサポーターを設置しての就労支援	・上越市第6次総合計画 ・上越市障害者福祉計画	令和4年度 令和5年度	-	有	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、在宅で生活している障害のある人への訪問や実習等の支援、職場開拓、職場定着に向けた支援を実施する。 ・就労前の支援にあっては、在宅で生活している障害のある人から就業意欲を持ってもらうため、継続してきめ細かな連絡や訪問を行い、実習支援や就労につなげる。	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、①就労前支援（就労活動に係る意欲の増進等）②訓練支援（障害福祉事業所における訓練実施に係る調整等）③実習支援（企業等における実習実施に係る調整等）④定着支援（対象者の就労定着に向けた支援等）⑤職場開拓（就労先企業等の開拓）を実施する。
			23	仕事と家庭生活の調和や女性の活躍推進を実現できる職場環境の改善を進める施策を推進します。	・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金の実施 ・周知チラシの配布、企業訪問等での意識啓発	・上越市第6次総合計画 ・上越市男女共同参画基本計画	令和4年度 令和4年度	-	有	・ワーク・ライフ・バランス推進セミナーを開催するほか広報誌や市のホームページ及びパンフレット配布、事業所訪問等で情報提供を行うことにより、事業者等に対する意識啓発に取り組み、職場環境の改善につなげる。	・ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への利子補給補助 ・HPへの掲載やチラシやパンフレットの配布、企業訪問等での意識啓発 ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたセミナーの開催	
			24	ひとり親家庭の就労支援を行います。	・母子・父子自立支援員による就労支援や資格取得のための費用などを助成	・上越市子ども・子育て支援総合計画 ・上越市男女共同参画基本計画	令和6年度 令和4年度	-	有	・安定した就労につながる支援を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を図る。	・母子・父子自立支援員による就労支援の実施 ・資格取得のための費用などを助成（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付費、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金） ・対象者への制度案内…手当や医療費の申請に係る相談時や現況届の通知時にチラシを配布	
			25	障害者の就業機会の拡充を図るための施策を推進します。	・障害者資格取得支援補助金の交付	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・障害者の就業機会の拡充を図る。 ・障害者の実雇用率（民間企業）：2.3%以上	・障害者合同就職面接会の開催 ・障害者資格取得支援補助	
			26	あらゆる場面で女性の能力が発揮できるよう支援を行います。	・スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供 ・女性向け人材育成講座の開催 ・女性の再就職の支援 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供	・上越市第6次総合計画 ・上越市男女共同参画基本計画	令和4年度 令和4年度	-	有	・男女共同参画推進センター講座、出前講座の開催や、関係団体が開催する各種研修会等の情報の掲示・提供を通じて、市民へ意識の浸透を図る。 ・女性労働者の福祉の増進と地位の向上に資する事業の実施及び相談窓口の開設をすることにより、女性の再就職支援や労働に関する悩み事を相談できる環境を整える。	・センター講座及び出前講座において、女性の能力発揮支援に関係する講座を各1回以上開催する。 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供。 ・雇用政策専門員による相談窓口の開設（月1回）	



第5次人まち計画（案）での位置付け			No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度（ない場合は記載不要）	令和4年度（案）					
基本目標	施策の方向							取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画（具体的な取組内容）		
4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	(1)誰もが健康な生活を送るための健診の推進や保健指導の充実を図ります。	①健診・保健指導等の推進	27	安心して妊娠・出産を迎える支援をすることも、乳幼児の健やかな成長発達を目指し、妊婦や乳幼児の健康診査や訪問指導などを行います。	・妊婦一般健康診査費公費負担 ・乳幼児健康診査 ・妊婦、産婦、新生児への訪問指導 ・低出生体重児等への訪問指導 ・産婦健康診査 ・産後ケア事業	・上越市子ども・子育て支援総合計画 ・上越市第6次総合計画 ・上越市健康増進計画	令和6年度 令和4年度 令和4年度	-	有	・すべての妊婦が適切な時期に妊婦一般健康診査を受診するよう促す。 ・各乳幼児健康診査の平均受診率90.0%以上を維持する。 ・産婦及び新生児訪問を全数実施する。	・妊婦一般健康診査費公費負担（14回）を継続する。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨を行う。 ・妊産婦・新生児訪問、こにちは赤ちゃん訪問および低体重児等への訪問指導を実施する。 ・産婦健康診査の実施と支援を必要とする産婦への産後ケア事業を実施する。		
			28	乳幼児や小学生などの感染症予防のため、予防接種を行います。	・各種予防接種の実施	・上越市子ども・子育て支援総合計画 ・上越市第6次総合計画	令和6年度 令和4年度	-	有	・乳幼児、小学生等を対象に予防接種を実施し、平均予防接種率90%以上を確保する。	・乳幼児・小学生の予防接種について、ホームページ掲載、個別通知、出生届出時や乳幼児健診時での説明、電子母子手帳アプリのお知らせ機能により、引き続き接種勧奨に努める。		
			29	幼児期における歯質の向上を図るため、歯科健診や歯の衛生に関する相談、周知、啓発に取り組みます。	・歯科医師の診察、相談 ・ブラッシング指導 ・歯の衛生に関する周知、啓発 ・フッ化物歯面塗布（フッ素塗布）	・上越市子ども・子育て支援総合事業計画 ・上越市歯科保健計画 ・上越市健康増進計画	令和6年度 令和4年度 令和4年度	-	有	・生活リズムを基盤とした体づくりと、咀嚼や嚥下等の口腔機能を獲得するための食生活の実践を推進する。 ・保護者による適切なブラッシングの実践 ・3歳児のむし歯有病率を10%以下で維持する。 ・5歳児のむし歯有病率を30%以下で維持する。	・歯科医師の診察、相談を実施。 ・ブラッシング指導を実施。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を行う。 ・フッ化物歯面塗布（フッ素塗布）を実施。		
			30	乳幼児の基礎的な食習慣や生活リズムの確立のための学習機会を設けます。	・生活習慣の確認 ・子どもの発育、発達についての講話、相談 ・バランス食の学習	・上越市子ども・子育て支援総合計画 ・上越市健康増進計画 ・上越市第6次総合計画	令和6年度 令和4年度 令和4年度	-	有	・乳幼児期の生活習慣の確立のため、健康学習を実施する。（年100回以上）	・離乳食相談会、保育園における健康学習を実施する。		
			31	障害のある人と付き添いの家族を対象とした、安全・安心に受診できる環境を整えた健康診査を実施します。	・予約制の健康診査を実施 ・送迎、介助、車いすによる対応	・上越市健康増進計画	令和4年度	-	有	・障害のある人の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を年2回実施する。受診者数見込120人。	・送迎、介助、車いすによる対応を行う。 ・健診カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について広く周知を図る。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の方に対応する。		
			32	後期高齢者の健康増進や重症化予防等のために健康診査や各種がん検診を実施します。	・市が実施する健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診等の各種健診は、70歳以上は無料。	・上越市健康増進計画	令和4年度	-	有	・後期高齢者の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を実施する。 受診者数見込5,700人 ・がんの早期発見、早期治療に結びつけるため各種がん検診を実施する。 受診者数見込 胃がん6,300人、肺がん16,200人、大腸がん13,500人	・過去3年間に健（検）診を受けた人へ受診勧奨の個別通知、町内会や老人会の健康講座などを通じて健康診査や各種がん検診の受診を促していく。		
			(2)誰もが安心して適切な医療が受けられるよう医療体制の充実を図ります。	①地域医療体制の充実	33	平日夜間や休日などにおける急患患者に対して、応急的な診療を行います。	・年間を通じた休日・夜間診療所の開設	・上越市子ども・子育て支援事業計画 ・上越市第6次総合計画	令和6年度 令和4年度	-	有	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供している。（診療所開設日数：365日）	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供する。
					34	中山間地やへき地における地域住民の健康を保持し、安心して生活することができるよう、診療所を開設・運営します。	・各診療所の開設 常設診療所 7施設 出張診療所 1施設	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・各地域における医療不安の軽減及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。（診療所開設数：8施設）	・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の軽減及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。
					35	市街地の医療機関への通院支援を行うことにより、医療不安の軽減を図ります。	・中ノ俣地区における通院支援車の定期運行 ・吉川区川谷地区における地域バスの定期運行	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を継続して運行している。（運行日数：中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～金）	・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行する。

第5次人まち計画（案）での位置付け		No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度（ない場合は記載不要）	令和4年度（案）				
基本目標	施策の方向						取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画（具体的な取組内容）	
(3)誰もがすこやかに安心して暮らせるよう各種支援を推進します。	①高齢者福祉の推進	36	要援護高齢者などへ積極的に訪問し、生活情報を収集するとともに、地域包括支援センターの運営内容について情報を発信します。	・訪問による実態把握と情報発信 ・地域包括支援センター職員の研修会開催	・上越市第6次総合計画 ・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和4年度 令和5年度	-	有	・訪問による実態把握訪問を行い、高齢者支援等についての情報提供を行うとともに、地域の高齢者の実態や地域全体の課題、ニーズを把握し、必要に応じて支援につなげる。 ・地域包括支援センター職員の研修会を開催し、職員の資質向上とセンターの機能強化を図る。	・一人暮らしの高齢者等を訪問し、実態把握や情報発信、情報収集を行う。 ・地域包括支援センター職員の研修会開催する。	
		37	介護保険事業計画に基づく介護保険サービスの拡充を図り、必要な保険給付を行います。	・介護保険サービスの拡充 ・必要な介護保険給付	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画 ・上越市第6次総合計画	令和2年度 令和4年度	-	有	・第8期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの給付を行う。	・必要な介護保険サービスの給付 ・介護保険サービスの利用実績を分析し、第8期介護保険事業計画の検証を行う。	
		38	すこやかサロンを始めとした地域支え合い事業を実施し、高齢者の閉じこもりを予防するとともに介護予防を推進します。	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防 ・社会交流による閉じこもりの予防 ・身体機能評価の実施	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画 ・上越市第6次総合計画	令和5年度	-	有	・28の地域自治区において、地域支え合い事業を実施し、生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の取組を実施する。 ・住民組織化が図られていない地域自治区において、住民組織化に向けた関係者との協議を継続して実施する。	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防に向けた介護予防教室の実施1,360回 ・社会交流による閉じこもりの予防に向けたサロン等の実施 2,130回 ・身体機能評価の実施 年1回 ・住民組織化が図られていない地域自治区での住民組織化に向けた協議の実施（4地域自治区）	
		39	一人暮らし高齢者などの安定した食の確保と定期的な安否確認のために配食サービスを実施し、高齢者が自立した生活を送ることができるように支援します。	・高齢者に配食サービスの提供	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	有	・ケアマネジャー等のアセスメントに基づき、必要な人に適切にサービスを提供する。	・引き続き、事業の周知を図り、必要な人に適切にサービスを提供する。	
		40	高齢者にシニアパスポートを交付し、外出のきっかけにもらうほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。	・34施設で高齢者の施設使用料（利用料金）の減免を実施する。	-	-	-	有	・高齢者に外出するきっかけを提供し、家族や仲間との交流を深めることで健康維持及び生きがいのある充実した生活を送る手助けとする。	・シニアパスポート対象施設利用時に、半額相当を減免することで、高齢者に外出するきっかけを提供する。（施設には市から減免補てん金を交付） ・シニアパスポートの制度や適切な利用について周知を行う。	
		41	スポーツ大会や作品展など、各種事業を開催し、高齢者の生きがいづくり・健康づくりと出番の創出を図ります。	・スポーツ大会や作品展等の開催	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・スポーツや趣味活動を通じ、高齢者同士の交流や市民との交流を深め、高齢者の健康増進と生きがいづくりに寄与する。	・老人クラブ連合会を通じ、単位老人クラブに参加を促す。 ・大会等の開催について、報道機関に情報提供を行い、事業のPRを行う。	
		42	活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施します。	・シルバー人材センターへの補助金の交付	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	有	・高齢者に対し、就業を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進する。	・活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施する。 上越市シルバー人材センター補助金 金額 17,801千円	
		43	会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会に補助金を交付し、活動を支援します。	・老人クラブへの補助金の交付	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	有	・会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの増進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援する。また、各連合会を統括する上越市老人クラブ連合会連絡協議会の活動を支援し、連合会同士の連携を推進する。	・老人クラブへの補助金を交付し、活動を支援する。 ：単位老人クラブへの補助金 老人クラブ連合会加入クラブ 交付額 13,774千円 老人クラブ連合会未加入団体 交付額 792千円 ：老人クラブ連合会への補助金 交付額 5,961千円（活動費） 交付額 200千円（事務費）	
		44	高齢者の生きがいの充実を図るため、創作活動の発表の場や世代を超えた交流の場を提供します。	・シニアセンターにおける常設ギャラリーの設置	-	-	-	見直し	有	・シニアセンターを設置することにより、高齢者の創作活動の発表の場及び世代を超えた交流の場を提供し、高齢者の生きがいの充実を図る。 入館数 ：直江津ふれあい館 2,700人 ※本町ふれあい館はR3年度で廃止	・本町ふれあい館1階の展示コーナーは、代替施設として福祉交流プラザ等を活用することとし、令和4年4月から運用を開始する。 ・引き続き広報上越や市HPによる周知を徹底する。
		45	高齢者に関連した行政情報をラジオによりの確にわかりやすく発信します。	・FM放送による、交通事故やクマ出没、特殊詐欺への注意喚起などのタイムリーな情報提供	-	-	-	-	有	・コミュニティFM放送を通じて、市からのお知らせや交通事故防止に係る注意喚起等を市民へタイムリーに分かりやすく伝える。	・行政情報番組「広報」ステーション」において、市からのお知らせや市民の市民の安全・安心につながる情報、各区の市民による自身の活動紹介や交通事故防止に係る注意喚起等を発信する。 ・災害時における緊急情報を放送できる環境を維持する。

第5次人まち計画（案）での位置付け			No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度（ない場合は記載不要）	令和4年度（案）			
基本目標	施策の方向							取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画（具体的な取組内容）
		②障害者福祉の推進	46	障害のある人の生活を地域全体で支えるため、上越市自立支援協議会を開催し、関係者の連携強化を図り、住み慣れた地域で暮らすことができるまちづくりを進めます。	・地域の障害者福祉に関する全体協議会、専門部会等の各種会議の開催	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・上越市自立支援協議会の開催を通じて、地域の障害者福祉に関する課題解決に向けた議論を進め、市の施策に反映する。 【上越市自立支援協議会の開催】 ・全体会議（年3回） ・専門部会（令和3年度からの継続協議）	・引き続き令和3年度のテーマを基本として、専門部会ごとに検討を進めた上で、全体会議等で更に議論を深め施策に反映する。
			47	障害福祉サービスの拡充を図り、障害のある人が自立した地域生活が送ることができるよう支援します。	・障害福祉サービスの給付を行い、障害のある人の生活支援を行う。	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・障害福祉サービスの給付により、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図る。 ・障害福祉の相談支援専門員及び福祉事業所と連携し、福祉サービスを必要とする人への適切な支援を実施する。	・福祉課窓口での相談や、関係機関（相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関等）と連携し、障害のある人を必要な福祉サービスにつなげていく。
			48	心身に障害のある人の経済的負担を軽減するため、医療費の支給や助成を行います。	・重度心身障害者に対する医療費の助成及び自立支援医療費の支給 ・各種手当の支給 ・心身障害者扶養共済制度掛金及び精神障害者入院医療費の助成	・上越市障害者福祉計画 ・上越市子ども・子育て支援総合計画	令和5年度 令和6年度	-	有	・医療費の助成や手当を給付することにより、障害のある人の経済的負担を軽減する。	医療費の助成や手当を給付する。 ・重度心身障害者医療費助成 ・自立支援医療費（更生医療） ・自立支援医療費（育成医療） ・精神障害者入院医療費助成 ・特別障害者手当の支給 手当額…月額27,300円 ・障害児福祉手当の支給 手当額…月額14,850円 ・在宅介護手当の支給 手当額…月額5,000円 ・在宅介助手当の支給 手当額…年額20,000円 ・心身障害者扶養共済制度掛金助成
			49	心身に障害を有する児童及び保育において配慮が必要と認められる児童に対して保育を実施します。	・特別な配慮が必要と認められる児童の保育	・上越市子ども・子育て支援総合計画	令和6年度	-	有	・集団保育が可能な障害のある子どもに対して、保育を提供する。	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れる。 実利用者見込み 359人
			50	発達等に不安を抱える保護者からの相談を受け、必要な療育サービスを提供して、子どもがすこやかに育つことができるよう支援します。	・子どもの発達及び発育に関する相談を実施 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す療育を実施 ・保護者が通院やリフレッシュなどを行う時に子どもを預かる一時保育を実施	・上越市第6次総合計画 ・上越市障害者福祉計画 ・上越市子ども・子育て支援事業計画	令和4年度 令和5年度 令和6年度	-	有	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・事故防止を徹底しながら、一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育支援を実施する。 ・事故やけがのない一時保育を実施する。
			51	障害のある人の日常生活における便宜を図るため、日常生活用具の給付などを行います。	・日常生活用具の給付 ・補装具の購入費や修理費の支給	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・事故防止を徹底しながら、安全安心な一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給する。
			52	障害者手帳をお持ちの方などの公共施設の利用料を減免し、外出のきっかけにしてもらうほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。	・障害者手帳等所持者や介助者等の公共施設の利用料等の軽減を実施	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・市ホームページで該当施設を案内するほか、割引対象施設に割引がある旨の掲示を行うなどの方法により、周知や徹底を図る。	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等の軽減を実施。 【公共施設の使用料減免】 要綱に規定されている公共施設を障害者手帳所持者及び介助者等が利用した際に、利用料金の50%を減免。

第5次人まち計画（案）での位置付け		No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度（ない場合は記載不要）	令和4年度（案）			
基本目標	施策の方向						取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画（具体的な取組内容）
		53	障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用料金等の助成や福祉バスの運行などにより外出時の移動を支援します。	・タクシー利用料金等の助成 ・リフト付福祉バス・乗用車の運行 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営を確保 ・自動車の改造費用、免許取得費用の助成	・上越市障害者福祉計画	令和5年度			・手帳交付時に制度の説明を行うほか、広報上越や市ホームページへの掲載など、周知徹底を図る。	【福祉有償運送】 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営の支援のため、運営協議会を実施する 【タクシー利用料金等助成】 ・タクシー利用券の交付…1人あたり24,000円 ・燃料券の交付…1人あたり19,000円 ・燃料費助成…1人あたり19,000円 【運転免許取得費の助成】 助成額：免許取得費用の2/3（10万円限度） 【自動車改造費の助成（本人運転）】 助成額：10万円限度 【介護者用自動車改造費の助成】 助成額：改造費用（60万円）を超える場合は60万円）に下記区分による割合を乗じて得た額 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 2/3 その他の世帯 1/2 【福祉バス運行業務】（車両2台） ふれあい号（大型バス） フレンド号（小型バス）
		54	手話通訳者の派遣や手話奉仕員の養成を通じて、聴覚に障害のある人の社会参加を促進します。	・手話通訳者の派遣及び手話奉仕員の養成	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・手話通訳者等を派遣し、聴覚に障害のある人の社会参加を促進する。 ・手話通訳者の育成を図る。 手話通訳者資格の取得 1名以上	・手話通訳・要約筆記者の派遣 ・手話通訳・要約筆記者養成講座の開催
		55	市ホームページの読み上げ機能を活用し、視覚に障害のある人が利用しやすい環境を整えます。	・アクセシビリティ方針に基づく、新規および更新ページのチェック		-	-	有	・最新情報や緊急時の情報を誰もが迅速かつ確に入手することができるようホームページの内容を掲載・更新時に点検するとともに、古い情報が掲載されたままにならないよう、適切に管理・運用する。	・各担当課が掲載するページの内容については、掲載前に広報対話課で確認し、必要な修正を指示する。すでに終了している行事など古い情報を見つけた時には随時修正、削除を指示する。
		56	市の広報紙の内容をCDに録音し、視覚に障害のある人に提供します。	・CDによる情報提供	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容を提供する。	・視覚に障害のある人へ広報上越の内容をCDに録音し市政情報を提供する。
	③子育て・療育支援の充実	57	保育ニーズに応じて児童の保育を実施します。	・0・1歳児、障害児の保育受入 ・午後7時までの延長保育を実施 ・一時預かりを実施 ・24時間保育・休日保育の実施 ・病児・病後児保育事業の実施	・上越市子ども・子育て支援総合計画	令和6年度	-	有	・0・1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる態勢を整え、多様な保育サービスを提供する。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。	・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応し、0・1歳児保育、子育て支援1歳児保育、障害児保育、一時預かり保育、午後7時までの延長保育、休日保育を実施する。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。
		58	児童とその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を開催する。	・こどもセンターの運営 ・子育てひろばの運営	・上越市子ども・子育て支援総合計画	令和6年度		新規	・新型コロナウイルス感染症に対し、適切な感染防止対策を行いながら、親子の交流や子育て相談、情報の提供等を実施し、子育て家庭の孤立感や不安感の緩和を図る。 楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を定期的に開催する。	・こどもセンターにて定期的に子育てセミナーの実施をするほか、子育てひろばで月1回イベントを開催する。 ・保健師や栄養士、相談員による子育て相談を実施する。 ・子育て支援情報や保育園の入園情報など、必要な情報を利用者へ提供する。
		59	（再掲 No. 50） 発達等に不安を抱える保護者からの相談を受け、必要な療育サービスを提供して、子どもがすこやかに育つことができるよう支援します。	・子どもの発達及び発育に関する相談を実施 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す療育を実施 ・保護者が通院やリフレッシュなどを行う時に子どもを預かる時保育を実施	・上越市第6次総合計画 ・上越市障害者福祉計画 ・上越市子ども・子育て支援事業計画	令和4年度 令和5年度 令和6年度	-	有	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・事故防止を徹底しながら、一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育支援を実施する。 ・事故やけがのない一時保育を実施する。

第5次人まち計画（案）での位置付け			No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度（ない場合は記載不要）	令和4年度（案）			
基本目標	施策の方向							取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画（具体的な取組内容）
5 誰もが互いに支え合うまちづくり	共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します。	(1)ボランティア参加、地域活動、市民活動への支援を推進し、人と人のつながりを育む活動の充実を図ります。  ①ボランティア活動や地域での支え合い活動のための環境づくり	60	共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します。	・NPO・ボランティアセンターの運営	・上越市第6次総合計画	令和4年度	拡充	有	・NPO・ボランティアセンターを拠点とし、市民活動のサポートやボランティアコーディネートに取り組みほか、市民活動に役立つ情報のメール配信を継続して実施し、市民主体のまちづくりへの意識向上を図る。 ・ホームページの更新を行い、利便性の向上を図る。 ・メールマガジンをNPO・ボランティアセンター登録団体及び過去の交流会・ツアー参加者（約360団体・個人）に対して配信する。	
			61	地域コミュニティが抱える課題を解決するための支援を行います。	・地域コミュニティ活動サポート事業 ・地域コミュニティが抱える課題などの相談	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・住民組織や町内会へ地域コミュニティ活動サポート事業の周知を行うとともに、希望する団体へアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 新規実施団体：1団体（予定） フォローアップ団体：1団体（令和3年度に実施した大学南町内会が、フォローアップを希望する場合）	
			62	育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	・ファミリーサポートセンターの運営	・上越市子ども・子育て支援総合計画	令和6年度	-	有	・仕事と育児の両立を支援するため、提供会員を確保するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、子育て世帯の育児負担の軽減等のニーズに応える。 ・依頼会員からのニーズに対応できるよう経済的負担の軽減を図るほか、提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。 ・各種団体等を対象とした説明会（随時開催） ・提供会員養成講座（年4回開催） ・フォローアップ講習会等（年4回開催） ・集団保育等が困難な病児の預かりを試行的に実施する。	
			63	地域における支え合い体制の構築のため、住民主体における生活支援サービスの提供を行います。	・新総合事業の訪問型サービスB（有償ボランティアによる家事支援）を実施し、担い手となる有償ボランティアを養成します。	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	有	・有償ボランティア養成講座を6回開催し、有償ボランティア増員を図る。 ・担い手フォローアップ研修を2回開催し、既に活動している有償ボランティアのフォローアップを図る。	・有償ボランティア養成講座を開催し、担い手の確保を図る。 ・担い手フォローアップ講座を開催し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済で未登録となっている方への登録勧奨を通じた担い手確保を図る。
			64	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域における見守りの体制を構築します。	・高齢者見守り支援ネットワーク事業	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	有	・高齢者の異変の早期発見に向けて、地域の実情に合わせた日常的な見守り活動を促進する。	・地域に出向き、見守り活動が必要となっている背景や見守り活動のポイントの説明を通じた働きかけ等を行い、地域の実情に合わせた日常的な見守り活動の促進につなげる。
			65	同上	・認知症サポーター養成講座	同上			有	・小中学校や町内会、事業所等において、認知症を正しく理解し、認知症の人を見守るための認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターを養成する。	・認知症サポーター養成講座を子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象に開催する。
			66	高齢者相互の支援やボランティア活動の普及を推進します。	・シニアサポートセンター事業	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	有	・シニアサポートセンターの登録者によるボランティア活動を推進する。	・シニアサポートセンターについて、現存の登録者によるボランティア活動を継続する。

第5次人まち計画（案）での位置付け			No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度（ない場合は記載不要）	令和4年度（案）				
基本目標	施策の方向	取組の方向性						予算計上の有無	目標	計画（具体的な取組内容）		
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	誰もが災害や犯罪などに備え、安全・安心に暮らせるまちを目指します	(1)防災に関する情報提供や避難時に必要な施策、自助・共助による防災体制の整備を推進します。	①防災対策や避難支援体制の充実	67	市内で発生した犯罪、災害、火災、交通事故などの情報を市民へ知らせることにより、市民がそれらの事態に迅速に対処できるようにします。	・安全メールによる情報発信	・上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画 ・上越市子ども・子育て支援総合計画	令和4年度 令和6年度	-	有	・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報等を適時的確に発信する。 ・安全メールの登録件数を20,000人にする。	・防犯、防災、火災、交通安全等の情報を迅速かつ確実に配信する。 ・各種広報媒体や高齢者世帯訪問等で登録を呼び掛ける。 ・啓発チラシを配布する対象を拡大し、新規登録者を増やす。 ・SNS（Facebook及びTwitter）による配信を行い、情報発信の多角化を目指す。
				68	災害の予防及び災害発生時に的確に対応するため、総合的かつ体系的な防災体制の整備を進めます。	・ハザードマップの作成・配布 ・防災行政無線等の整備、運用 ・防災気象情報の提供	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・ハザードマップ 土砂災害ハザードマップの更新及び、配布を行う。 ・防災行政無線等 防災行政無線システム等の保守点検を行い、常に使用できる状態を維持する。 ・防災情報リンク集 リンク集を通じ、市民の適切な避難行動を支援する。 ・各種ハザードマップの多言語化 多言語アプリにおける各種ハザードマップ等の情報を最新に保つ。	・ハザードマップ 土砂災害ハザードマップの見直しを行い、対象町内へ配布する。 ・防災行政無線等 防災行政無線システム等の保守点検を行う。また、令和5年度の開始を予定している防災行政無線更新工事（同報系・移動系）に係る実施設計を行う。 ・防災情報リンク集 新たに必要と思われる情報先として外部リンクの追加や、リンク先ページの更新によるアドレス変更等の対応を定期的実施する。 ・各種ハザードマップの多言語化 各種ハザードマップ等の更新に伴う、多言語アプリ内の情報の更新を速やかに行う。
				69	要配慮者に配慮した災害対応計画や避難体制の整備を進めます。	・要配慮者に配慮した災害対応計画及び避難体制を整備する。	・上越市第6次総合計画 ・上越市地域防災計画	令和4年度 -	-	有	・国・県の上位計画や法令等で、避難行動要支援者や要配慮者に関する災害対応や避難体制の見直しがあった場合は、当市においても検討を行い、必要に応じて市地域防災計画の見直しを行う。	・県計画の変更に合わせた修正を行う。
				70	要配慮者の的確な把握と緊急時の迅速な対応に向けた仕組みの充実を図ります。	・要配慮者名簿の充実 ・個別避難計画策定の支援	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	無	・町内会（自主防災組織）における個別避難計画の作成率を100%とする。	・避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 ・個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。
				71	災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行います。	・避難行動要支援者名簿作成 ・ヘルプカード・安全メールの活用	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・避難行動要支援者名簿の定期的な見直しを行い、最新の情報を関係者が共有できるようにする。	・避難行動要支援者名簿の更新と新たに福祉避難所への避難が必要な人への個別避難計画を作成する。 ・災害時における視覚障害及び聴覚障害のある人用にヘルプカードを作成、配布する。
		(2)防犯に関する情報提供や注意喚起、地域ぐるみの防犯活動を推進します。	①防犯対策の充実	72	災害時に「自助・共助」の力を相互に発揮でき、被害が最小限となるよう自主防災活動を支援します。	・防災アドバイザーの派遣 ・防災士（防災リーダー）の養成	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・防災士（防災リーダー）の養成やハザードマップの活用方法に関する研修会を実施するなど、自主防災組織等の防災活動が活性化するように支援する。	・防災士養成講座の実施 ・市内の指定避難所において、避難所運営訓練を実施 ・活動停滞組織に対し、防災アドバイザーと共に訪問指導を実施 ・ハザードマップ活用研修の実施
				73	「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高めるため、的確な防犯情報の提供、広報啓発活動等を推進します。	・防犯意識の向上に向けた広報啓発 ・防犯座談会の開催 ・防犯情報の提供	上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画	令和4年度	-	有	・一人ひとりの防犯意識の向上に向け、情報提供や啓発活動を実施する。 ・依頼に応じ防犯教室や出前講座等を実施する。 ・地域安全支援員、安全教育指導員等による高齢者世帯訪問を6,500世帯以上で実施する。	・警察、各団体と連携し、年金支給日にあわせて、商業施設において特殊詐欺防止チラシを配布し注意喚起する。 ・地域安全支援員、安全教育指導員等による高齢者世帯訪問を通年で実施する。
				74	地域の連帯感を強め、互いが助け合う地域社会が形成されるよう支援します。	・自主防犯活動の推進 ・人材の育成	上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画	令和4年度	-	有	・地域の防犯活動に多くの市民から参加してもらうため、地域ぐるみの防犯活動の重要性を周知する。 ・防犯の日、防犯週間期間中の活動参加を900団体、37,000人とする。 ・110ばん協力車の登録台数を5,900台にする。 ・地域安全支援員の指導力の向上を図る。	・地域一体となった見守り活動の重要性を周知するため広報媒体を通じて防犯活動を啓発強化を図る。 ・110ばん協力車によるながらパトロールに参加してもらうため、各広報媒体や高齢者世帯訪問等を通じ制度を広く周知し、参加者の拡充を図る。 ・地域安全支援員を対象とした研修会を実施する。
				75	ハードとソフト両面から、犯罪の起こりにくい総合的な環境づくりを推進します。	・犯罪の防止に配慮した基盤整備 ・住宅等の防犯対策の啓発 ・児童等の安全確保のための取組の推進	上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画	令和4年度	-	無	・全ての保育園・幼稚園、小学校において、防犯教育が行われている状態にする。 ・小・中学校を対象とした通学路の安全点検に参加し、対策を講じることで安全安心が確保されている状態にする。	・保育園・幼稚園、小学校で防犯教室を実施する。 ・小・中学校におけるを対象とした通学路の安全点検に参加し、対応を検討する。
				76	「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高めるため、的確な防犯情報の提供、広報啓発活動等を推進します。	・防犯意識の向上に向けた広報啓発 ・防犯座談会の開催 ・防犯情報の提供	上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画	令和4年度	-	有	・一人ひとりの防犯意識の向上に向け、情報提供や啓発活動を実施する。 ・依頼に応じ防犯教室や出前講座等を実施する。 ・地域安全支援員、安全教育指導員等による高齢者世帯訪問を6,500世帯以上で実施する。	・警察、各団体と連携し、年金支給日にあわせて、商業施設において特殊詐欺防止チラシを配布し注意喚起する。 ・地域安全支援員、安全教育指導員等による高齢者世帯訪問を通年で実施する。

第5次人まち計画（案）での位置付け		No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度（ない場合は記載不要）	令和4年度（案）			
基本目標	施策の方向						取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画（具体的な取組内容）
(3)冬期間の安全な通行空間の確保と除雪に必要な施策を推進します。	①除雪対策の充実	76	要援護世帯に対し、住居の屋根及び玄関前の除雪費用の一部を助成します。	・除雪費の一部助成	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	有	・要援護世帯除雪費助成事業の対象となる全ての世帯が助成を受け、除排雪ができていない状態とする。	民生委員・児童委員を通して対象者を決定し、限度額内において除排雪に要した費用の一部を助成する。
		77	通学路を対象とした、きめ細やかな除雪を実施し、冬期間における通学児童の安全確保を図ります。	・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の推進 ・歩道が未整備の通学路においては、車道を拡幅し、歩行者空間の確保に努める	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の実施により、冬期間の通学児童の安全確保を図る。 ・歩道が未整備の通学路においては、車道を拡幅し、歩行者空間を確保する。	・通学路の変更や追加があった場合は、歩道除雪が可能か除雪事業者と現地確認を行い、実施が可能と判断した路線は、R4年度の冬期道路交通確保除雪計画に登載し、除雪を行う。
		78	中山間地域の冬期間における地域住民の安全で安心な生活環境を確保します。	・集落内の主要生活道路の除雪、高齢者世帯等の除雪支援及び公共施設等の除雪を集落に委託	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・引き続き6地区10集落に対して集落内の主要生活道路の除雪等の業務を委託するほか、集落の実態とニーズに基づいた新たな支援の在り方について検討を進めるほか、現在支援している集落と同様の環境にある集落への支援方法等について検討する。	・6地区10集落へ集落内の主要生活道路の除雪等の業務を委託する。 ・地域のニーズの聞き取りや支援の在り方について引き続き検討を行っていく。
		79	中山間地域の集落において除雪等要支援者の除雪等を支援するため、ボランティア活動として除雪等を行う人を派遣する住民組織等に対し、補助金を交付します。	・住民組織等の除雪等ボランティア活動支援	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・中山間地域の各区において制度の活用を働きかけ、除草や除雪等の支援を要する世帯に対し、近隣地域または市内で支援する支え合い体制の維持を目指す。	・受入組織が事業実施地域における要支援者を把握するとともに、派遣団体と調整を行い、要支援者宅へボランティア派遣する。 地域支え合い体制づくり事業補助金 1地区×5万円

第5次人まち計画（案）での位置付け			No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度（ない場合は記載不要）	令和4年度（案）				
基本目標	施策の方向							取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画（具体的な取組内容）	
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	公共空間や居住空間において、誰もが利用しやすく、住みやすく、安全に生活できるまちを目指します。	(1)誰もが安全かつ快適に利用できるよう施設整備を推進します。	①公共施設におけるユニバーサルデザインの推進	80	市の施設を誰もが安全・安心で快適に利用できるようにするため、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく整備を推進します。	・公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく市の施設整備（学校施設、公民館、体育施設、観光施設等） ・わかりやすい誘導・案内看板等の設置	・公共建築物ユニバーサルデザイン指針 ・上越市第6次総合計画	- 令和4年度	-	無	・市の施設の新設、増設、改修にあたり、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づいて設計されているか事前協議を行い、指針に基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を100%を目指す。 ※構造上やむを得ない場合等を除く。	・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を確実にし、整備を推進する。 ・各課の修繕見込みから、内容を確認し、指針適合に結びつける。 ・事前協議での適合率を100%とする。
			②民間施設におけるユニバーサルデザインの推進	81	民間の公共的施設が誰もが使いやすい施設となるよう、新潟県福祉のまちづくり条例に基づき協議や指導、助言を行います。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく民間施設（病院、社会福祉施設、商業施設等）の整備に係る協議・指導・助言の実施	・新潟県福祉のまちづくり条例	-	-	無	・民間の公共的施設について、県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議、指導、助言を実施し、マニュアルに基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を55%（県の目標値）以上とする。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適箇所への指導・助言を徹底する。
			③誰もが暮らしやすい居住環境の整備	82	在宅で生活する高齢者の自立を推進するため、住宅リフォームを支援します。	・補助金の交付	・上越市介護保険事業計画、高齢者福祉計画	令和5年度	-	有	・高齢者の自立した生活の維持・改善、介護者の負担軽減などに繋がる助成内容となるよう必要に応じ助言を行う。	・改修工事の実施前、必要に応じて現地を訪問し、改修箇所や改修方法について、専門的知見から助言を行う。 ・改修工事の完了後、必要に応じて現地を訪問し、利用者の身体状況に適合した改修となっているか、確認を行う。 ・訪問は5件/月×12=60件/年（介護保険の住宅改修を含む件数）を目標とする。
			83	障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送られるよう、住宅リフォームを支援します。	・補助金の交付	・上越市障害者福祉計画	令和5年度	-	有	・障害のある人が住環境を整備し、自立した生活を営めるよう、手帳交付時の説明により引き続き周知の徹底を図る。また、必要以上に申請者を待たせることがないよう、手続きを速やかに行う。	・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助する。 限度額：500,000円	
			84	空き家等の適切な管理及び活用促進を図ることにより、市民一人ひとりが安全安心に暮らすことができる生活環境を確保します。	・所有者等による空き家等の適切な管理の促進	・第2期上越市空き家等対策計画	令和7年度	-	有	・安全安心な生活環境の確保に向け、空き家等の所有者等に対し適切な維持管理を促進する。	・広報上越や市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行う。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言・指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行う。 助言・指導通知 3回 適正管理依頼 1回+随時	
85	雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に対し支援します。	・補助金の交付	・上越市雁木整備事業補助金交付要綱	-	-	有	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。 ・補助率：1/2 補助限度額：550千円	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。 ・雁木のある地域、特に地域指定を受けている地域に対し制度の周知を行い、補助金利用の促進を図ることで、雁木の保存と活用を推進していく。				



第5次人まち計画（案）での位置付け			No.	事業内容	事業計画	関連する個別計画、法令等	個別計画の最終年度（ない場合は記載不要）	令和4年度（案）			
基本目標	施策の方向							取組の方向性	予算計上の有無	目標	計画（具体的な取組内容）
8 誰もが移動しやすいまちづくり	(1)誰もが安心して移動できるよう地域公共交通の維持・確保に取り組みます。	①地域公共交通の利便性の向上	86	地域の実情にあった公共交通の再編を行い、地域公共交通を維持・確保します。	・利便性、持続可能性に配慮した路線バスの再編	・第2次上越市総合公共交通計画 ・上越市第6次総合計画	令和9年度 令和4年度	-	有	・第2次総合公共交通計画に基づき、路線バスの再編を行う。	・第2次総合公共交通計画に基づき、路線再編の詳細の検討、地域住民、関係団体、事業者との協議、関係機関との調整等を行い、年度計画に沿って再編を実施する。 ・利用者数を基準としたバス路線の評価・検証を行い、市の財政負担の削減効果や、評価結果について、地域住民と情報を共有し、継続的に見直しを行う。
			87	運行の安定性・安全性・快適性の向上に取り組みます。	・鉄道事業者安定経営支援補助金、バス運行対策費補助金の交付による生活交通の維持確保	・第2次上越市総合公共交通計画 ・上越市第6次総合計画	令和9年度 令和4年度	-	有	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付により、生活交通の維持確保を図る。 えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 57,401千円 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 11,007千円 バス運行対策費補助金 70路線 432,324千円 住民主導型コミュニティ交通事業補助金 7,064千円	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付 ・互助による輸送を行う団体に対する補助金の交付
			88	分かりやすい運行情報や利用案内の提供に取り組みます。	・分かりやすい路線系統表示や時刻表、啓発資料の作成 ・バス事業者が導入するバスロケーションシステムに補助金を交付し、バスの利用環境を向上させる。	・第2次上越市総合公共交通計画 ・上越市第6次総合計画	令和9年度 令和4年度	拡充	有	・時刻表や啓発資料の内容について、法定協議会や利用者の意見を踏まえてより充実したものとし、継続的な利用促進を図る。 ・バス事業者に補助金を交付し、バスの位置情報が把握できるバスロケーションシステムについて、対象路線を拡充する。	・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成 ・バス事業者が導入するバスロケーションシステムに補助金を交付し、対象路線16路線を拡充する。 ※以下、数値は令和3年度予算額を記載 バス運行対策費補助金 2,995千円
			89	運行の安全性・快適性の向上に取り組みます。	・国の補助事業の活用による福祉タクシーの導入促進	・上越市福祉タクシー導入促進方針	令和5年度	-	無	・引き続き、福祉タクシーの導入促進に取り組み、障害者等の交通弱者の移動手段を確保する。	・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に補助制度等の情報発信を行う。
	(2)誰もが安全かつ快適に移動できるよう歩道・道路整備を推進します。	①安全・安心な歩道・道路の整備	90	誰もが安全に安心して移動できる歩道や道路を整備します。	・歩道・道路整備の推進	・上越市道路整備計画 ・上越市第6次総合計画	令和6年度 令和4年度	-	有	・道路整備計画に基づき、歩道及び道路整備を実施する。	【歩道築造】 L=1.1km（6路線） 【道路築造】 L=0.1km（8路線）
			91	歩行者などの交通の安全確保や街頭犯罪の未然防止を図るため、集落間通学路に防犯灯を整備します。	・防犯灯整備	・上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画 ・上越市子ども・子育て支援総合計画	令和4年度 令和6年度	-	有	・集落間の通学路において、必要な箇所に防犯灯が設置されている状態にする。	・新設予算計上箇所への防犯灯の設置 ・市が管理する防犯灯の適正な維持管理
			92	交通事故の発生を防止するため、カーブミラーを維持管理・整備します。	・カーブミラーの整備	・上越市第6次総合計画	令和4年度	-	有	・必要な箇所にカーブミラーが設置されている状態にする。	・必要な箇所にカーブミラーを設置する。 ・市が管理するカーブミラーの適正管理

## 第5次人にやさしいまちづくり推進計画に係る令和4年度実施計画

### 1 事業の状況

令和3年度事業の評価を踏まえ、必要な見直しを行いながら91事業を継続（うち1事業は2事業を1事業に統合したもの）して実施するほか、第5次計画に合わせ新規事業を1件追加するもの。

基本方針	令和3年度 事業数	令和4年度 事業数
1 誰もが理解し合えるまちづくり	12	12
2 誰もが学べるまちづくり	6	6
3 誰もが働けるまちづくり	8	8
4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	32	<b>33</b>
5 誰もが支え合うまちづくり	7	7
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	14	<b>13</b>
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	6	6
8 誰もが移動しやすいまちづくり	7	7
合 計	92	92

### 2 令和3年度からの主な変更点

取組の方向性として、見直し拡充が各1事業であり、2事業を1事業に統合しつつ見直しをする他は、令和3年度事業を継続することとしている。事業自体に変更はないが、目標や実施方法等下記のとおり変更し実施することとしている。また、第5次計画の策定に合わせ、新たに1事業を搭載した。

資料3-1 対応頁	事業No.	主な変更内容	担当課
6	44 《見直し》 シニアセンターにおける常設ギャラリーの設置	【事業計画】 ・本町ふれあい館がR3年度で廃止のため、「談話室の提供」を削除した（直江津に談話室の設置なし）。 【目標】 ・本町ふれあい館がR3年度で廃止のため目標値を削除したほか、直江津ふれあい館の利用人数をR3実績に基づき400人増とした。 【計画】 ・本町ふれあい館の展示コーナーの代替として福祉交流プラザを活用する。	高齢者支援課
8	58 《新規》 ・こどもセンターの運営 ・子育てひろばの運営	第5次計画の策定に合わせ、新規登載した。（既存事業）	こども課
9	60 《拡充》 ・NPOボランティアセンターの運営	【計画】 ・ホームページの更新を行い、利便性の向上を図る。	共生まちづくり課
11	76 《統合》 《見直し》 ・除雪費用一部助成	事業整理の中で、「令和3年度事業計画」のNo.75, 76を統合した。	高齢者支援課